

沖縄労働局第13次労働災害防止計画（最終年）の取りまとめ結果

令和5年11月

1 労働災害防止計画の目標と達成状況

(1) 死亡災害（全産業）

【目標】

- ① 12次防期間（平成25年～平成29年）[44人]と比較して13次防期間（平成30年～令和4年）に15%以上減少の[37人]以下とする。
- ② 労働災害による死亡者 平成29年[14人]比で令和4年に15%以上減少の[12人以下]とする。

【結果】

- ① 13次防期間（平成30年～令和4年）の累計死亡者数 → [38人]で未達成。
- ② 令和4年の死亡者数 → [2人]で達成。
 - ・ 令和4年は死亡災害が昭和47年からの統計史上最も少ない年となった。
 - ・ 建設業においては、平成24年以降10年ぶりに死亡災害が0人となった

(図1)



(2) 死亡災害（建設業）

【目標】

- 12次防期間（平成25年～平成29年）[20人]と比較して13次防期間（平成30年～令和4年）に15%以上減少の[17人]以下とする。

【結果】

13 次防期間の累計死亡者数 → [25 人] で未達成。

- ・主な事故の型別では足場、構築物等からの墜落・転落災害で 8 人、材料等の飛来・落下災害で 5 人となっている。

(図 2)



13次防期間

(3) 死亡災害（製造業）

【目標】

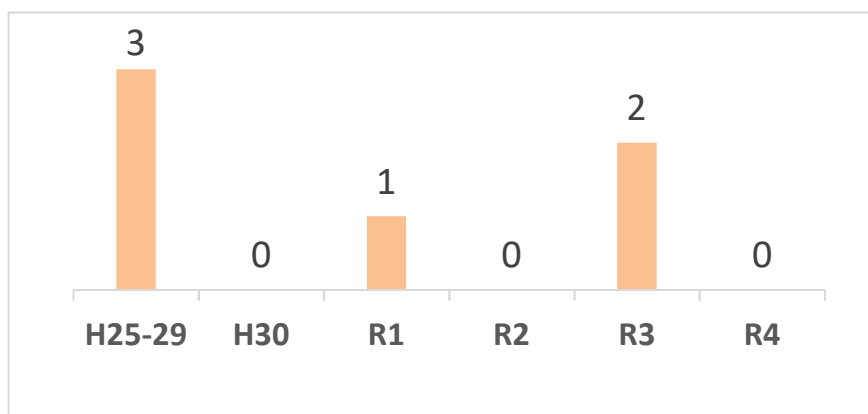
12 次防期間（平成 25 年～平成 29 年）[3 人] と比較して 13 次防期間（平成 30 年～令和 4 年）に 15%以上減少の [2 人] 以下とする。

【結果】

13 次防期間の累計 の死亡者数 → [3 人] で未達成。

- ・事故の型別では、はしご、クレーンからの墜落・転落で 2 人、爆発で 1 人となっている。

(図 3)



13次防期間

(4) 死傷災害（全産業）※休業4日以上の労働災害をいう。以下同じ。

【目標】

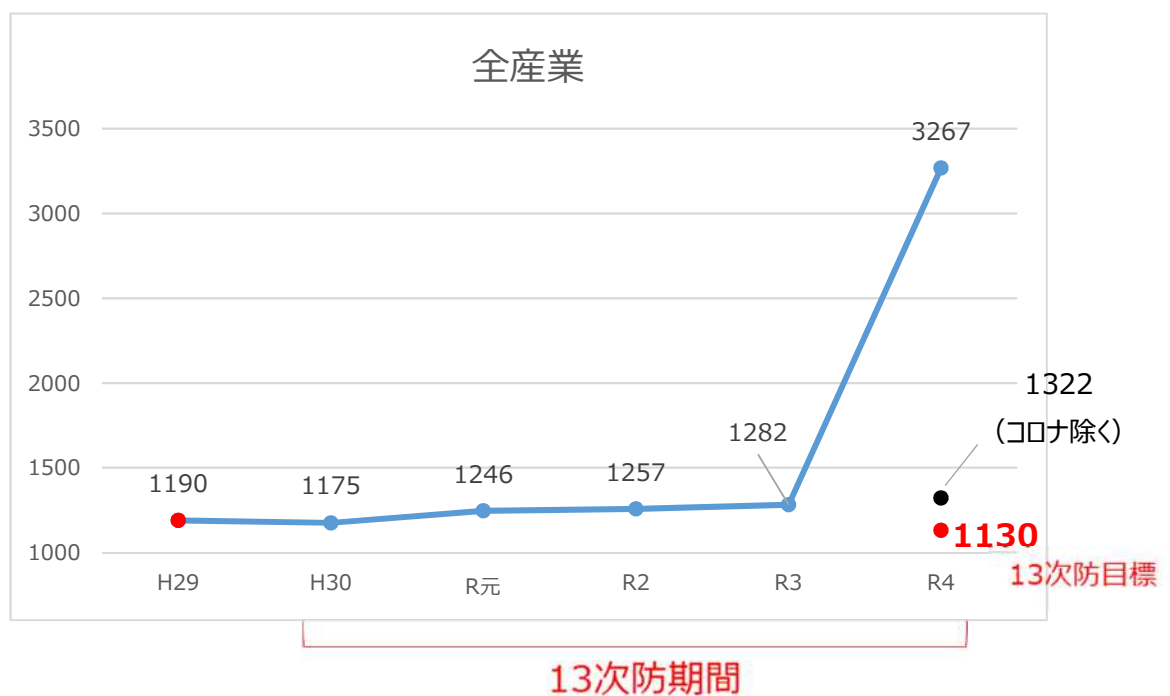
労働災害による死傷者 平成29年[1,190人]比で令和4年に15%以上減少の[1,130人以下]とする。

【結果】

令和4年の死傷者数 → [3,267人] で未達成。

・令和4年は新型コロナウイルスのり患を含む保健衛生業の増加が著しい。なお、新型コロナウイルスのり患を除いても(1,322人)と増加傾向が続いている。

(図4)



(5) 死傷災害（陸上貨物運送事業）

【目標】

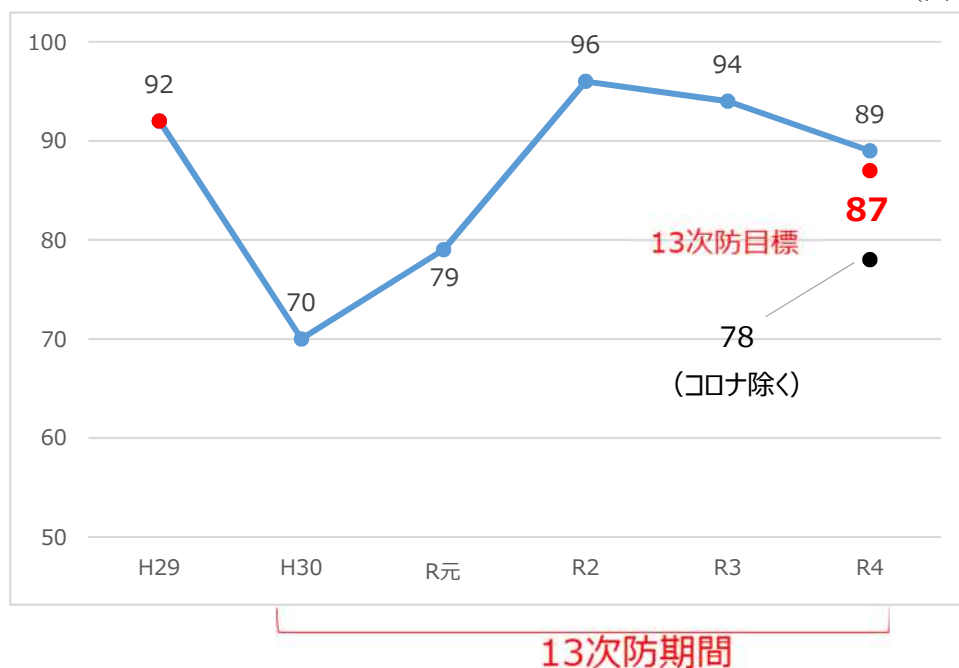
労働災害による死傷者 平成29年[92人]比で令和4年に5%以上減少の[87人以下]とする。

【結果】

令和4年の死傷者数 → [89人] で未達成。なお、新型コロナウイルスのり患を除くと(78人)となっている。

・起因物別/型別では、フォークリフト、トラックからの墜落・転落が多く(23件、26%)発生している。

(図 5)



(6) 死傷災害 (小売業)

【目標】

労働災害による死傷者 平成 29 年 [108 人] 比で令和 4 年に 5 %以上減少の [102 人以下] とする。

【結果】

令和 4 年の死傷者数 → [158 人] で未達成。なお、新型コロナウイルスのり患を除いても (130 人) となっている。

・事故の型別では、転倒 (29 件、18%)、無理な作業姿勢での腰痛が多く (33 件、21%) 発生している。

(図 6)



(7) 死傷災害（社会福祉施設）

【目標】

労働災害による死傷者 平成 29 年 [119 人] 比で令和 4 年に 5 %以上減少の [113 人以下] とする。

【結果】

令和 4 年の死傷者数 → [1,105 人] で未達成。

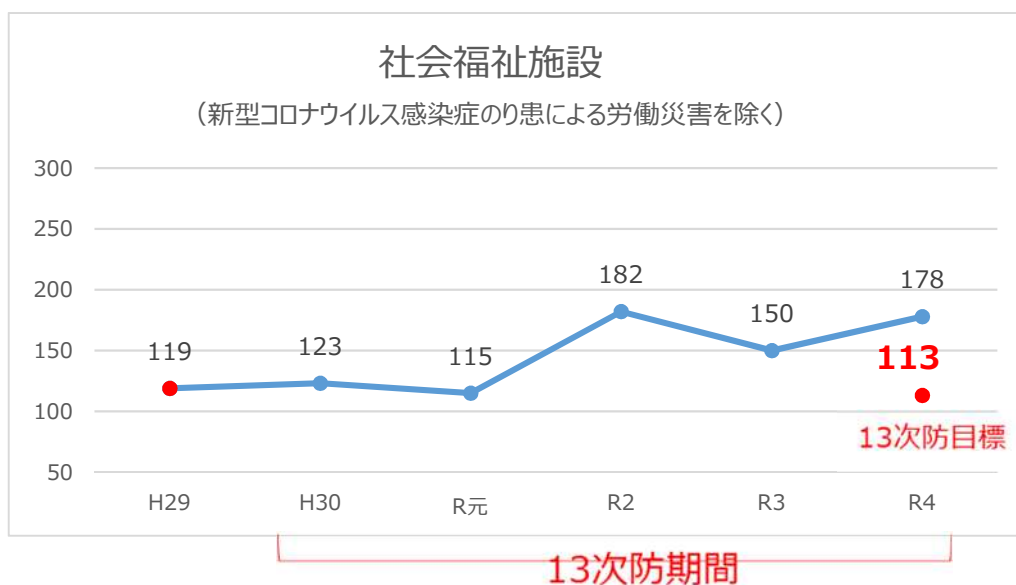
新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いても [178 人] で未達成。

・事故の型別では新型コロナウイルス感染症のり患（927 件、84%）の他、転倒、（66 件、6 %）腰痛（57 件、5 %）が多く発生している。

（図 7-1）



（図 7-2）



(8) 死傷災害（飲食店）

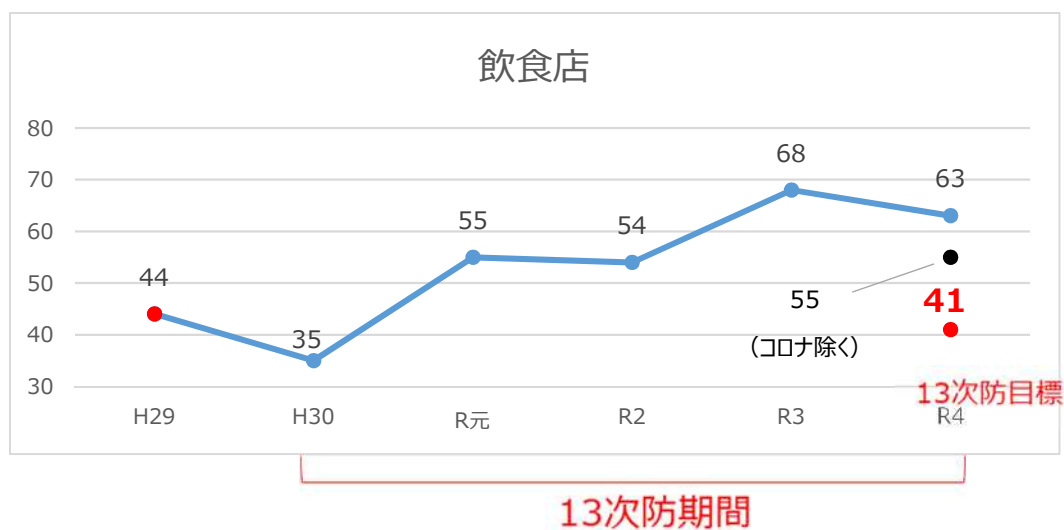
【目標】

労働災害による死傷者 平成 29 年 [44 人] 比で令和 4 年に 5 %以上減少の [41 人以下] とする。

【結果】

令和 4 年の死傷者数 → [63 人] で未達成。なお、新型コロナウイルスのり患を除いても (55 人) となっている。

・事故の型別では、転倒が最も多く、次いで火傷、切れ・こすれが多く発生している。(図 8)



(9) 第三次産業の腰痛

【目標】

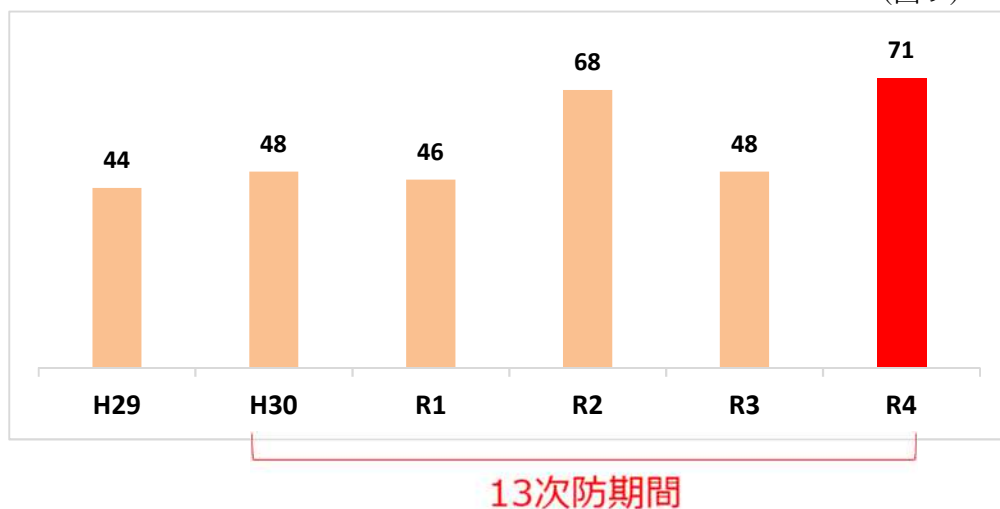
労働災害による腰痛 平成 29 年 [44 人] 比で令和 4 年に 5 %以上減少の [41 人以下] とする。

【結果】

令和 4 年の腰痛による死傷者数 → [71 人] で未達成。

・保険衛生業と商業で全体の約半数を占めている。

(図 9)



(10) 陸上貨物運送事業の腰痛

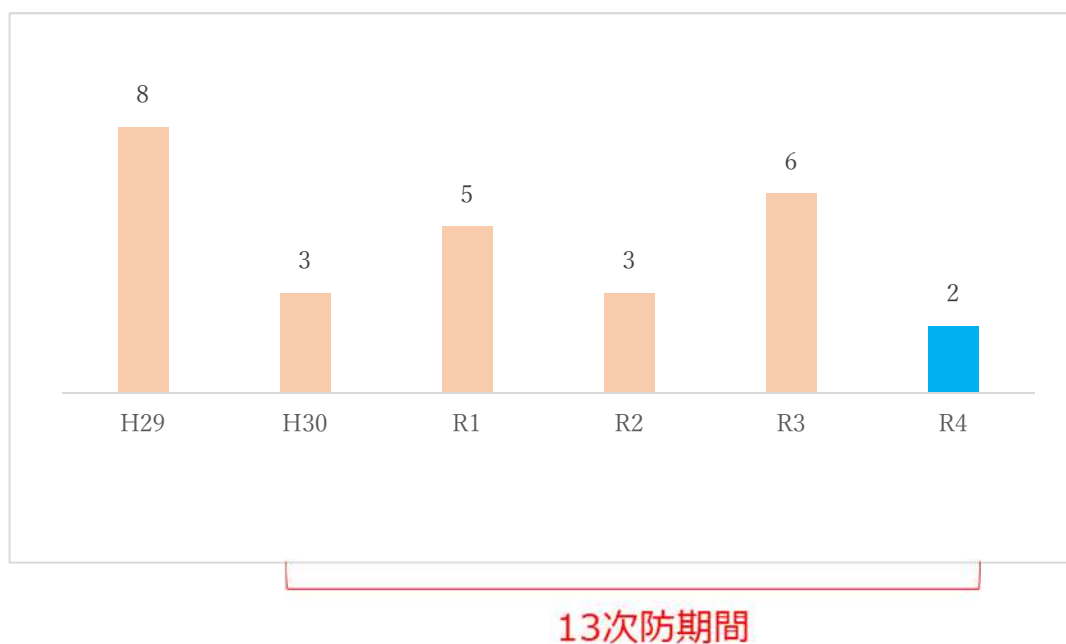
【目標】

労働災害による腰痛 平成 29 年〔8 人〕比で令和 4 年に 5 %以上減少の〔7 人以下〕とする。

【結果】

令和 4 年の腰痛 → 〔2 人〕で目標達成。

(図 10)



(11) 熱中症

【目標】

- ① 13 次防期間（平成 30 年～令和 4 年）に死亡者をゼロとする。
- ② 12 次防期間（平成 25 年～平成 29 年）〔35 人〕と比較して 13 次防期間（平成 30 年～令和 4 年）に 5 %以上減少の〔33 人〕以下とする。

【結果】

- ① 期間中の累計死亡者数 → 〔2 人〕で未達成。
- ② 期間中の累計死傷者数 → 〔49 人〕で未達成。
 - ・過去 10 年間（平成 25 年～令和 4 年）の熱中症による死傷者数（休業 4 日以上）は 92 人であり、発生月別では 7 月は最多の 27 人で全体の 3 割を占め、令和 3 年は、5 月上旬に 1 人、7 月上旬に 1 人の死亡労働災害が発生した。

(図 11)



2 こころと体の健康確保対策の目標と達成状況

(1) メンタルヘルス対策（全産業）

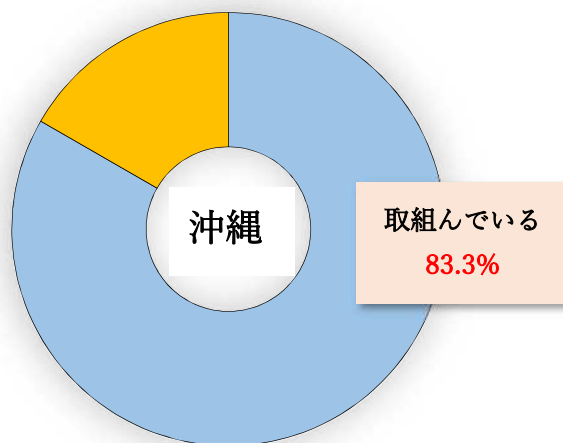
【目標】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を令和4年までに80%以上とする。

【結果】

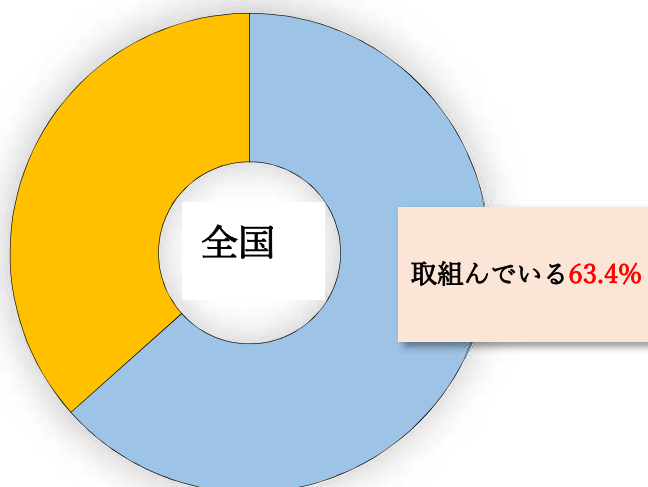
沖縄 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 **[83.3%]** で達成
(図12)

※ 資料出所：厚生労働省「労働衛生課による特別集計」



〔参考〕全国 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 **[63.4%]**

※ 資料出所：「厚生労働省労働基準局安全衛生部による特別調査より」(図13)



(2) 定期健康診断結果の有所見率

【目標】

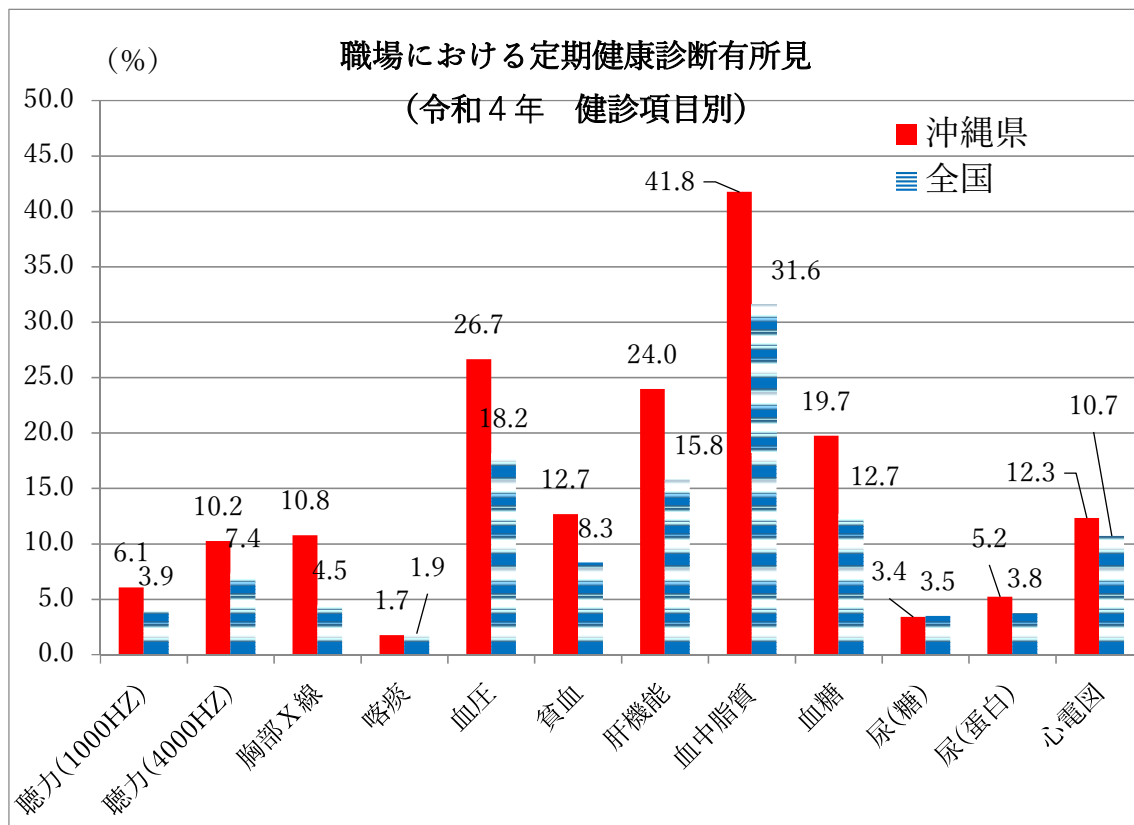
令和4年までに改善し全国との差7ポイント以内とする（全産業）
る。

【結果】

全国平均値との格差は13.8ポイントとなっている。（令和4年）→ 未達成

・生活習慣病に関連する項目（血圧、血中脂質、血糖）の所見が高い。

（図14）



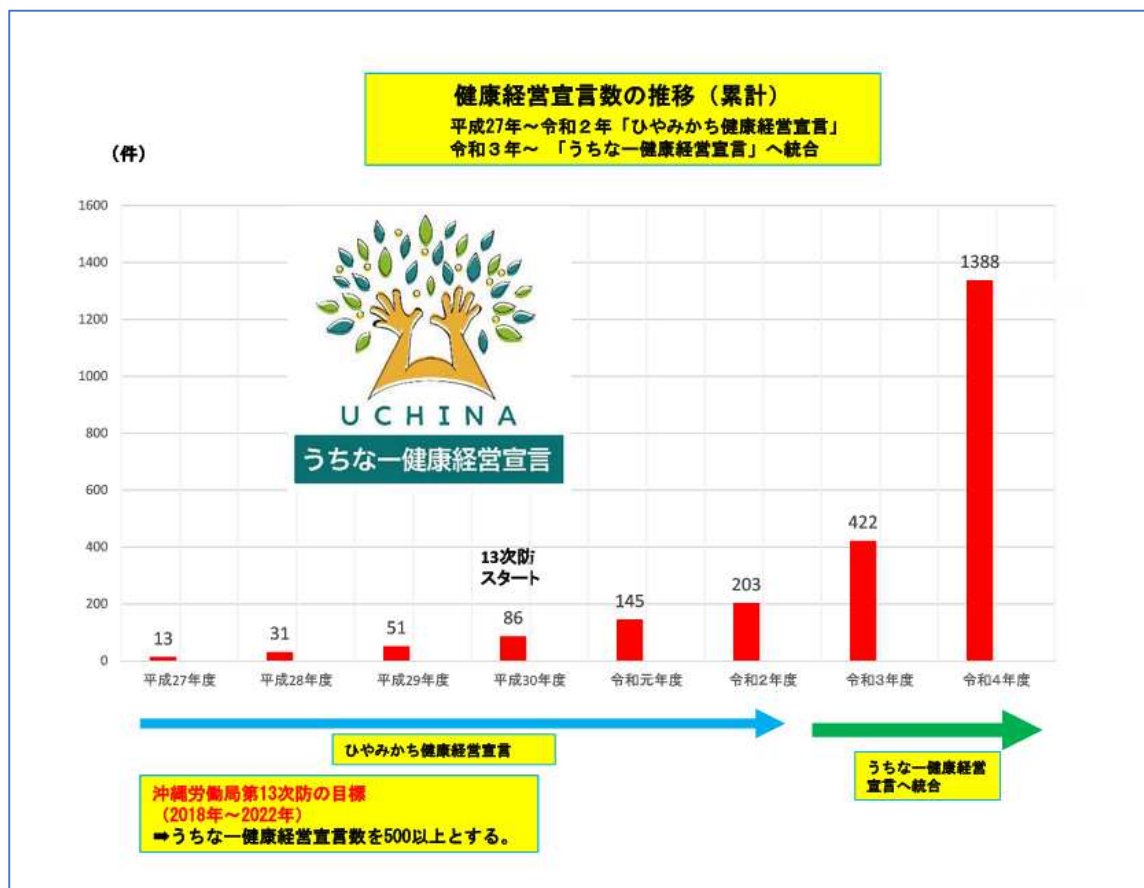
(3) うちなー健康経営宣言事業場（「ひやみかち健康経営宣言」から統合）

【目標】

令和4年までに、「うちなー健康経営宣言」の実施事業場数を500事業場とする。

【結果】

令和4年度末日で「うちなー健康経営宣言」の実施事業場数を1,388事業場とした。→ 目標達成。



13次防期間

(4) その他の目標

【目標】

ストレスチェック結果を集団分析している事業場を増加させるための周知を行う。

【取組】

1. ストレスチェック結果の集団分析未実施事業場並びに未提出事業場に対し、過去5年間の監督・個別指導、集団指導等でストレスチェック結果を集団分析して職場環境等の評価を行うよう指導・周知を図った。
2. ストレスチェック結果を集団分析して職場環境等の評価に繋げることにについて関係リーフレット等を郵送又は沖縄労働局ホームページに掲載する等して同取組み実施の周知を図った。

【結果】

・令和4年の「厚生労働省労働基準局安全衛生部による特別調査」(別添 参考資料)によると、職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック結果の集団(部、課など)の取組を実施している事業場の割合は、沖縄県で46.9%、全国では51.4%となっている。

【目標】

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加させるための周知を行う。

【取組】

1. 労働衛生通達等に基づく、過去5年間の監督・個別指導、集団指導等のあらゆる機会を捉えて、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付のその円滑な施行に向けての周知啓発を行った。
2. 沖縄労働局ホームページへ安全データシート(SDS)の交付等に関するリーフレット等の掲載や化学物質使用事業場を傘下に置く各労働災害防止機関へ同対策・取組み推進に向けての周知依頼文を郵送した。

【参考資料】

1. 沖縄労働局ホームページ掲載資料（掲載日の早い順としている。）

- ① 「職場での熱中症対策を徹底しましょう！」
令和5年4月7日(金)発表
- ② 「県内における令和4年の労働災害発生状況について」
令和5年5月30日(火)発表
- ③ 「令和4年 職場における定期健康診断実施結果について」
令和5年8月29日(火)発表
- ④ 「令和4年 職場における定期健康診断実施結果について」
令和5年10月31日(火)発表

2. メンタルヘルス対策資料（厚生労働省「労働衛生課による特別集計」）

- ① 令和4年 沖縄県 事業所規模・産業、メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容（複数回答）別事業所割合
- ② 令和4年 全国 事業所規模・産業、メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

3. 県内における労働災害（死亡・休業4日以上）発生状況の推移等

- ① 県内における労働災害（死亡）発生状況の推移
- ② 県内における労働災害（死亡）発生状況の推移
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）
- ③ 県内における労働災害（休業4日以上）発生状況の推移
- ④ 県内における労働災害（休業4日以上）発生状況の推移
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）
- ⑤ 県内における死傷年千人率の推移（業種別）
- ⑥ 県内における高年齢労働者等の労働災害発生状況の推移
（休業4日以上・全産業）（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局第 13 次労働災害防止計画の総括による課題と対応

I

1. 沖縄労働局第 13 次労働災害防止計画の目標の数 16 件目標のうち 達成 4 件、未達成 12 件となった。
2. 「安全・健康に働くことができる県民職場の実施」に向けて取組みを進めたものの、結果としては不十分なものとなった。
3. よって、取組み方針はそのまま職場における安全と健康の維持・向上を図ることとした。

II

厚生労働省第 14 次労働災害防止計画（R5.3.8 公表）を前提とし、沖縄労働局第 13 次労働災害防止計画において未達成目標、沖縄において特に重点項目として取組むことを含め、令和 4 年度に沖縄労働局安全衛生労使専門家会議を開催、会議の中で中間総括の結果報告等を行ったうえで、委員からの意見・質疑等を取り纏めて、別添資料 1 の沖縄労働局第 14 次労働災害防止計画へ反映させた。

(資料1)

令和5年3月
沖縄労働局

沖縄労働局第14次労働災害防止計画

はじめに

沖縄労働局においては、安全衛生に関する最優先課題として、①死亡災害の撲滅、②死傷災害の減少、③健康診断の有所見率の改善を掲げて取り組んできたが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は増減を繰り返し、休業4日以上の死傷者数は増加傾向にあり、職場の健康診断の有所見率は全国ワーストであり、これらを改善するためには、さらに計画的・効果的な対策に取り組む必要がある。

そこで、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月・厚生労働省策定）に取り組むほか、上記最優先課題の達成に向けて、今後5年間の重点事項並びに目標及び取組事項を定めた「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」を策定する。

1 計画期間

2023年度から2027年度まで

2 計画の重点事項

- (1) 建設業及び製造業の労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 働き盛り世代の健康づくり対策の推進

3 計画の目標

(1) 労働災害の減少目標

ア 死亡災害

2023～2027 年の 5 年計を 2018～2022 年の 5 年計と比較して 5 %以上減少させる。

イ 死傷災害

2022 年までの増加傾向に歯止めをかけ、2027 年までに減少に転じさせる。

(2) 重点事項ごとの目標と取組

アウトプット指標	アウトカム指標	重点事項ごとの取組
ア 建設業及び製造業の労働災害防止対策の推進 (ア) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。 (イ) 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。	(ア) 建設業の死亡者数を 2023～2027 年の 5 年計を 2018～2022 年の 5 年計と比較して 15%以上減少させる。 (イ) 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 %以上減少させる。	(ア) 建設業の店社及び中小規模の建設工事現場を中心に墜落・転落災害の防止対策を指導する。 (イ) 沖縄県建設業 Safe-Work 運動(主唱：沖縄労働局・沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部・建設業労働災害防止協会沖縄県支部)を推進する。 (ウ) 中小規模の製造業を中心に機械のリスク低減対策を指導する。
イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (ア) 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の	(ア) 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	(ア) 卸売業・小売業及び医療・福祉を中心に転倒防止・腰痛予防対策を指導する。 (イ) 沖縄県小売業 SAFE 協議会及び沖

割合を 2027 年までに 50%以上とする。 (イ) 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。 (ウ) 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。	(イ) 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。 (ウ) 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。	縄県介護施設 SAFE 協議会による転倒防止・腰痛予防対策の好事例を周知する。
ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。	増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を周知し、その取組を指導する。
エ 働き盛り世代の健康づくり対策の推進 (ア) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を 2027 年までに 5,000 件以上とする。	職場の定期健康診断の有所見率の全国平均との差を 2022 年と比較して 2027 年までにその拡大に歯止めをかける。	(ア) 労働衛生管理体制の確立（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任等）を指導する。 (イ) 健康診断及び事後措置の実施を指導する。

(イ) 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。		(ウ) 5 者協定健康会議（構成：沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国保険協会沖縄支部）による「うちなー健康経営宣言」事業を周知し、各種サポートの利用を勧奨する。特に有所見率の高い業界と連携した取組を実施する。 (エ) 沖縄産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる産業保健支援事業の利用を勧奨する。
--	--	--

Press Release

沖縄労働局発表

令和5年4月7日(金)

担当

沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 梅澤 栄
地方労働衛生専門官 大村 達治
電話:098 (868) 4402

職場での熱中症対策を徹底しましょう！

～4月は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」準備月間です～

沖縄労働局（局長 西川 昌登）は、令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の準備月間を前に、関係団体に対し熱中症対策の周知等の依頼をしました。

1 熱中症による労働災害の発生状況等

(1) 令和4年の発生状況（令和5年3月20日時点速報値）

死亡者は0人。休業4日以上 の被災者は、前年（16人）より5人少ない11人だった。（別添1参照）

内訳をみると、業種では製造業（水道業、クリーニング業を含む）が最多の5人となっており、全体の45.5%を占めた。（別添2、別添3（図1）参照）

(2) 県内における過去10年間（平成25年から令和4年）の熱中症による休業4日以上 の労働災害の発生状況について

① 建設業が全体の30.0%を占めた。（別添3（図1）参照）

② 発生時期は6～8月の3か月間で全体の79.6%を占めた。（同（図2）参照）

③ 時間帯では15時台の17.2%、次いで17時台の14.0%に多く発生した。（同（図3）参照）

2 沖縄労働局の取り組み

令和5年も4月を準備月間として、5月から9月までの期間で「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。4月の準備期間中に「暑さ指数（WBGT）※の把握の準備」などに取り組んでいただくため、沖縄労働局で

は、関係団体等を通じてキャンペーンの周知を呼びかけるとともに、各事業場における熱中症対策の徹底を指導する。

※ 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

＜主な予防対策＞（別添 3 参照）

- ① 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- ② 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- ③ 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること。

＜添付資料＞

別添 1 熱中症による労働災害発生状況の推移（平成 25 年～令和 4 年）

別添 2 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例（令和 4 年、休業 4 日以上）

別添 3 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 25 年以降、休業 4 日以上）

別添 4 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（リーフレット）

別添 5 関係団体あて文書『令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について』

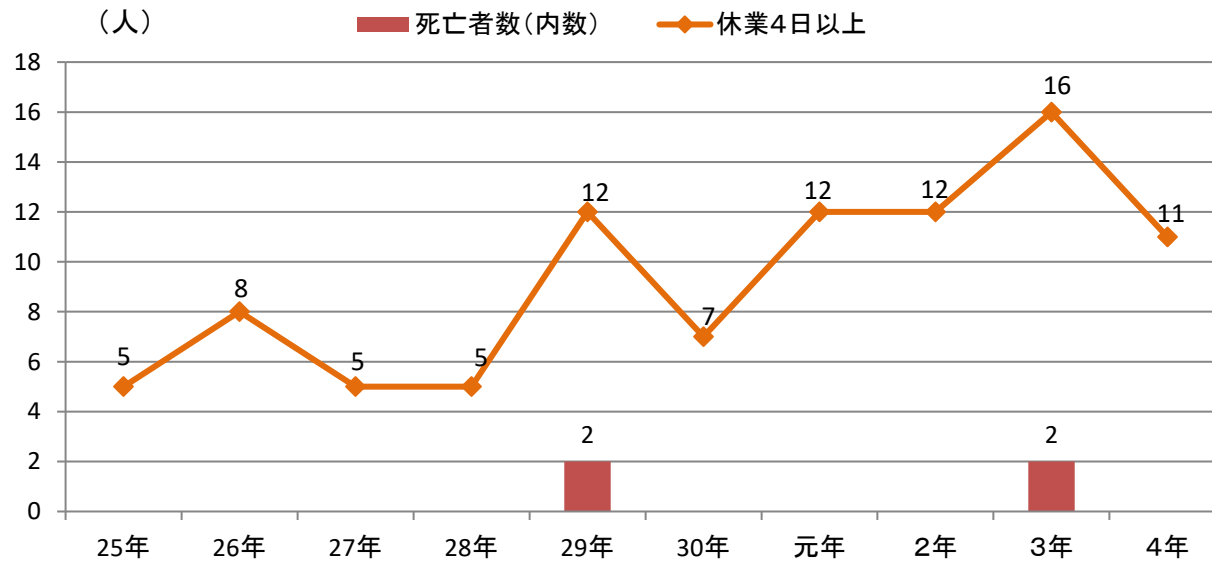
（参考：関連情報）

- ・厚生労働省「令和 5 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31485.html
- ・ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

熱中症による労働災害発生状況の推移(平成25年～令和4年)

令和4年は令和5年3月20日時点速報値

※労働者死傷病報告により集計したもの。



別添2

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例(令和4年、休業4日以上)

(令和5年3月20日時点速報値)

番号	所轄署	災害 発生日	業種	年齢	性別	被災 程度	災害発生状況
1	那覇(南部)	令和4年5 月下旬	水道業 (製造業)	40代	男	1ヶ月	組立作業を複数人で行っていたところ、午前10時頃体調不良になった。午後まで休憩したが再度ふらつきがあった。
2	名護(北部)	令和4年6 月下旬	港湾荷役業	40代	男	4日	屋外(32度を超える気温)のヤードで玉掛作業を行っていたところ、急に吐き気とけいれんで動けなくなった。
3	那覇(南部)	令和4年6 月下旬	運送業	20代	男	17日	トラックの荷卸作業で日差しを浴びながら階段を上り下りしたところ、足に力が入らなくなり倒れた。
4	沖縄(中部)	令和4年7 月初旬	クリーニング 業 (製造業)	60代	女	9日	16時頃、工場内で体調不良となり、めまい、嘔吐し、救急要請。
5	名護(北部)	令和4年7 月中旬	食料品製造業	50代	女	4日	製造現場で14時頃に作業、約30分後に気分が悪くなり、次第に手足のけいれん、過呼吸の症状が出たため救急要請。
6	沖縄(中部)	令和4年7 月下旬	旅館業	70代	女	7日	洗い場で洗浄中、暑さで気分が悪くなり気を失った。
7	沖縄(中部)	令和4年8 月中旬	クリーニング 業 (製造業)	60代	男	7日	12時半頃、工場内で気分が悪くけいれんを起こし倒れた。その後も歩行困難が続いたため救急要請。
8	那覇(南部)	令和4年8 月下旬	産業廃棄物処 理業	60代	男	5日	屋内作業所で作業中、体調が悪くなった。
9	名護(北部)	令和4年 10月初旬	食料品製造業	60代	女	5日	8時30分頃から清掃・草刈り作業始めるが、11時頃、気分が悪くなり、もうろうとしたため救急要請。
10	沖縄(中部)	令和4年 10月中旬	社会福祉施設	40代	男	45日	ビニールハウス内(気温34～36度)で、ネットを上にあげる作業をしていた。
11	那覇(南部)	令和4年 10月下旬	運送業	40代	男	10日	22時から作業を行ない、23時頃気分が悪くなり車内で休んでいたが、体調が悪化したため救急要請。

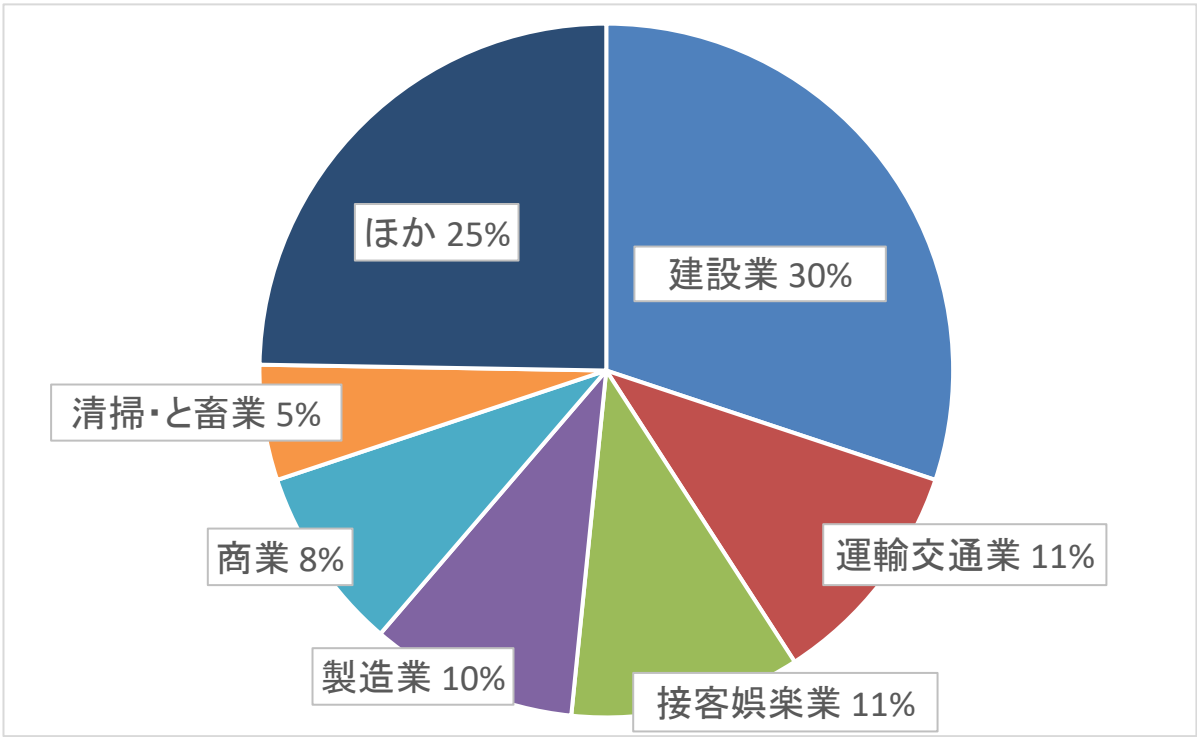
※ 労働者死傷病報告により作成したもの。

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成25年以降、休業4日以上）

令和4年は令和5年3月20日時点速報値

※図1～3の何れも労働者死傷病報告により集計したもの。

図1 業種別発生状況（平成25年～令和4年）



	建設業	運輸交通業	接客娯楽業	製造業	商業	清掃・と畜業	ほか	全体
計(人)	28(3)	10	10	9	8	5	23(1)	
うち令和4年度	0	2	1	5	0	1	2	11
令和4年度割合	0	18.2	9.1	45.5	0	9.1	18.2	100

※「ほか」の業種は、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業、教育・研究業、保健衛生業、その他の事業が含まれる。
※（ ）内は死亡者数であり、その業種の内数である。「ほか」の内数は「その他の事業（警備業）」である。
※「令和4年度割合」は小数点第2位を四捨五入している。

図2 月別発生状況（平成25年～令和4年）

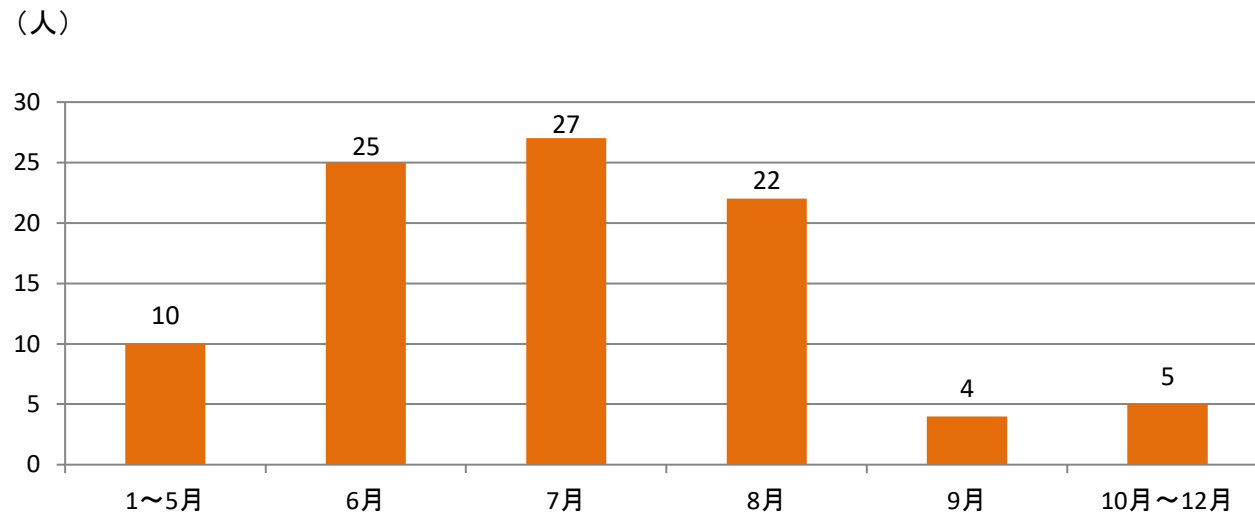
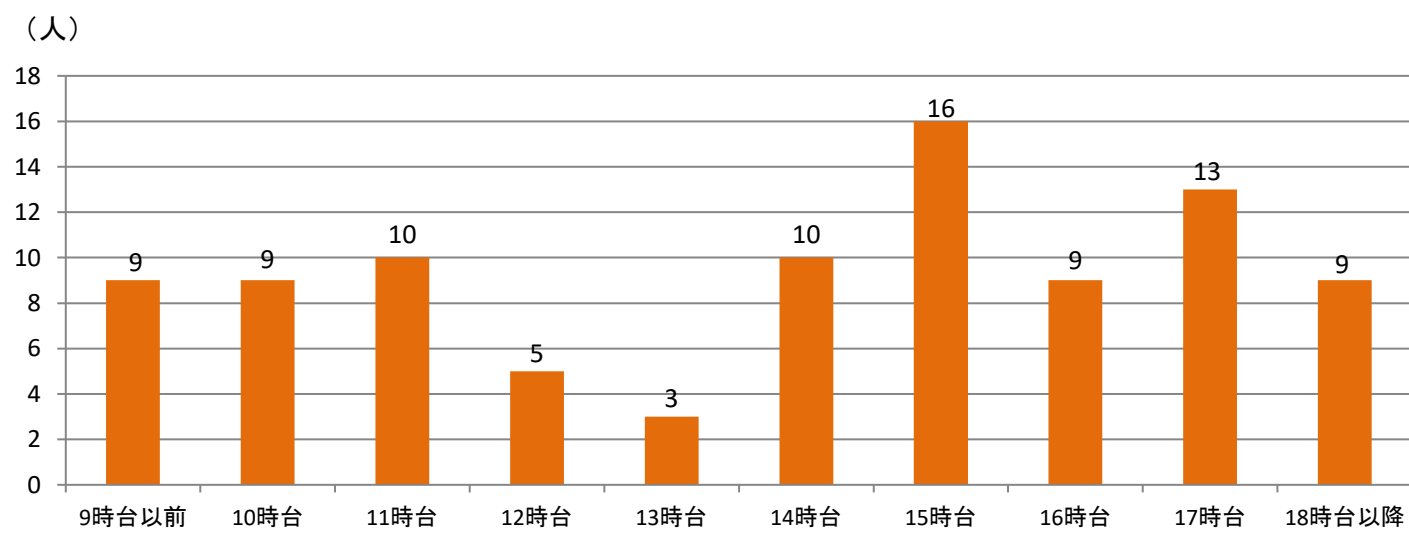


図3 時間帯別発生状況（平成25年～令和4年）



STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

基安発 0303 第 1 号
令和 5 年 3 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公 印 省 略)

令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところである。また、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 13 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 805 人、うち死亡者数は 28 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、別添のとおり、令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとする。本キャンペーンにおいては、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図る。また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定である。

については、管内の事業者団体に対して本キャンペーンの周知について要請を行うとともに、事業者に対し、4 月から 9 月末までに実施するパトロールや、労働衛生管理体制に係る指導等あらゆる機会を捉えて、要綱の 9 及び 10 に記載された事項について取り組むよう指導されたい。また、指導に当たっては、死亡災害の多い建設業、警備業、製造業に対して重点的に行われたい。

令和4年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況
(令和5年1月13日時点速報値)

1 職場における熱中症による死傷者数の状況 (2013～2022年)

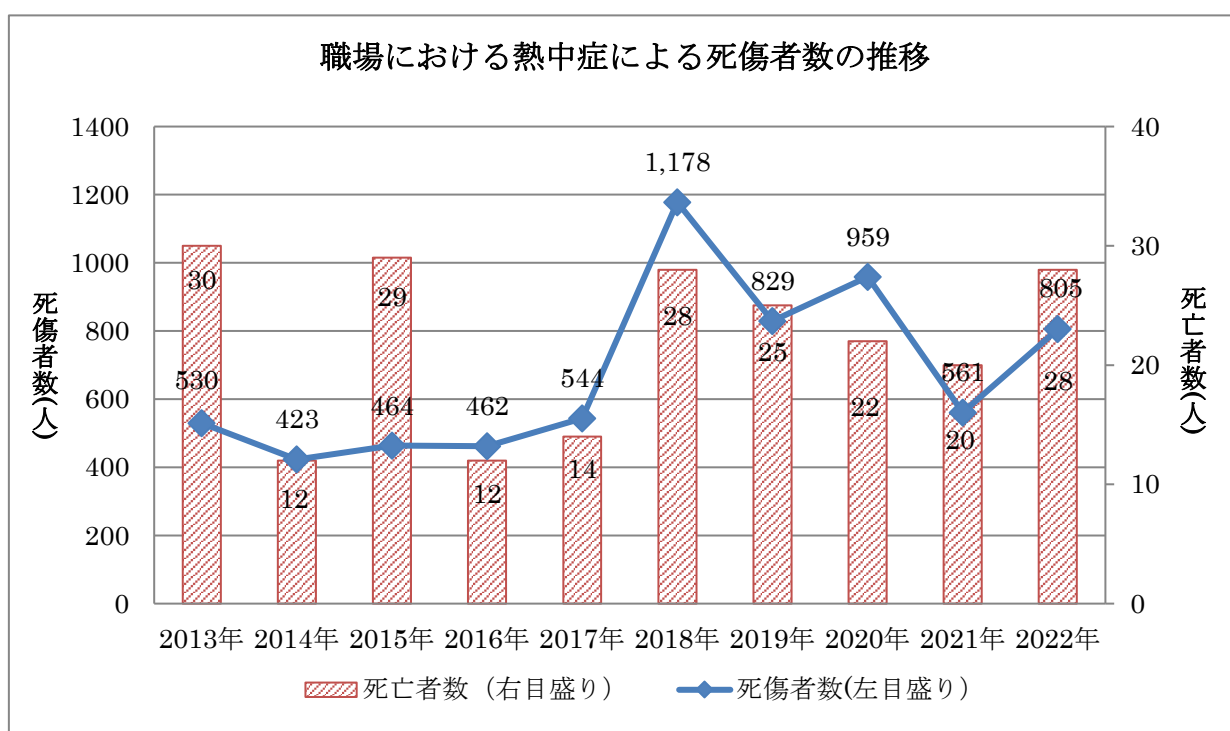
職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和4年（2022年）に805人となった。うち死亡者数は28人となっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移 (2013年～2022年) (人)

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
530 (30)	423 (12)	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	805 (28)

※2022年の件数は2023年1月13日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



2 業種別発生状況（2018～2022 年）

2018 年以降の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、次いで製造業で多く発生していた。

2022 年の死亡災害については、建設業において 13 件と最も多く発生していた。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2018～2022 年）

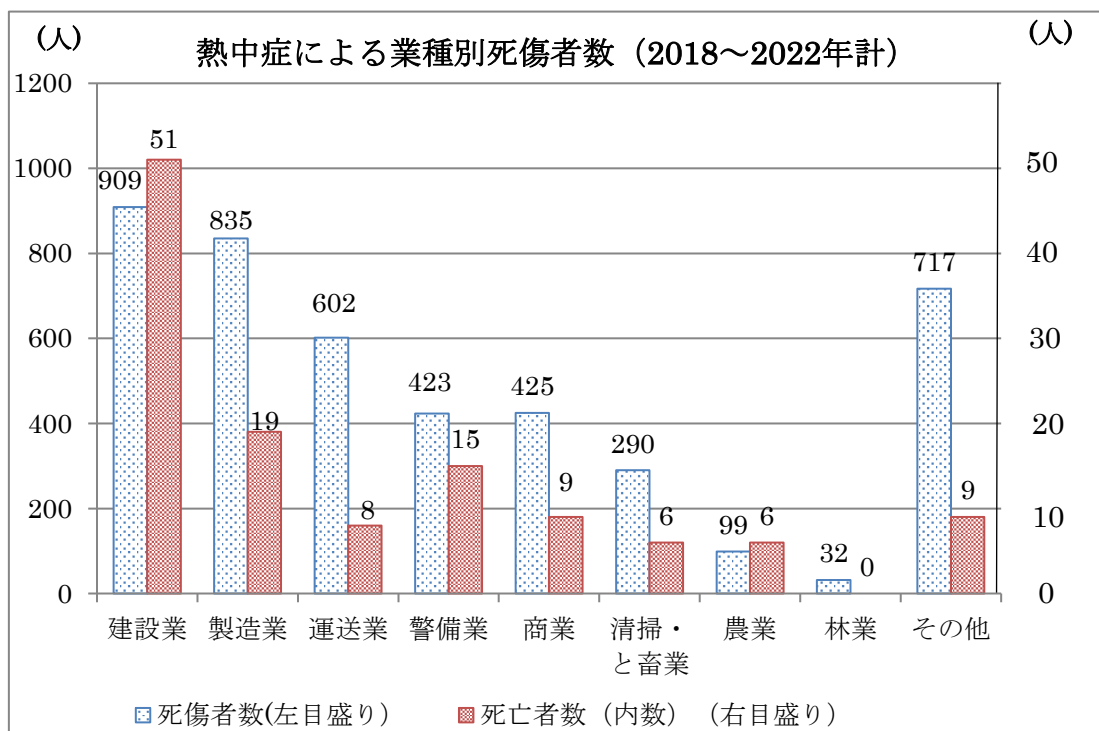
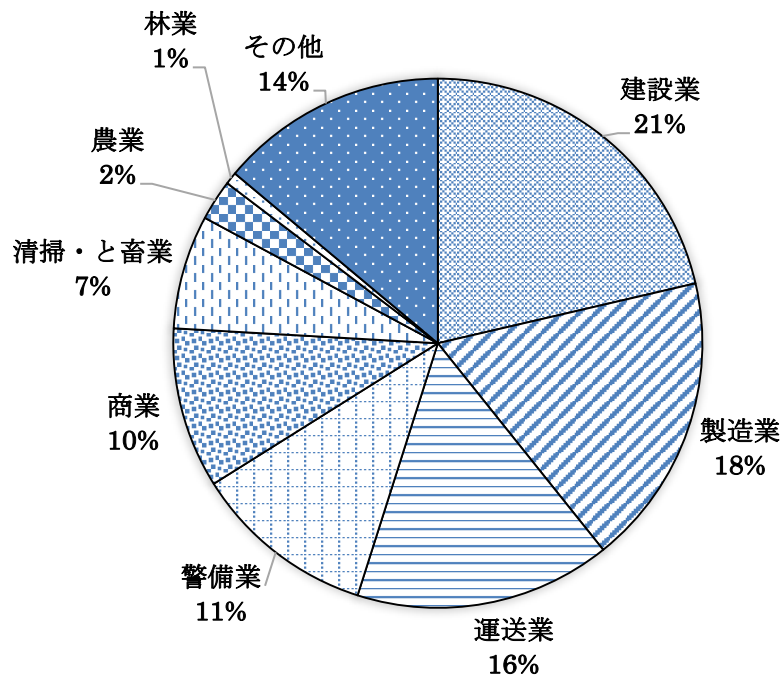
（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2018 年	239 (10)	221 (5)	168 (4)	110 (3)	118 (2)	81 (0)	32 (1)	5 (0)	204 (3)	1,178 (28)
2019 年	153 (10)	184 (4)	110 (2)	73 (4)	87 (1)	61 (0)	19 (0)	7 (0)	135 (4)	829 (25)
2020 年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
2021 年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022 年	172 (13)	144 (2)	126 (1)	90 (6)	79 (1)	56 (2)	20 (2)	6 (0)	112 (1)	805 (28)
計	909 (51)	835 (19)	602 (8)	423 (15)	425 (9)	290 (6)	99 (6)	32 (0)	717 (9)	4,332 (123)

※ 2022 年の件数は 2023 年 1 月 13 日時点の速報値である。

※ （ ）内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による業種別死傷者数の割合（2018～2022年計）



3 月・時間帯別発生状況（2018～2022 年）

（1）月別発生状況

2018 年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の 8 割以上が 7 月及び 8 月に発生していた。

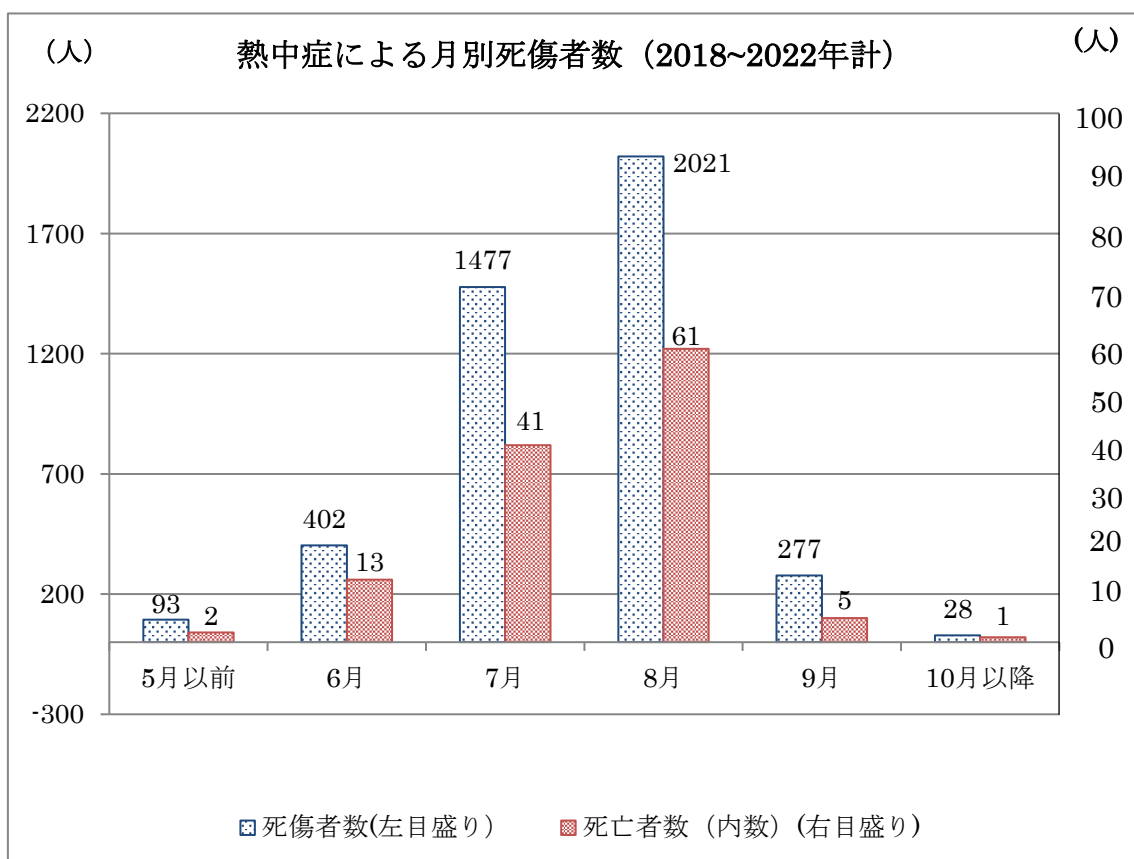
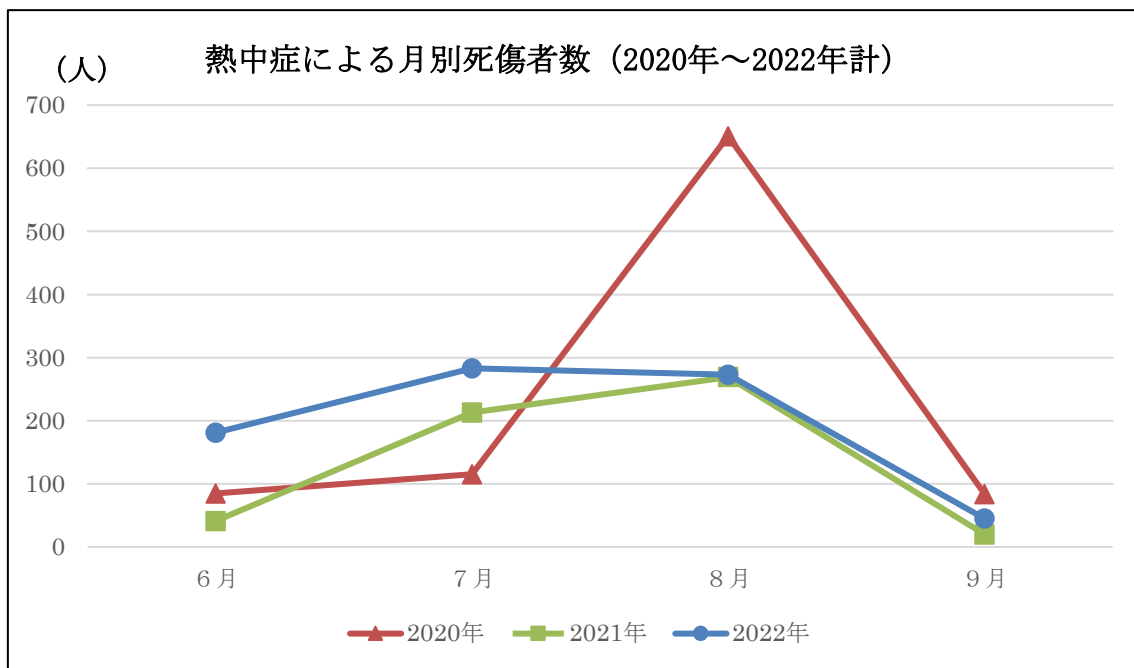
熱中症による死傷者数の月別の状況（2018～2022 年）（人）

	5 月 以前	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月 以降	計
2018 年	19 (0)	60 (2)	697 (17)	366 (8)	31 (1)	5 (0)	1,178 (28)
2019 年	30 (0)	45 (1)	177 (5)	472 (15)	97 (3)	8 (1)	829 (25)
2020 年	18 (1)	85 (0)	115 (4)	651 (16)	84 (1)	6 (0)	959 (22)
2021 年	11 (1)	41 (0)	213 (7)	269 (12)	20 (0)	7 (0)	561 (20)
2022 年	15 (0)	181 (10)	283 (8)	273 (10)	45 (0)	8 (0)	805 (28)
計	93 (2)	402 (13)	1,477 (41)	2,021 (61)	277 (5)	28 (1)	4,332 (123)

※ 2022 年の件数は 2023 年 1 月 13 日時点の速報値である。

※ 5 月以前は 1 月から 5 月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。

※ （ ）内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況 (2018~2022 年)

2018 年以降の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、15 時台が最も多く、次いで 14 時台が多くなっていた。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見された。

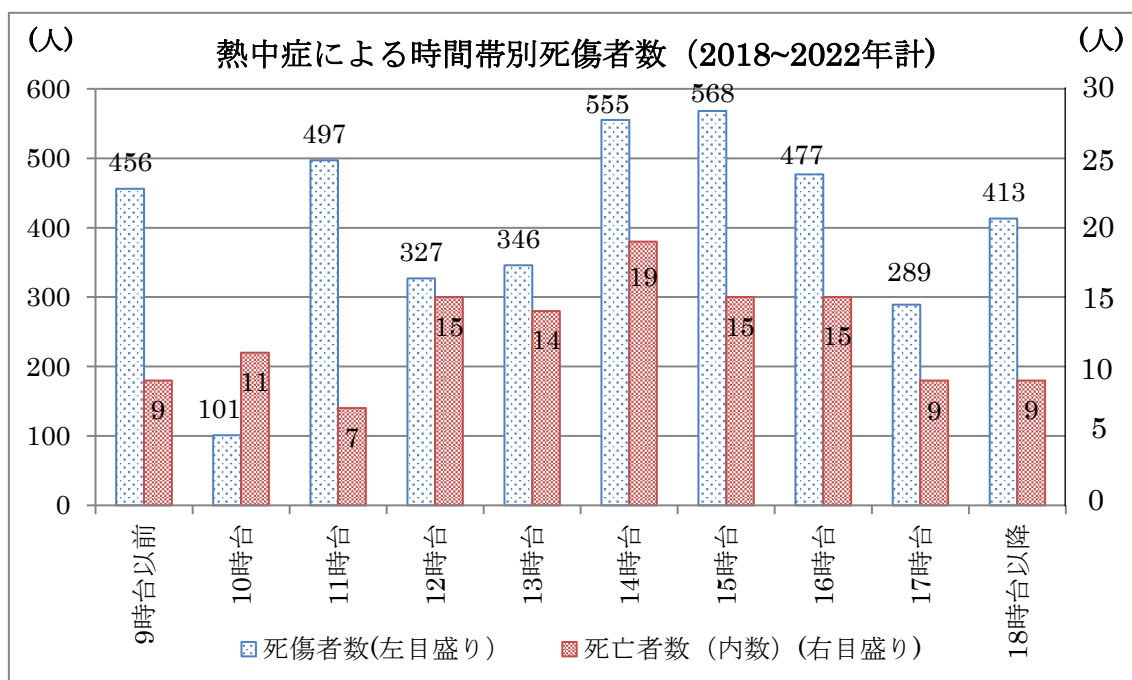
熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (2018~2022 年) (人)

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
2018 年	114 (5)	103 (1)	124 (1)	80 (4)	79 (1)	155 (4)	154 (4)	141 (6)	82 (0)	146 (2)	1,178 (28)
2019 年	92 (1)	69 (3)	93 (2)	56 (1)	75 (4)	109 (6)	114 (3)	94 (0)	55 (3)	72 (2)	829 (25)
2020 年	104 (2)	102 (3)	119 (0)	86 (3)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)	959 (22)
2021 年	48 (0)	56 (1)	74 (3)	53 (4)	47 (3)	63 (3)	73 (0)	61 (3)	38 (3)	48 (0)	561 (20)
2022 年	98 (1)	74 (3)	87 (1)	52 (3)	72 (2)	112 (3)	103 (6)	89 (2)	53 (3)	65 (4)	805 (28)
計	456 (9)	404 (11)	497 (7)	327 (15)	346 (14)	555 (19)	568 (15)	477 (15)	289 (9)	413 (9)	4,332 (123)

※ 2022 年の件数は 2023 年 1 月 13 日時点の速報値である。

※ 9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。



4 年齢別発生状況（2018～2022 年）

2018 年以降の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約 5 割が 50 歳以上となっていた。

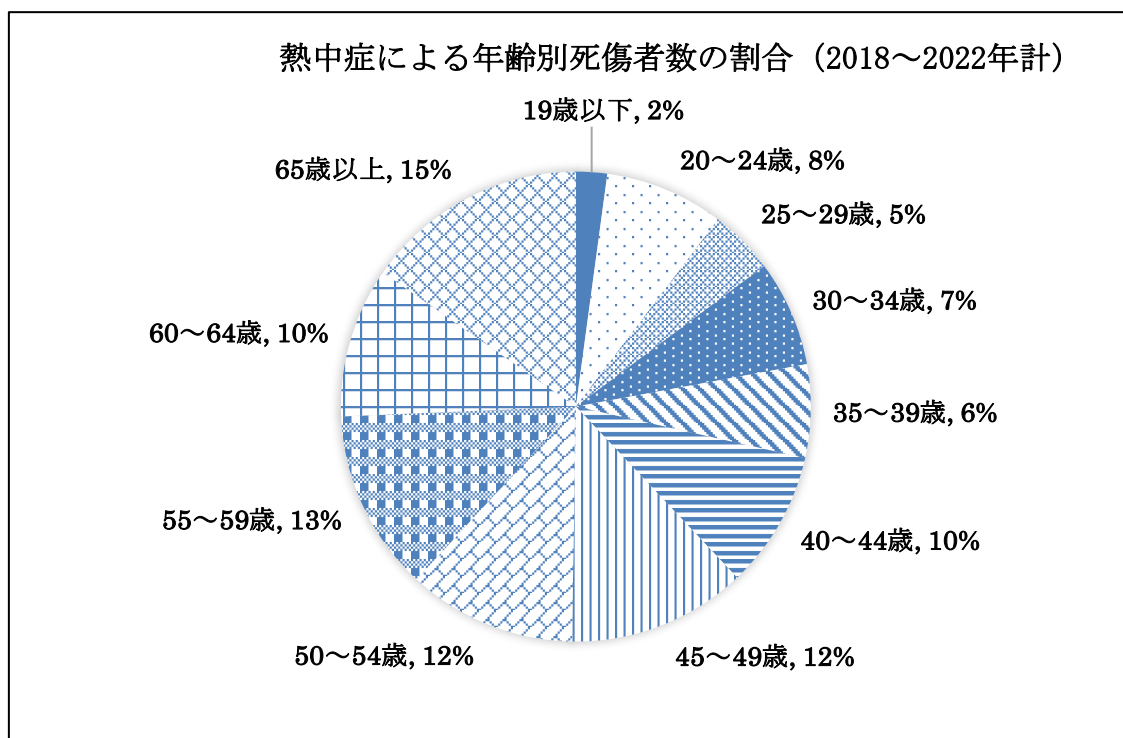
熱中症による死傷者数の業種別の状況（2018～2022 年）

（人）

	19 歳 以下	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	計
2018 年	23 (0)	85 (1)	76 (3)	85 (0)	93 (1)	123 (3)	144 (6)	139 (2)	145 (7)	114 (0)	151 (5)	1,178 (28)
2019 年	18 (0)	57 (0)	53 (1)	55 (2)	58 (0)	79 (3)	117 (9)	98 (3)	111 (3)	69 (1)	114 (3)	829 (25)
2020 年	24 (0)	54 (0)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	87 (5)	134 (2)	123 (4)	105 (2)	93 (3)	150 (3)	959 (22)
2021 年	12 (1)	46 (0)	25 (0)	41 (0)	36 (2)	53 (2)	69 (3)	65 (3)	70 (4)	58 (1)	86 (4)	561 (20)
2022 年	10 (0)	37 (2)	71 (1)	59 (2)	64 (0)	70 (1)	101 (5)	92 (3)	90 (4)	125 (3)	86 (7)	805 (28)
計	87 (1)	279 (3)	276 (5)	296 (5)	333 (5)	412 (14)	565 (25)	517 (15)	521 (20)	459 (8)	587 (22)	4,332 (123)

※ 2022 年の件数は 2023 年 1 月 13 日時点の速報値である。

※ （ ）内の数値は死亡者数で内数である。



5 2022 年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

- ・総数は 28 件で、被災者はすべて男性であった。
- ・暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が 24 件あった。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が 25 件あった。
- ・発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例が 26 件あった。

【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	気温 (注 2)	暑さ指数 (WBGT) (注 3)	事案の概要
1	6	農業	50 歳代	25.1℃	23.3℃	被災者は 6 時 30 分頃からコンバインの修理を行い、13 時頃修理終了後に社用車で移動して事業場所有の圃場の見回り作業を行った。その後翌日 18 時頃まで社用車が停まっていたため、不審に思った周辺住民が通報したところ、社有車内で死亡しているのが確認された。
2	6	その他の建設工事	40 歳代	34.4℃	27.4℃	被災者は出張作業（午前中は移動し、昼から通気性の悪い服装で清掃業務を行っていた）からの移動中、17 時頃気分が悪くなったため、一旦停車したが、意識がなくなり緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
3	6	木造家屋建築工事	60 歳代	35.5℃	不明	被災者は 8 時から木造 2 階建家屋新築工事現場で壁面の左官作業を行っていた。12 時から昼休憩をとり、その最中に行方不明となり、15 時頃離れた場所で倒れているところを発見され、その場で死亡が確認された。
4	6	ごみ収集運搬業	60 歳代	33.8℃	30.0℃	被災者は 8 時から請負先事業場で敷地内 10 箇所をトラックで回ってゴミを回収し、敷地内の最終集積場まで運ぶ業務を行っていた。13 時頃から 3 回目の集積業務を行っていたところ、15 時頃に衝突事故を起こし、車内で動けなくなっている被災者が緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

5	6	道路建設工事行	40歳代	34.2℃	31.5℃	被災者は事業場内で午前中は清掃等片付け作業を行い、午後からセメント袋の整理作業を行っていた。15時頃整理作業中にセメント袋を落とし、倒れ込んだ後嘔吐したため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
6	6	警備業	60歳代	28.0℃	24.6℃	被災者は8時から団地の巡回警備業務を行っていた。22時頃に5回目の警備巡回中に意識を失い、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
7	6	建築設備工事業	20歳代	31.7℃	不明	被災者は9時頃から住宅の外壁塗装工事現場において、解体した足場の運搬作業を行っていた。10時40分頃作業終了し、10時50分頃次の現場への移動途中で意識が混濁し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
8	6	道路建設工事業	50歳代	33.4℃	31.2℃	被災者は8時頃から歩道脇に防草コンクリートブロックの設置作業を開始し、10時前に休憩した後、10時頃めまいの症状を訴え、事務所で休んでいたところ、容態が悪化し、10時40分頃意識不明となり、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
9	6	その他の建築工事業	60歳代	33.2℃	不明	被災者は9時頃から個人住宅の外構工事においてコンクリート打設作業終了を行った。12時30分頃片付け業務を行っていたが、様子が変わったため、昼休憩と合わせて休むよう指示された。14時20分頃まで休憩している姿が確認されたが、数分目を離れたら被災者が意識を失っており、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
10	6	警備業	60歳代	35.5℃	32.7℃	被災者は9時頃木造家屋建築工事現場に到着し、現場で待機した後、11時頃から車両の交通整理作業を行っていた。12時頃交通整理作業中に被災者が座り込んで立てなくなったため、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

11	7	警備業	70歳代	28.2℃	26.1℃	被災者は学校の警備員として18時過ぎから夜間の建物施設管理等警備業務を行っていた。22時頃見回り中に倒れたと思われ、翌朝5時50分頃学校の入口前で出勤した学校職員が倒れている被災者を発見し、その場で死亡が確認された。
12	7	橋梁建設工事業	40歳代	34.9℃	31.3℃	被災者は8時30分から道路上の橋梁の伸縮装置の設置作業を行った。適宜休憩を取って、14時から道具の片付け作業を始めたが、14時10分頃突然意識を失い、その場で死亡が確認された。
13	7	警備業	30歳代	30.4℃	29.3℃	被災者は9時からケーブル配線切替工事で交通誘導業務を行っていた。14時頃休憩の際に小型自動二輪車に乗って現場を離れたところ、転倒して意識不明となり、緊急搬送されたが、熱中症による多臓器不全により搬送先の病院で死亡した。
14	7	洗たく、洗張又は染め物の事業	40歳代	40.0℃	36.3℃	被災者は8時30分から派遣先のクリーニング工場において、寝具の仕分け作業に従事していた。17時頃被災者の意識が朦朧となり、その場でひざまずいたため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
15	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	40歳代	33.6℃	不明	被災者は午前中に同僚と機械のメンテナンス作業後、13時頃から一人でRC造2階建家屋の新築工事現場において、IHヒーターの取り付け工事を行っていた。16時30分頃体調不良を感じ、屋外で休憩していたところ、すぐに意識を失い緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
16	7	警備業	60歳代	25.6℃	26.0℃	被災者は9時頃から学校の外壁その他長寿命化工事で工事車両の誘導警備を行っていた。11時30分から休憩し、13時頃代理人が被災者の様子を確認しようとした際に自家用車の脇に横たわっている姿で発見され、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

17	7	その他の建築工事業	20歳代	29.5℃	28℃～29℃	被災者は8時30分から太陽光パネル設置工事で太陽光パネルの取り付け作業を行っていた。10時45分頃体調不良を訴え、自家用車でクーラーをかけて休んでいたが、11時頃自家用車の脇に座り込んでいるのを発見され、しばらく錯乱状態が続いていた。11時45分頃被災者を現場事務所へ連れて行ったが、12時頃容体がさらに悪くなり、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
18	7	土地整理土木工事	20歳代	27.1℃	28.4℃	被災者は8時頃ほ場整理工事現場でほ場にある岩石を拾い集める除礫作業を行っていた。11時頃休憩を取り、休憩後に業務を再開しようとしたところ、ふらついたため、車内で保冷剤を当てて様子を見ていたが、11時15分頃被災者が痙攣したため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
19	8	製造業 その他の木材・木製品	50歳代	36.2℃	31.0℃	被災者は13時から倉庫内で木製の建材を鋼製の棚から人力で引き抜く作業を行っていたところ、17時頃に体調不良を訴え、一人で休んでいたが、18時30分頃に過呼吸を引き起こし、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
20	8	農業	70歳代	33.1℃	不明	被災者は7時30分から一人でかまを使って草刈り作業を行っていた。13時10分頃様子を見に行ったところ姿が見当たらず、15時30分頃に探しても姿が見当たらず、18時20分頃倒れている状態で発見され、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
21	8	警備業	40歳代	36.4℃	32.0℃	被災者は9時からガス管敷設工事現場で交通誘導作業を行っていたが、15時頃に体調不良を訴え休んでいたところ、数分後に倒れ込み、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
22	8	ビルメンテナンス業	50歳代	35.2℃	32.9℃	被災者は9時頃から学校内の廊下及び内部階段の床にワックス塗布作業を行った。14時30分頃作業中に体調不良を訴え、一度休憩を挟み15時40分頃作業を再開した。16時頃作業終了後徒歩で移動中に倒れ、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

23	8	農業	60歳代	36.4℃	31.4℃	被災者は5時頃からスイカ畑でスイカ畑に設置された金属製のフレームからパッカーと呼ばれる器具をはずす作業を行っていた。適宜休憩をとっていたが、12時30分頃意識を失った状態で発見され、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
24	8	小売業	50歳代	34.4℃	不明	被災者は8時頃からガソリンスタンドで給油等来客対応を行い、13時過ぎから昼休憩を取った後、14時頃から来客対応に加えて洗濯作業を始めた。15時30分頃ガソリンスタンド内の倉庫にて、洗濯物をハンガーに掛けていたところ、倒れたため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
25	8	道路建設工事業	30歳代	33.0℃	不明	被災者は9時から足場の組み立て作業のために足場資材の運搬作業を行っていた。15時頃気分が悪くなったため、車内で休ませていたところ、15時30分頃容態が悪化し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
26	8	警備業	60歳代	33.7℃	30.0℃	被災者は8時30分からマンション新築工事現場で車両の誘導業務を行っていた。16時30分頃急に現場を離れる姿を確認された。被災者が戻ってこなかったため17時頃に被災者に連絡したところ、付近で倒れていたため、緊急搬送されており、搬送先の病院で死亡した。
27	8	その他の建設業	50歳代	27.8℃	30.3℃	被災者は8時30分から同僚と二人で畦畔にて草刈り作業を行っていた。10時に休憩し、休憩後11時頃に草刈り機が不調で同僚が交換するため、外している間に被災者は畦畔で倒れたが、発見が遅れ、その場で死亡が確認された。
28	8	運送業	50歳代	30.7℃	不明	被災者が8時頃から派遣先事業場において、野菜の洗浄作業を行っていた。11時頃に体調不良を訴え、すぐに病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

(注1) 2023年1月13日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

(注3) 現場での暑さ指数(WBGT)が不明な事例には、調査時に環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数(WBGT)を参考値として

示した。

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和5年3月3日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者805人、うち死亡者は28人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業172件、製造業144件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和5年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和5年4月を準備期間とし、令和5年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

- 4 協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 5 後援（予定）
関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施
- 7 主唱者の実施事項
 - (1) 厚生労働省の実施事項
 - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
 - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - （ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
 - （イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
 - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
 - (2) 各労働災害防止協会等の実施事項
 - ア 会員事業場等への周知啓発
 - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
 - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
 - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 8 協賛者の実施事項
 - (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
 - (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項
期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
 - (1) 準備期間中
 - 暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10 の（1）のア）
 - 作業計画の策定等（10 の（1）のイ）
 - 緊急時の対応の事前確認等（10 の（1）のク）
 - (2) キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10 の（2）のア及びイ）

作業環境管理（10 の（2）のウ）

作業管理（10 の（2）のエ）

健康管理（10 の（2）のオ）

異常時の措置（10 の（2）のキ）

（3）重点取組期間中

作業環境管理（10 の（3）のア）

作業管理（10 の（3）のイ）

異常時の措置（10 の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、

直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

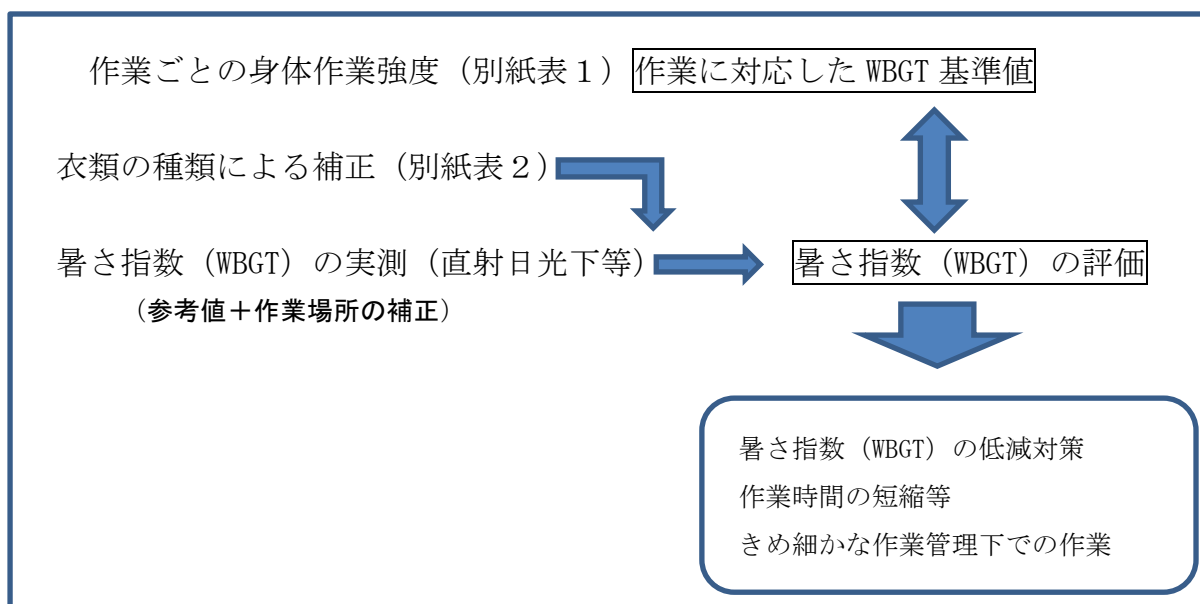


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数 (WBGT) が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱に順化している状態	夏休み(4日間)				順化の喪失
	1	2	3	4	

暑熱順化ができていない場合には、特に (2) のエの (ア) に留意の上、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数 (WBGT) が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー (流動性の

氷状飲料)などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な

体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。
- (オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価を行うこと。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

- (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数 (WBGT) の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数 (WBGT) に応じた作業の中断等を徹底する。
- (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかなな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考）休憩時間の目安※：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

沖労発基 0407 第 1 号
令和 5 年 4 月 7 日

別記 1 の団体（主唱者の県単位機関等）の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

令和 5 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添 1 のとおり実施いたしますので、貴団体におかれても、主唱者の実施事項に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 別添 1 令和 5 年 3 月 3 日付け基安発 0303 第 1 号「令和 5 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」
- 別添 2 リーフレット「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
- 別添 3 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 25 年以降、休業 4 日以上）（令和 4 年は令和 5 年 3 月 20 日時点速報値）
- 参考 ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

(担当)

沖縄労働局 労働基準部
健康安全課（労働衛生専門官）
電話 0 9 8 - 8 6 8 - 4 4 0 2

別記 1

一般社団法人沖縄県労働基準協会

建設業労働災害防止協会沖縄県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会沖縄支部

一般社団法人沖縄県警備業協会

沖労発基 0407 第 1 号
令和 5 年 4 月 7 日

別記 2 の団体の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

令和 5 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添 1 のとおり実施いたしますので、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

- 別添 1 リーフレット「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
- 別添 2 令和 5 年 3 月 3 日付け基安発 0303 第 1 号「令和 5 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」
- 別添 3 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 25 年以降、休業 4 日以上）（令和 4 年は令和 5 年 3 月 20 日時点速報値）
- 参考 ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

(担当)

沖縄労働局 労働基準部
健康安全課（労働衛生専門官）
電話 0 9 8 - 8 6 8 - 4 4 0 2

別記 2

一般社団法人沖縄県介護福祉士会
一般社団法人全国介護事業者連盟 沖縄県支部
公益財団法人介護労働安定センター 沖縄支部
全国健康保険協会 沖縄支部
一般社団法人沖縄県磁気探査協会
一般社団法人沖縄県中小建設業協会
一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
一般社団法人日本塗装工業会 沖縄県支部
一般社団法人沖縄県舗装業協会
沖縄県クレーン事業協同組合
沖縄県生コンクリート工業組合
沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県建設事業協同組合
沖縄県電気工事業工業組合
協同組合沖縄県鉄構工業会
西日本圧接業協同組合 沖縄ブロック
一般社団法人日本クレーン協会 沖縄検査事務所
沖縄県解体工事業協会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄基礎工業協同組合
沖縄県左官業組合連合会
沖縄県鳶土工業会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 沖縄県支部
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県電氣管工事業協会
全建総連沖縄県建設ユニオン
一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会
一般社団法人沖縄県歯科医師会
一般社団法人沖縄県生産性本部
一般社団法人沖縄県倉庫協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県木材協会
一般社団法人沖縄港運協会

一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会
一般社団法人日本クレーン協会 沖縄県支部
一般社団法人日本建設機械レンタル協会 沖縄支部
一般社団法人日本コミュニティーガス協会 沖縄支部
一般社団法人日本道路建設業協会 沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄検査事務所
一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄支部
一般社団法人日本ホテル協会 沖縄支部
沖縄県映画興行協会
沖縄県健康産業協議会
沖縄県港湾協会
沖縄県社会福祉協議会
沖縄県食品産業協議会
沖縄県解体工事業協会
公益社団法人沖縄県看護協会
公益社団法人沖縄県工業連合会
公益社団法人全日本病院協会 沖縄県支部
日本分蜜糖工業会
一般社団法人沖縄県銀行協会
一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会
沖縄経済同友会
沖縄県印刷工業組合
沖縄県バス協会
沖縄県美容業生活衛生同業組合
沖縄県保育士・保育所総合支援センター
沖縄県緑化種苗協同組合
沖縄県労働組合総連合
沖縄市管工事協同組合
沖縄税理士会
沖縄働き方改革推進支援センター
公益財団法人沖縄県産業振興公社
公益財団法人名護市観光協会
中部電気工事業協同組合
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部 ポリテクセンター
沖縄
独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所

日本労働組合総連合会沖縄県連合会
北部電気工事業協同組合
一般社団法人沖縄県経営者協会
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
一般社団法人沖縄県食品衛生協会 本部
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
沖縄県社会保険労務士会
沖縄県商工会議所連合会
沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業家同友会
沖縄県中小企業団体中央会
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
公益社団法人沖縄県トラック協会
独立行政法人労働者健康安全機構 沖縄産業保健総合支援センター
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
那覇市管工事協同組合
一般社団法人沖縄県医師会

Press Release

沖縄労働局発表

令和5年5月30日(火)

担
当

沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 梅澤 栄
課長補佐 比嘉 豊
電話 : 098 (868) 4402

県内における令和4年の労働災害発生状況について ～ 死傷者数が増加 ～

沖縄労働局（局長 西川 昌登）は、沖縄県内における令和4年の労働災害発生状況を取りまとめましたので、公表します。

令和4年1月から12月までの労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は2人（前年比10人減・83.3%減）、休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は統計を開始した昭和47年以降で最多の3,267人（前年比1,656人増・102.8%増）。

なお、新型コロナウイルス感染症による死亡者数は0人（前年1人）、死傷者数は1,945人（1,616人増・491.2%増）と大きく増加。

また、新型コロナウイルス感染症を除いた場合、死亡者数は2人（前年比9人減・81.8%減）、死傷者数は昭和47年以降で最多の1,322人（前年比40人増・3.1%増）。

労働災害を減少させるために策定した「沖縄労働局第13次労働災害防止計画」（平成30年度～令和4年度）では、令和4年における死亡者数を12人以下とし、死傷者数を1,130人以下とすることを目標としていたところ、死亡者数については目標を達成しましたが、死傷者数については新型コロナウイルス感染症を除いた場合でも未達成となりました。

よって、令和5年度からは公表済の「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の展開等による建設現場等における墜落・転落災害の防止対策の徹底や、「沖縄県小売業 SAFE 協議会」や「沖縄県介護施設 SAFE 協議会」による転倒災害や腰痛災害の防止を目的とした自主的な安全衛生活動の定着を図りながら、より一層労働災害の減少に取り組んでまいります。

【令和 4 年労働災害発生状況の概要】

※ 全国の状況については、[] 内に記載している。

1 死亡者数（注 1）（別添 1－1、1－2、4 参照）

- （1） 死亡者数は、2 人（前年比 10 人減・83.3%減）となった。〔前年比 8.8%減〕

新型コロナウイルス感染症を除いた場合、2 人（前年比 9 人減・81.8%減）となった。〔前年比 0.5%減〕

- （2） 13 次防の重点業種である製造業は、0 人（前年なし）となった。〔前年比 1.1%増（新型コロナウイルス感染症を除く。）〕

- （3） 13 次防の重点業種である建設業は、0 人（前年比 6 人減・100%減）となった。〔前年比 1.1%増（新型コロナウイルス感染症を除く。）〕

- （4） なお、死亡者数の全体は 13 次防目標である令和 4 年で 12 人以下については達成したが、期間中の累計 15%減（37 人以下）については 38 人となり未達成となった。

また、製造業、建設業において、13 次防目標である期間中の累計死亡者数をそれぞれ 2 人以下、17 人以下については製造業で 3 人、建設業で 25 人となり、未達成となった。

2 死傷者数（注 2）（別添 2－1、2－2、3、5 参照）

- （1） 死傷者数は、3,267 人（前年比 1,656 人増・102.8%増）となった。〔前年比 92.3%増〕

新型コロナウイルス感染症を除いた場合、1,322 人（前年比 40 人増・3.1%増）となった。〔前年比 1.4%増〕

これらを踏まえると、新型コロナウイルス感染症による死傷者数は、県内では全国と比べて多く発生したが、新型コロナウイルス感染症を除いた場合も死傷者数は全国と比べて増加が顕著である。

- （2） 13 次防の重点業種である陸上貨物運送事業は、89 人（前年比 5 人減・5.3%減）となった。〔前年比 1.4%増（新型コロナウイルス感染症を除く。）〕

- （3） 13 次防の重点業種である小売業は、158 人（前年比 1 人減・0.6%減）となった。

新型コロナウイルス感染症を除くと、130 人となった（前年比 19 人減、12.8%減）。〔前年比 0.1%減（新型コロナウイルス感染症を除く。）〕

- （4） 13 次防の重点業種である社会福祉施設は、1,105 人（前年比 827 人増・297.5%増）となった。

新型コロナウイルス感染症を除くと、178 人（前年比 28 人増・18.7%増）となった。〔前年比 0.1%減（新型コロナウイルス感染症を除く。）〕

- （5） 13 次防の重点業種である飲食店は、63 人（前年比 5 人減・7.4%減）となった。

新型コロナウイルス感染症を除くと、55 人となった（前年比同数）。

〔前年比 11.8%増（新型コロナウイルス感染症を除く。）〕

- （6） なお、死傷者数の全体は、13 次防目標である令和 4 年で 1,130 人以下については、コロナウイルス感染症を除いた場合も未達成となった。特

に、重点業種としていた陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店は新型コロナウイルス感染症を除いた場合も、いずれの業種でも目標は未達成となった。

3 各種指標でみる死傷者数

(1) 死傷年千人率（別添 6、7 参照）

全産業における労働者 1,000 人あたりの死傷者数を示す死傷年千人率は、中期的に上昇傾向を示しているが、全国と比べて低い。

陸上貨物運送事業における死傷年千人率は下降傾向を示しているものの、13 次防の重点業種で比較すると、未だ他の業種と比べて高い。

(2) 事故の型別

ア 全産業（別添 8、9－1、9－2 参照）

新型コロナウイルス感染症を除くと、多い順に「転倒」350 人、「動作の反動・無理な動作」225 人、「墜落・転落」213 人となり、「転倒」による負傷や「動作の反動・無理な動作」による腰痛症等が全体の 43.5% を占める。〔全国も多い順に「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」〕

イ 業種別

13 次防の重点業種である製造業、建設業、小売業及び社会福祉施設では、以下のとおり。（詳細は参考参照）

- ・ 製造業及び建設業では、「墜落・転落」、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」など重篤な被害につながりやすい災害が多い。〔全国も同様〕
- ・ 小売業及び社会福祉施設においては「転倒」、「動作の反動・無理な動作」など「転倒」による負傷や「動作の反動・無理な動作」による腰痛症等が多い。〔全国も同様〕

(3) 年齢別（別添 10－1、10－2、11－1、11－2 参照）

年齢別では、新型コロナウイルス感染症を除くと、60 歳以上は 344 人となり、全体の 26.0% を占める。これに 50 代を加えた 50 歳以上は 663 人となり、全体の 50.2% を占める。〔60 歳以上 28.7%、50 歳以上 54.5%〕

年齢別の死傷年千人率では、新型コロナウイルス感染症を除くと、男女ともに若年層と高年齢層で高い。性別の死傷年千人率では、59 歳までは男性が高いが、60 歳以上で女性が高い。〔全国も同様〕

（注 1）労働者死傷病報告等を基に、死亡者数を集計。通勤災害は含まない。

（注 2）労働者死傷病報告を基に、休業 4 日以上死傷者数を集計。通勤災害は含まない。

- 別添 1－1 県内における労働災害（死亡）発生状況の推移
- 別添 1－2 県内における労働災害（死亡）発生状況の推移（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）
- 別添 2－1 県内における労働災害（休業４日以上）発生状況の推移
- 別添 2－2 県内における労働災害（休業４日以上）発生状況の推移（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）
- 別添 3 県内における新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況（休業４日以上）
- 別添 4 沖縄労働局第 13 次労働災害防止計画の達成状況（死亡）
- 別添 5 沖縄労働局第 13 次労働災害防止計画の達成状況（休業４日以上）
- 別添 6 県内における死傷年千人率の推移（全産業）（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）
- 別添 7 県内における死傷年千人率の推移（13 次防の重点業種別）
- 別添 8 県内における事故の型別労働災害発生状況の推移（休業４日以上・全産業）
- 別添 9－1 令和４年の県内における事故の型別労働災害発生状況（休業４日以上・全産業）
- 別添 9－2 令和４年の県内における事故の型別労働災害発生状況（休業４日以上・全産業）（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）
- 別添 10－1 県内における高年齢労働者等の労働災害発生状況の推移（休業４日以上・全産業）
- 別添 10－2 県内における高年齢労働者等の労働災害発生状況の推移（休業４日以上・全産業）（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）
- 別添 11－1 令和４年の県内における年齢別・男女別 死傷年千人率
- 別添 11－2 令和４年の県内における年齢別・男女別 死傷年千人率（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

参考：沖縄県内における令和４年の労働災害発生状況（沖縄労働局ＨＰ）

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei/toukei.html

全国における令和４年の労働災害発生状況（厚生労働省ＨＰ）

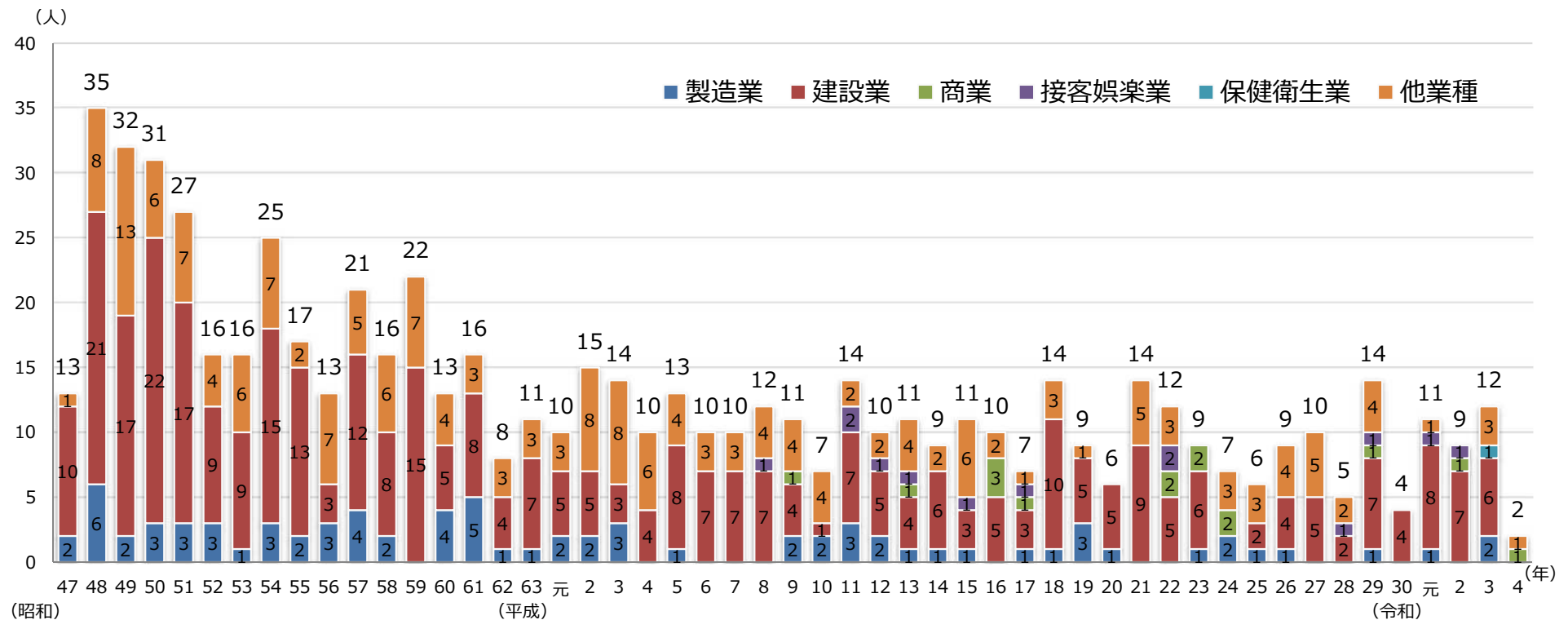
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html>

県内における労働災害(死亡)発生状況の推移

別添1-1

死亡災害

- ・死亡災害は昭和48年をピークに減少傾向にあったが、その後は毎年10人前後で推移している。
- ・令和4年は減少し、前年比マイナス10人、83.3%減少した。
- ・令和4年は死亡災害が統計史上最も少ない年となった。
- ・建設業においては、平成24年以降10年ぶりに死亡災害が0人となった。



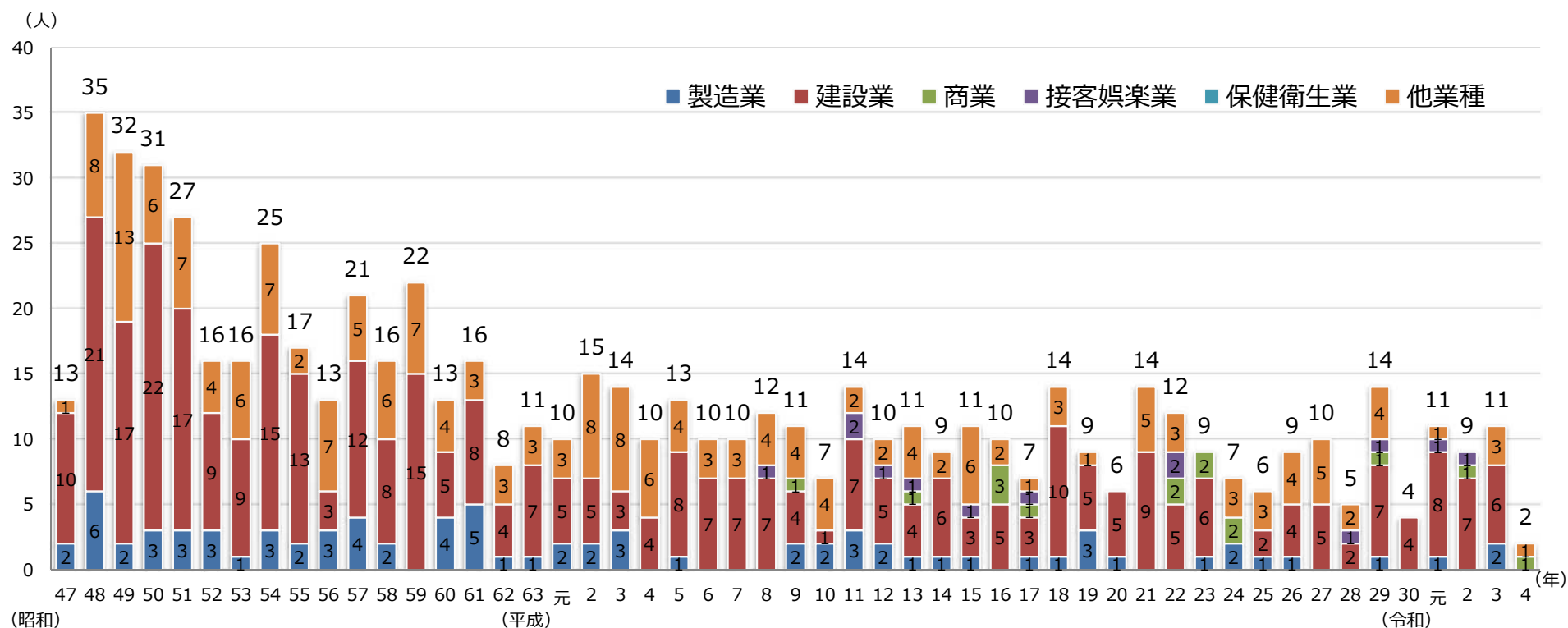
- (注) 1 死亡者数は死亡災害報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

県内における労働災害(死亡)発生状況の推移 (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

別添1-2

死亡災害

・新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた場合においても、令和4年は減少し、前年比マイナス9人、81.8%減少した。

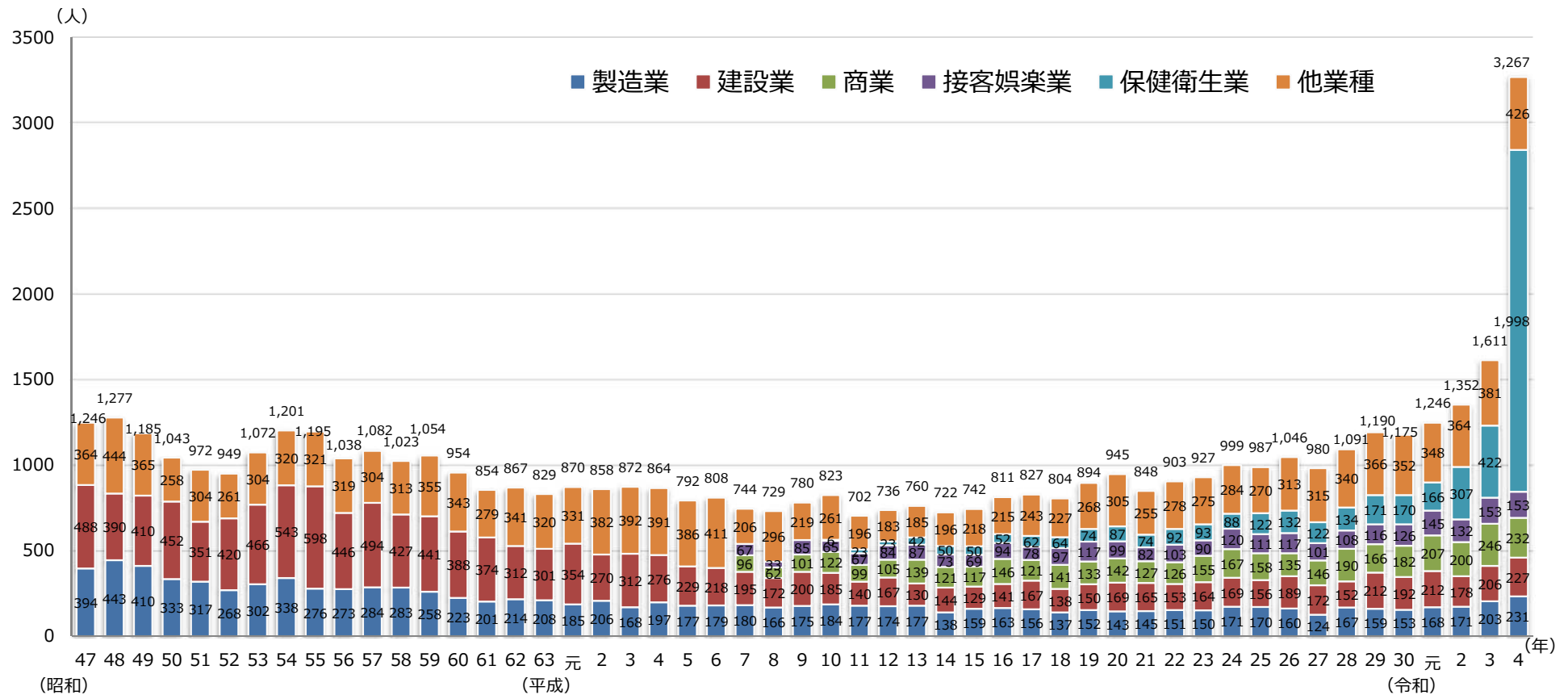


- (注) 1 死亡者数は死亡災害報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

県内における労働災害(休業4日以上)発生状況の推移 別添2-1

休業4日以上死傷災害

- ・労働災害は減少傾向にあったが、平成11年を境に、増減を繰り返しながら増加傾向にある。
- ・令和4年は昭和47年以降で過去最多となった。

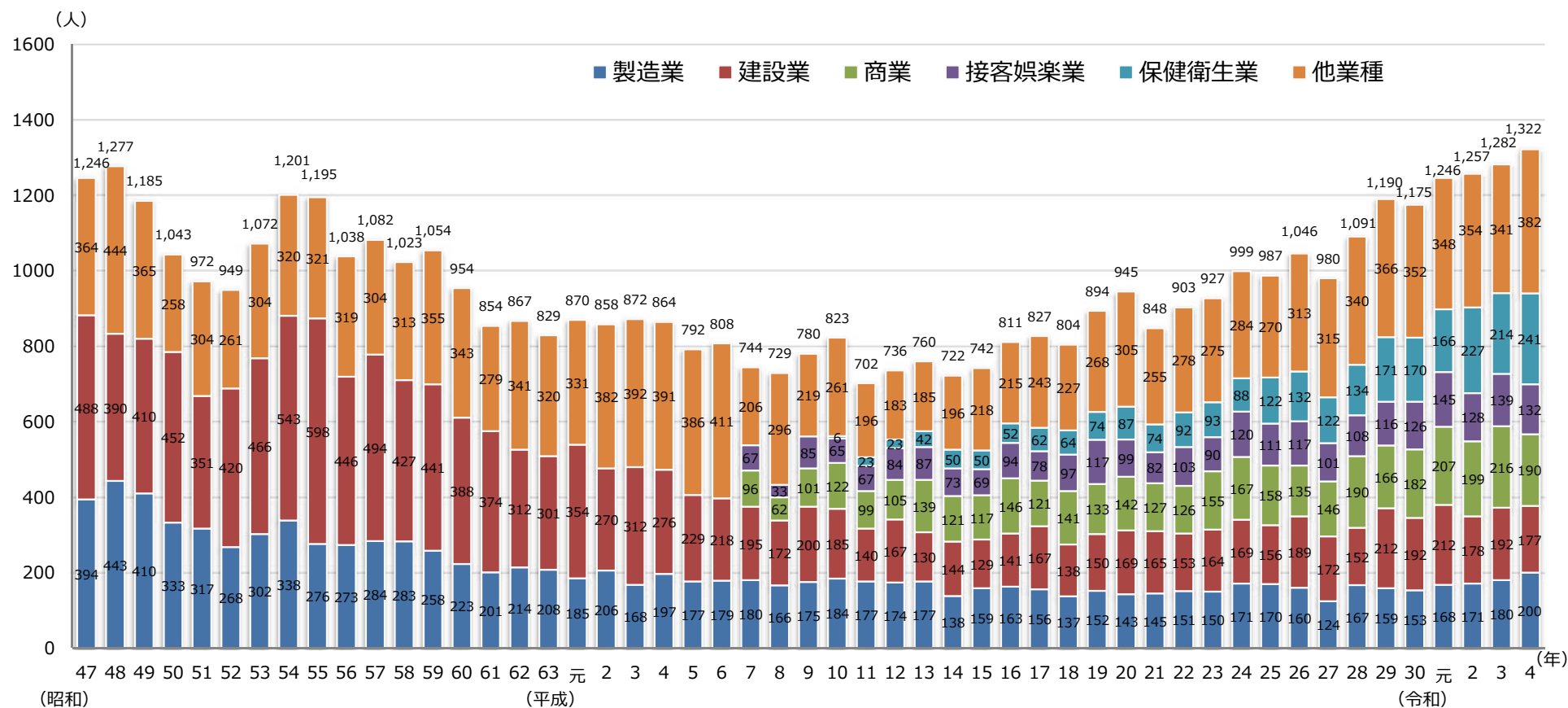


- (注) 1 休業4日以上死傷者数は労働者死傷病報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

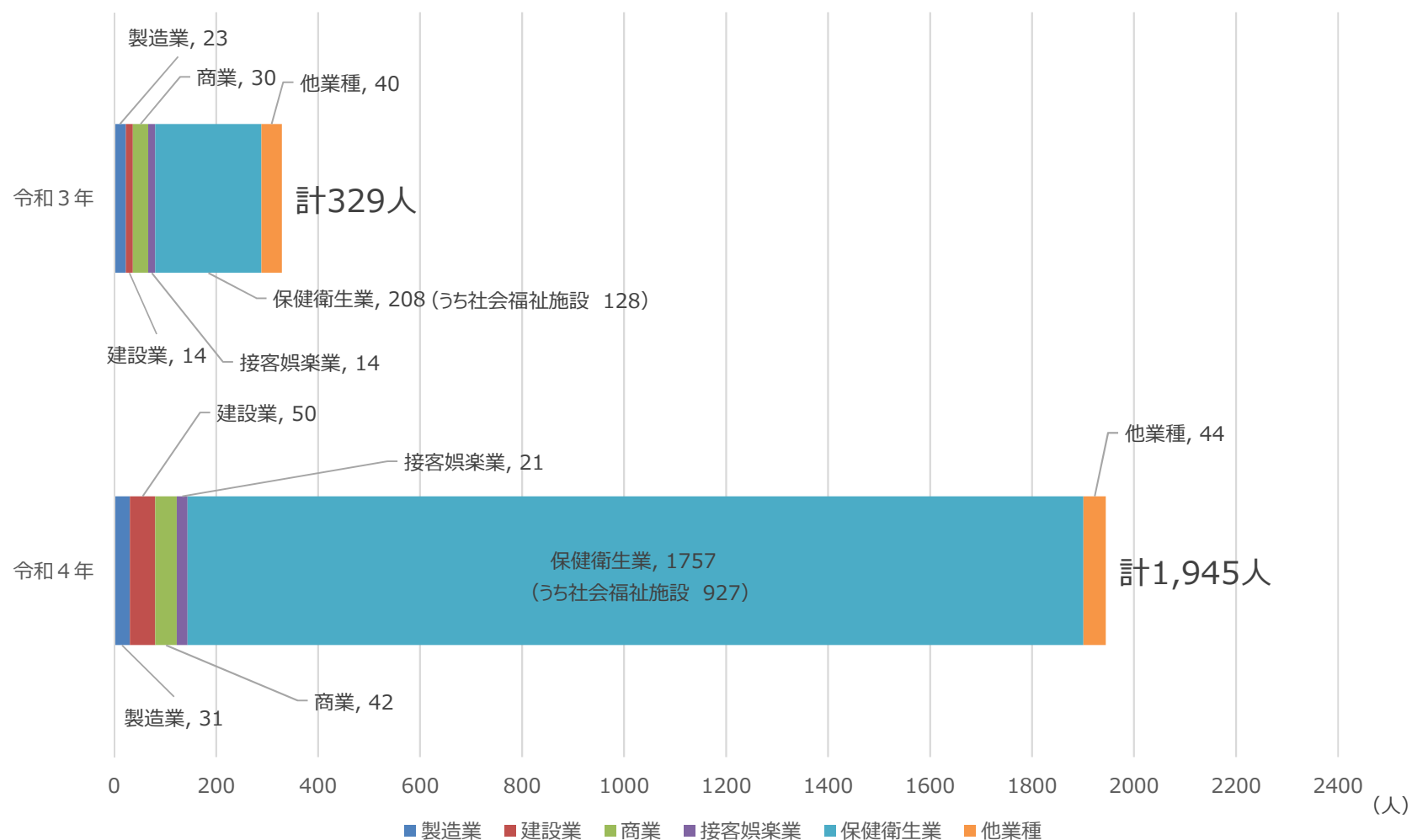
県内における労働災害(休業4日以上)発生状況の推移 (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

休業4日以上之死傷災害

・新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた場合においても、令和4年は昭和47年以降で過去最多となった。

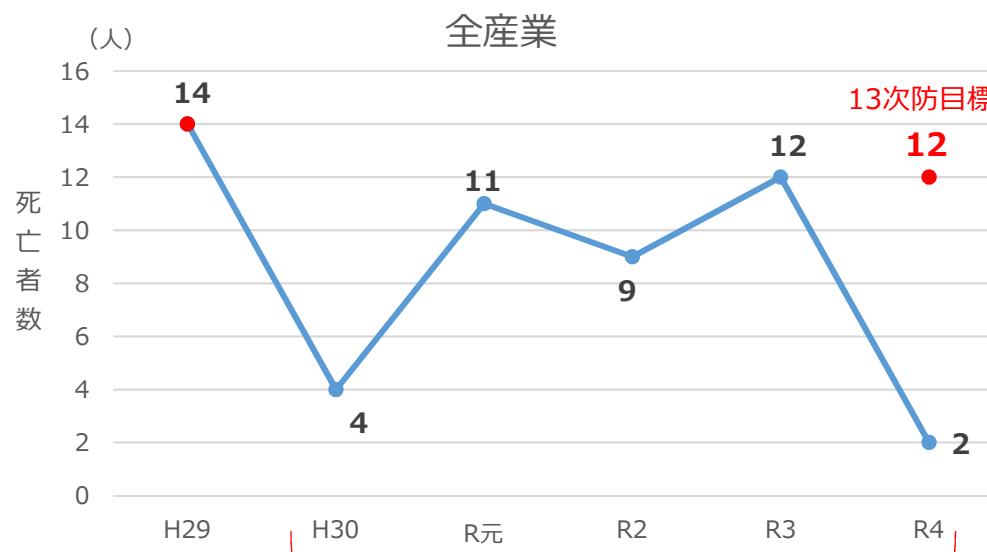


県内における新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況 (休業4日以上)



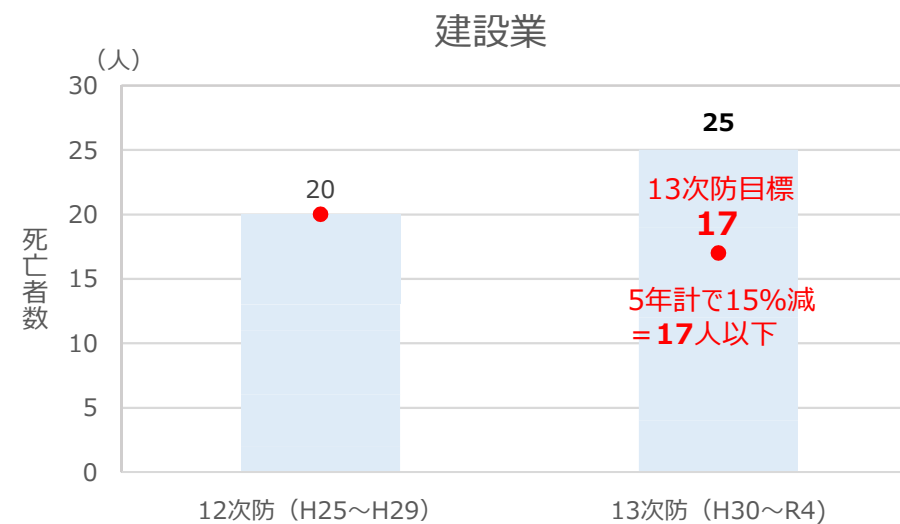
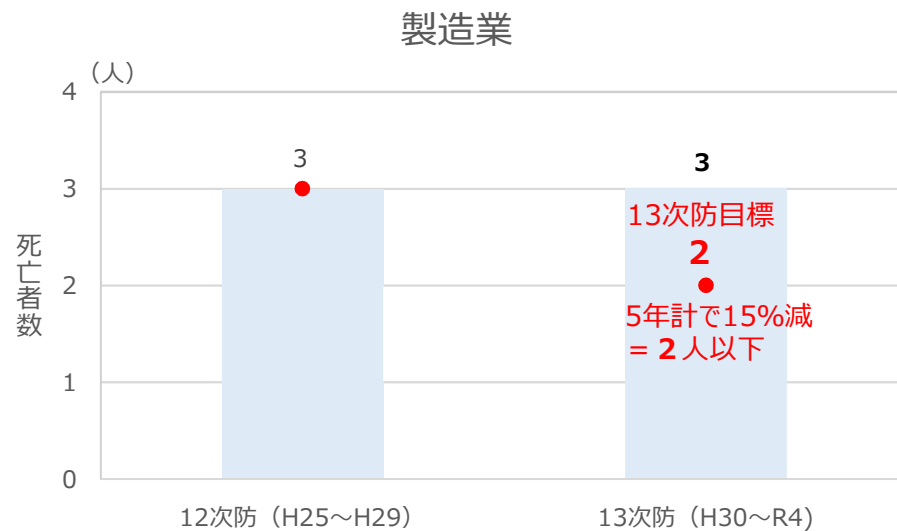
沖縄労働局第13次労働災害防止計画の達成状況(死亡)

別添4

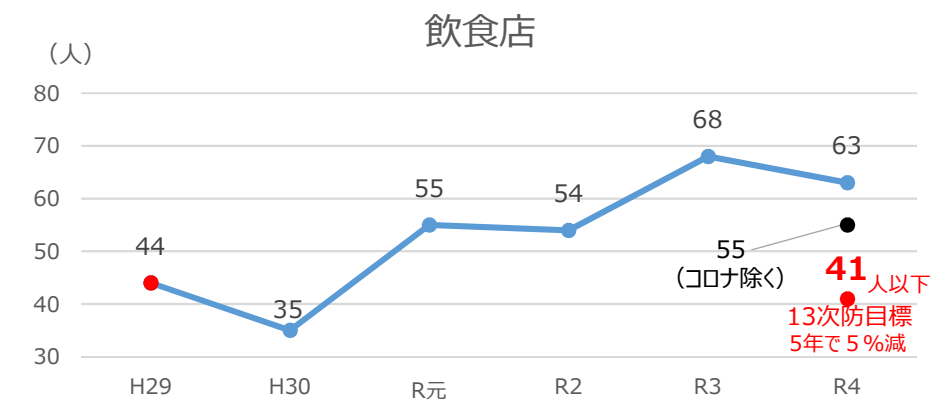
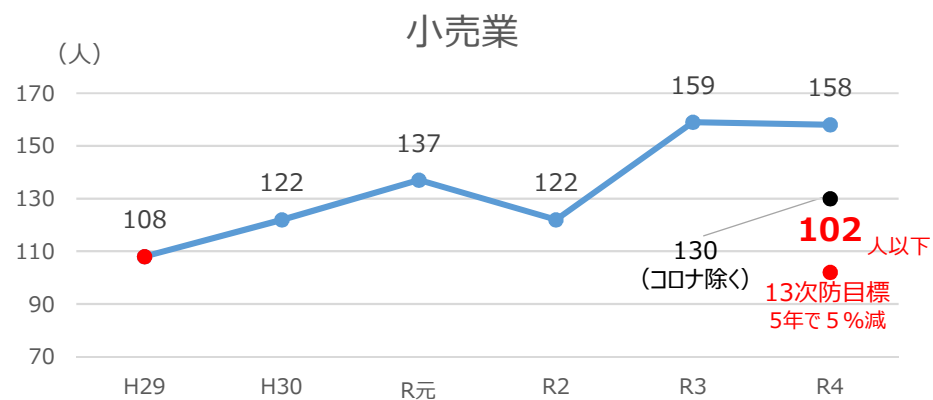
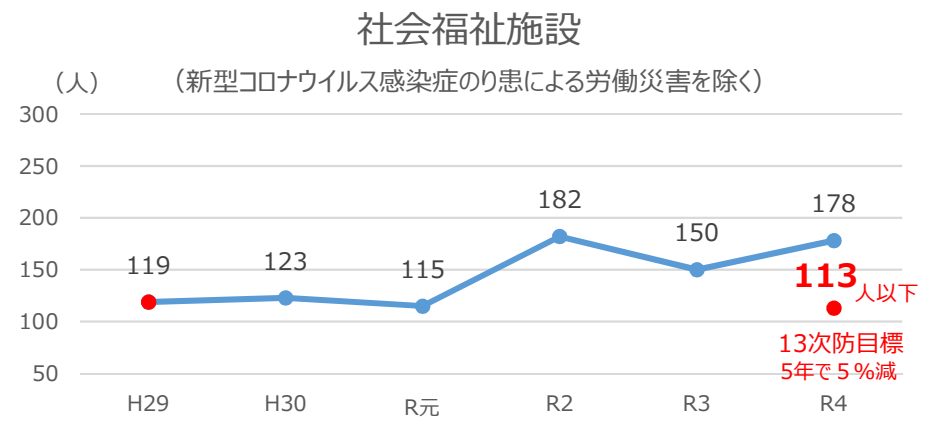
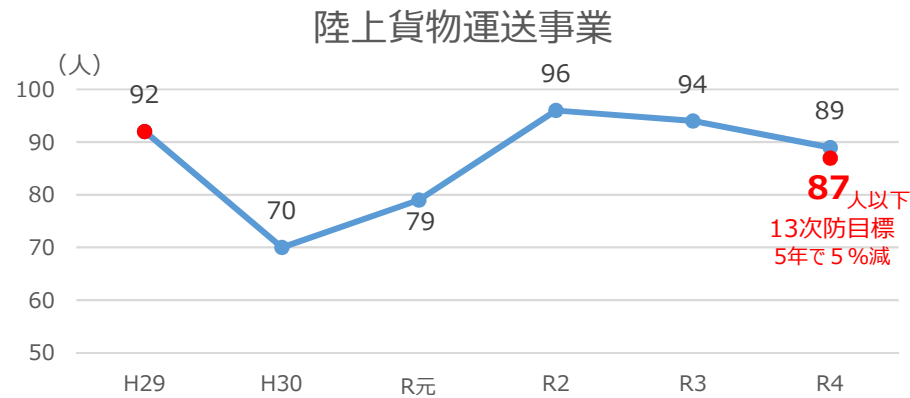
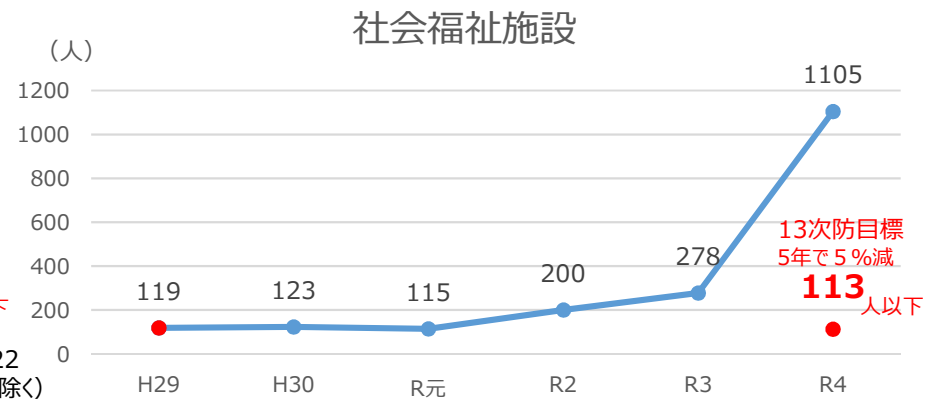
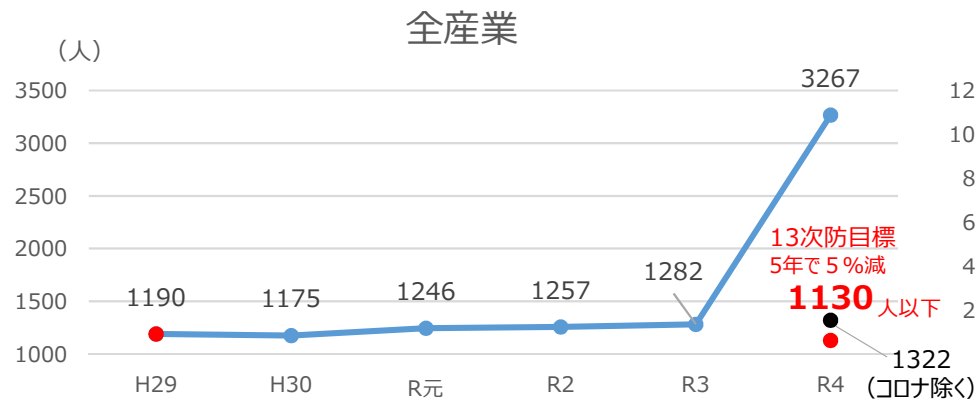


- 5年計で15%減
 ①期間中の累計死亡者数37人以下
 →38人で未達成
 ②令和4年の死亡者数12人以下
 →2人で達成

13次防期間

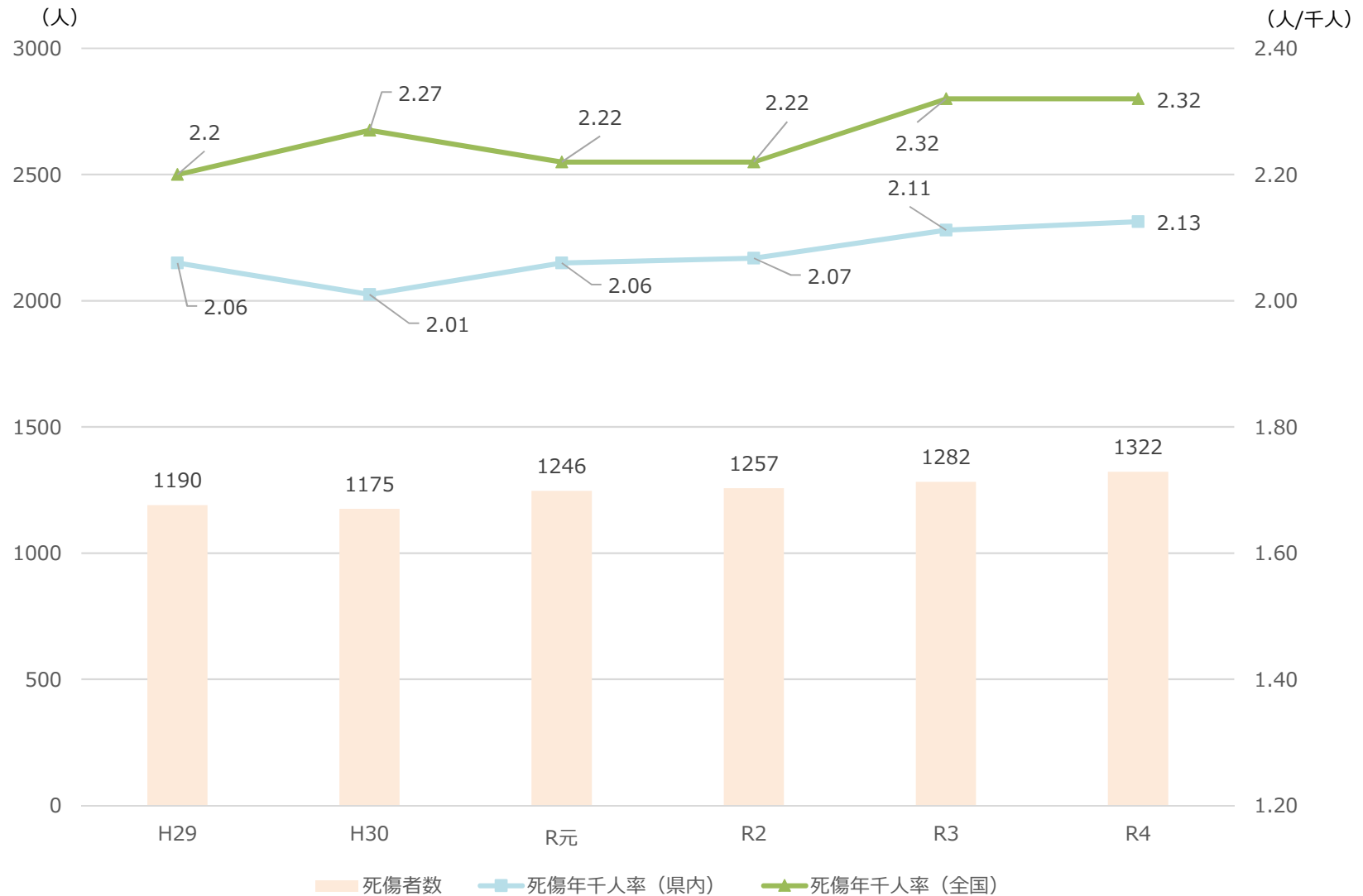


沖縄労働局第13次労働災害防止計画の達成状況(休業4日以上) 別添5



県内における死傷年千人率の推移(全産業) (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

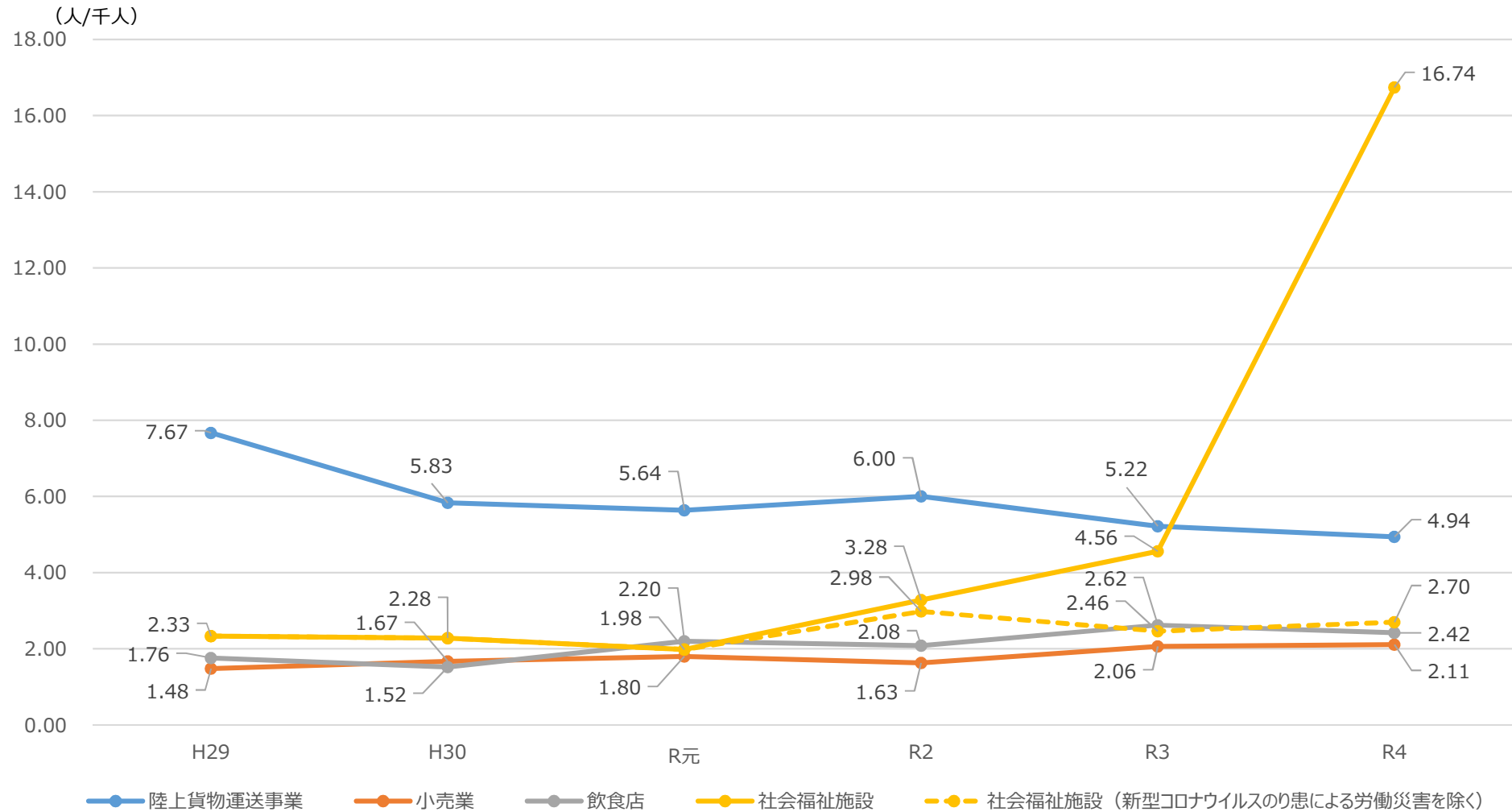
別添6



$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年間の休業4日以上の死傷者数}}{\text{1年間の平均雇用者数} \times 1,000}$$

※ 沖縄県「労働力調査」(基本集計・年次・2017年から2022年)より集計
1年間の平均雇用者数は、「役員を除いた雇用者数」を用いている。

県内における死傷年千人率の推移(13次防の重点業種別) 別添7



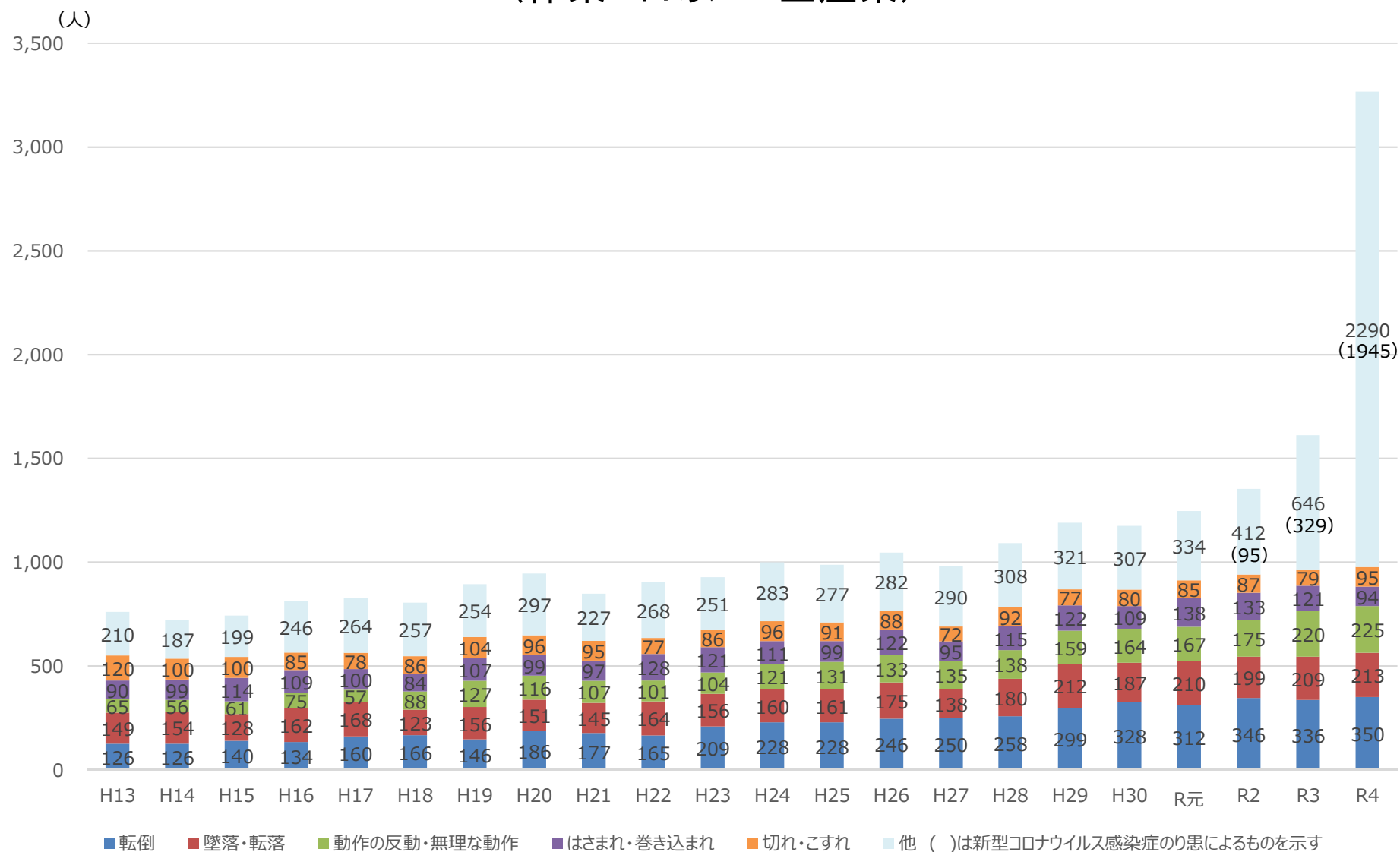
※ 沖縄県「労働力調査」(基本集計・年次・2017年から2022年)より集計

$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年間の休業4日以上の死傷者数}}{\text{1年間の平均雇用者数※}} \times 1,000$$

1年間の平均雇用者数として、
 ・陸上貨物運送事業は道路貨物運送業(46)、運輸に附帯するサービス業(50)の計
 ・小売業は各種商品小売業(54)、織物・衣服・身の回り品小売業(55)、
 飲食料品小売業(56)、機械器具小売業(57)、その他の小売業(58)、
 持ち帰り・配達飲食サービス業(71)の計、
 ・社会福祉施設は社会保険・社会福祉・介護事業(82)
 ・飲食店は飲食店(70)
 の「役員を除いた雇用者数」を用いている。

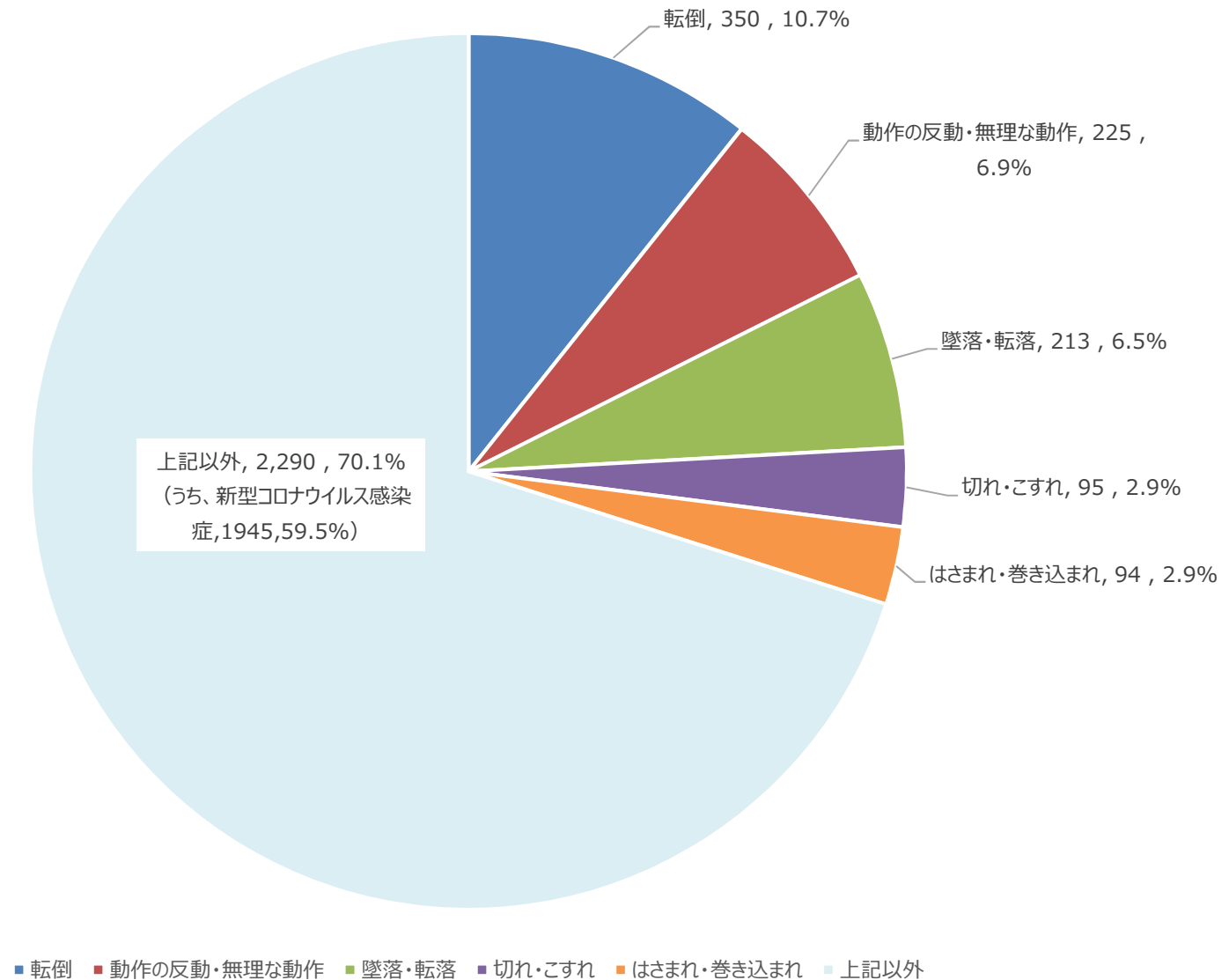
県内における事故の型別労働災害発生状況の推移 (休業4日以上・全産業)

別添8

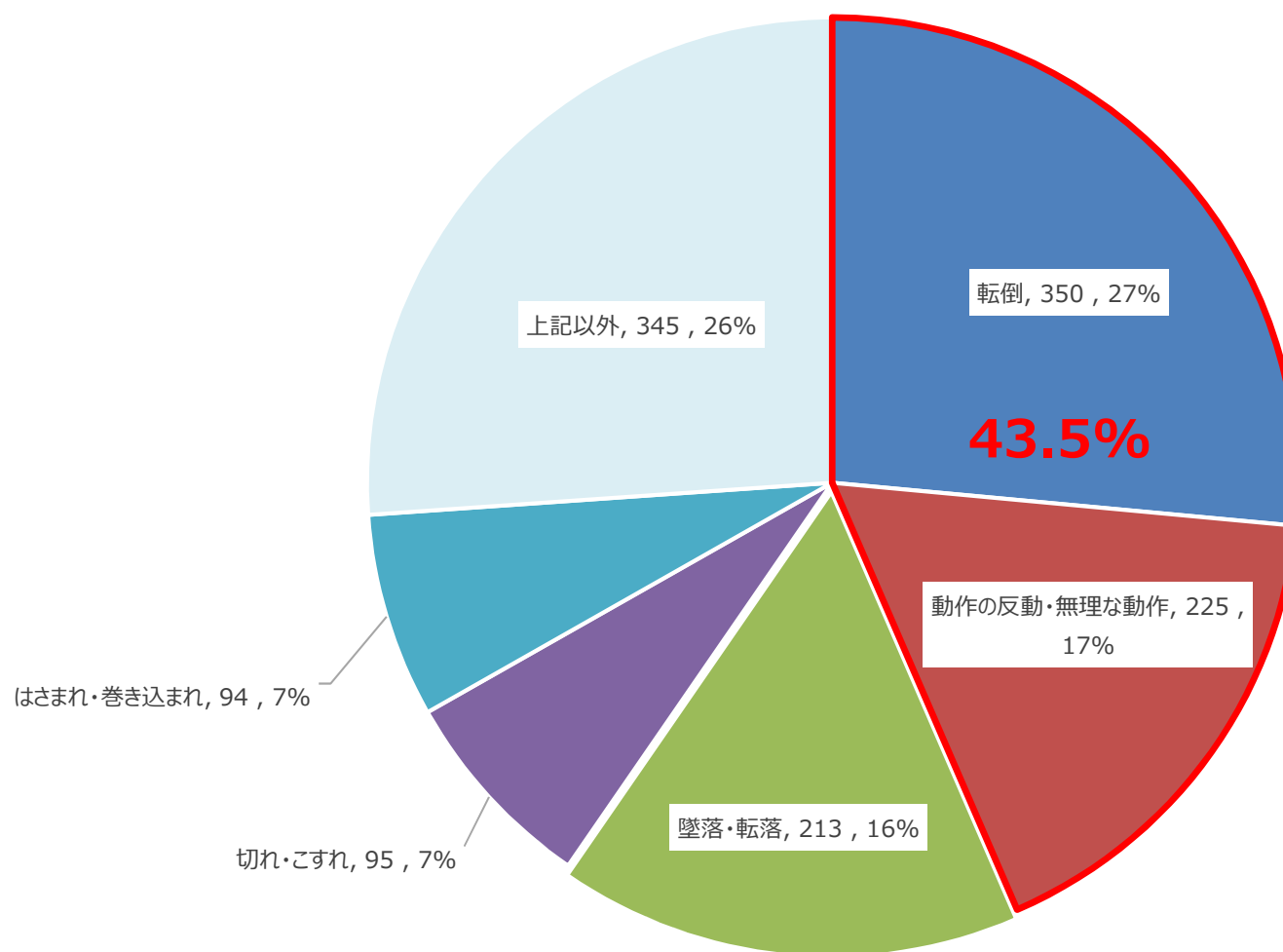


令和4年の県内における事故の型別労働災害発生状況 (休業4日以上・全産業)

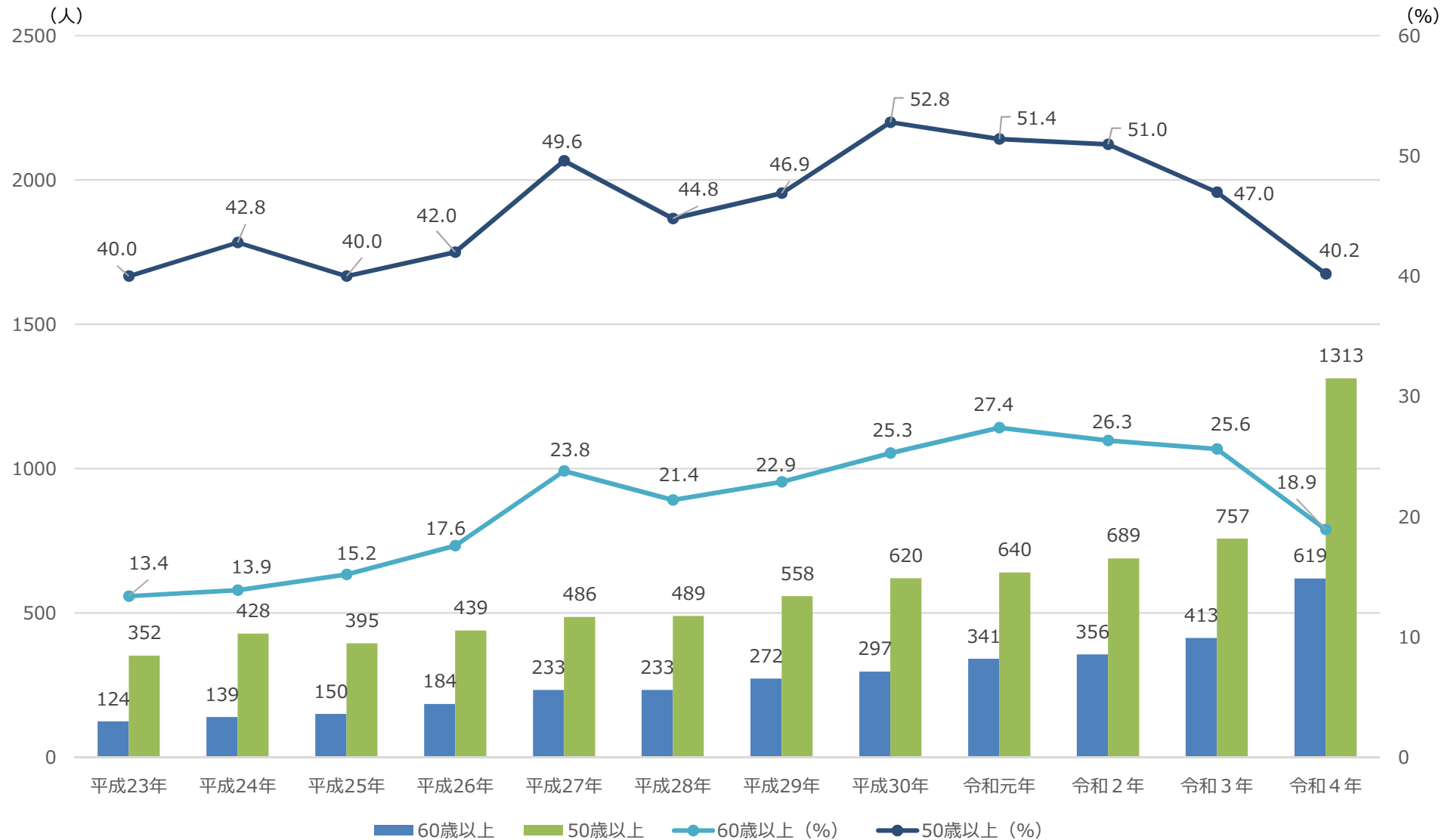
別添9-1



令和4年の県内における事故の型別労働災害発生状況 別添9-2
(休業4日以上・全産業)
(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)



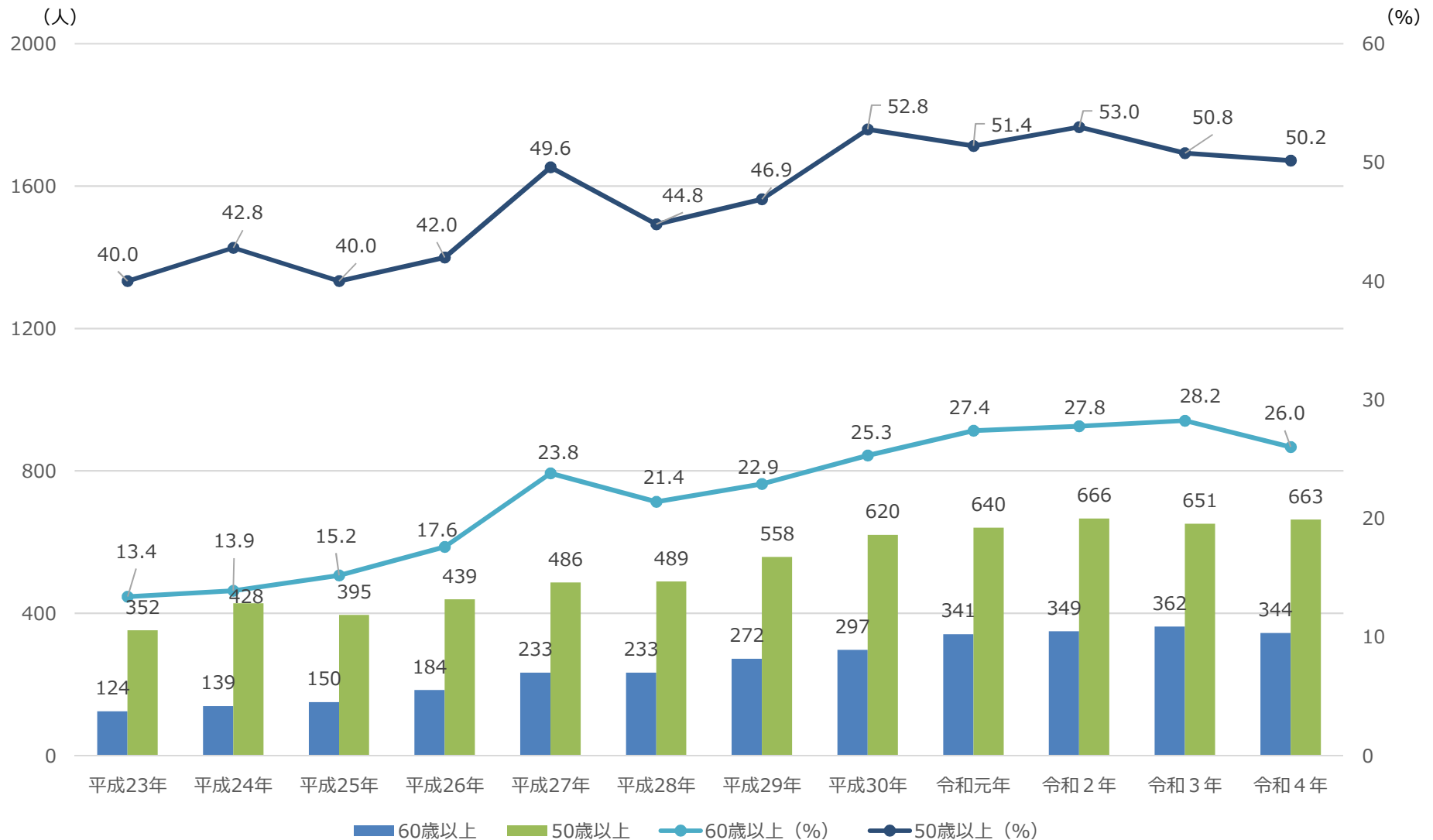
県内における高齢労働者等の労働災害発生状況の推移 別添10-1 (休業4日以上・全産業)



※折線グラフは全年齢（全体）に占める年齢層の割合を示す。

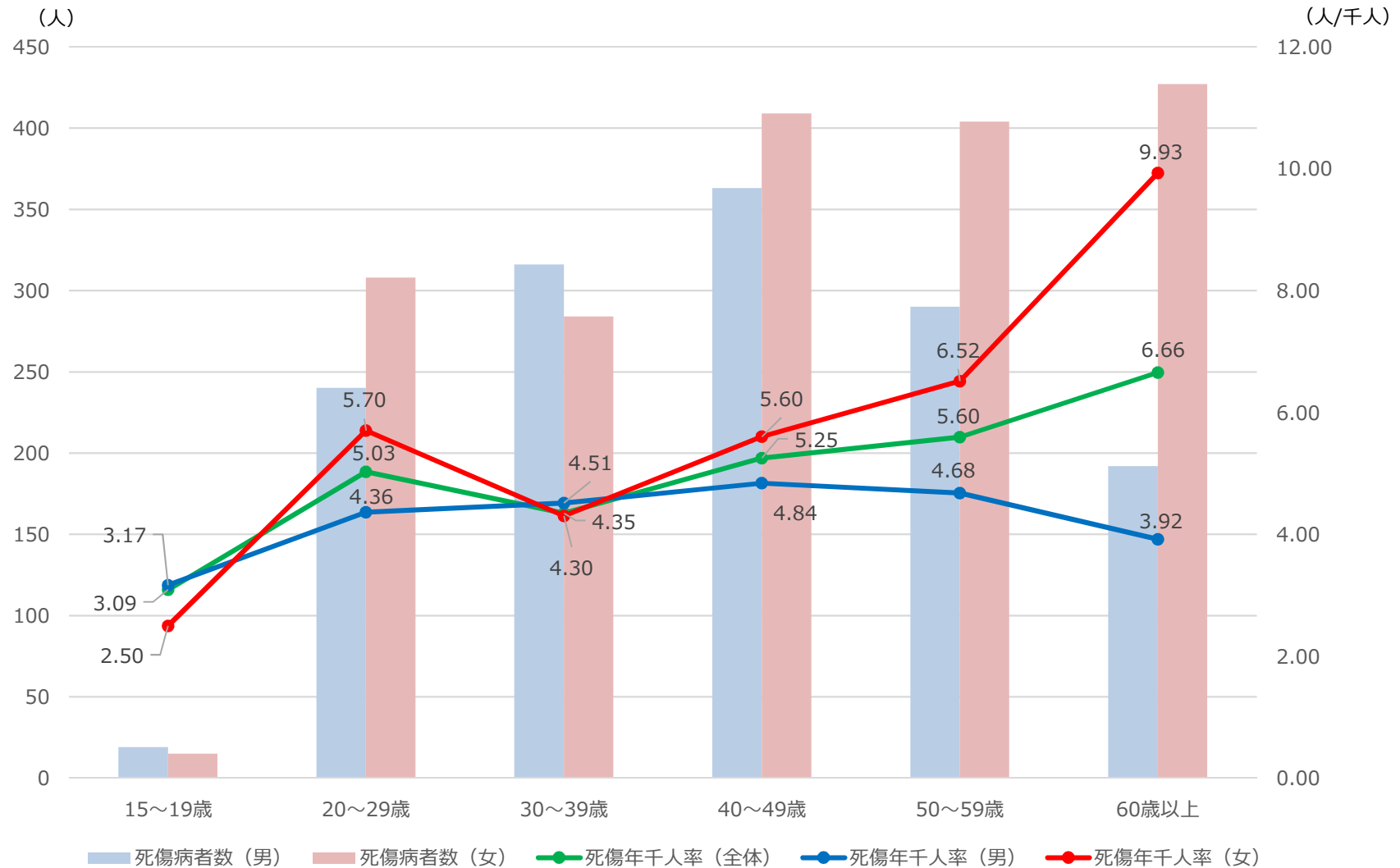
※労働者死傷病報告により作成

県内における高年齢労働者等の労働災害発生状況の推移 別添10-2 (休業4日以上・全産業) (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)



※折線グラフは全年齢（全体）に占める年齢層の割合を示す。
※労働者死傷病報告により作成

令和4年の県内における年齢別・男女別 死傷年千人率

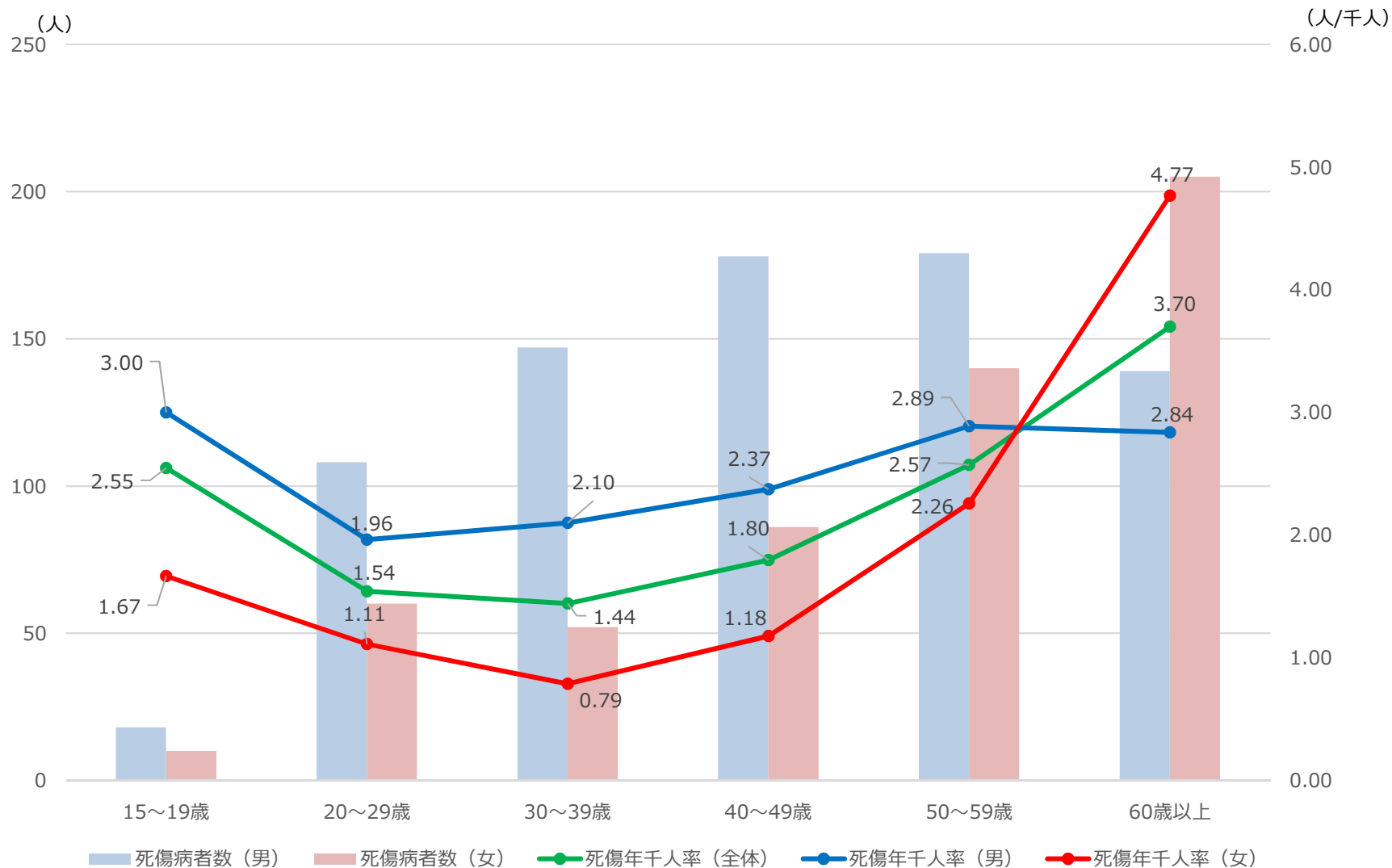


$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年間の休業4日以上之死傷者数}}{\text{1年間の平均雇用者数※}} \times 1,000$$

※ 沖縄県「労働力調査」(基本集計・年次・2022年)より集計
1年間の平均雇用者数は、「役員を除いた雇用者数」を用いている。

令和4年の県内における年齢別・男女別 死傷年千人率 (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

別添11-2



$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年間の休業4日以上死傷者数}}{\text{1年間の平均雇用者数} \times 1,000}$$

※ 沖縄県「労働力調査」(基本集計・年次・2022年)より集計
1年間の平均雇用者数は、「役員を除いた雇用者数」を用いている。

Press Release

沖縄労働局発表
令和5年8月29日(火)

担当	沖縄労働局労働基準部 健康安全課 課長 梅澤 栄 衛生専門官 大村 達治 電話:098 (868) 4402
----	---

令和4年 職場における定期健康診断実施結果について ～有所見率（72.1%^(※1)）は昨年に比べ1.7ポイント増～ ～9月は職場の健康診断実施強化月間です～

沖縄労働局(局長 にしかわ まさと 西川 昌登)は、令和4年に事業場から提出された定期健康診断結果報告書に基づき、定期健康診断実施結果の状況^(※2)を取りまとめました。

(※1)「有所見率」とは、受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある方の割合をいう。

(※2) 今回の発表内容は、県内5か所の労働基準監督署に報告のあった、延べ1,290事業場(受診者115,686人)において実施された定期健康診断結果報告書に基づくものです。

1 ポイント

(1) 有所見率は12年連続で全国最下位 (資料①、②-1及び②-2 参照)

- ① 有所見率は前年比 1.7ポイント増加の72.1%となり、平成23年から12年連続最下位
- ② 全国平均値との格差は13.8ポイントとなり、昨年に比べ2.1ポイント広がった。

(2) 健診項目別の有所見率 (資料③ 参照)

血中脂質が41.8%(全国平均31.6%)で最も高く、次いで血圧26.7%(全国平均18.2%)、肝機能24.0%(全国平均15.8%)の順となっている。また、尿(糖)、喀痰以外の項目で全国平均値より高い。

(3) 業種別の有所見率 (資料④ 参照)

「製造業(79.7%)」、「清掃・と畜業(78.4%)」、「運輸交通業(74.9%)」等が全業種平均値(72.1%)より高い業種となっている。

2 沖縄労働局の取組み

令和5年度から5か年の計画である「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」におい

て、働き盛り世代の健康づくり対策の推進の目標として、定期健康診断結果の有所見率の全国平均との差を令和４年と比較して令和９年までにその拡大に歯止めをかけることを掲げており、以下について取り組んでいく。

- (１) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を令和９年までに5,000件以上とするため、登録の周知を行う。(資料⑤参照)

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

- (２) 健康診断結果に基づく保健指導や、病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援などの必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和９年までに80%以上とする。そのため、

- ① 産業医、衛生管理者、衛生推進者の選任等の指導

- ② 定期健康診断について

- ・ 定期健康診断の実施と、その結果通知の徹底
- ・ 実施後の措置について、有所見者に対しては、医師による意見聴取の徹底

- ③ 事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用勧奨

を積極的に行う。

- (３) 「職場の健康診断実施強化月間（９月）」の取組みについて、関係団体へ周知、及び事業者に対して周知・指導を行う。(資料⑥参照)

〔添付資料〕

- ① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成25年～令和4年)

- ②-1 令和４年定期健康診断実施結果(都道府県別)(1～9月)

- ②-2 令和４年定期健康診断実施結果(都道府県別)(10～12月)

(※②-1及び②-2は、令和４年10月の労働安全衛生規則の改正前後に基づくもの。)

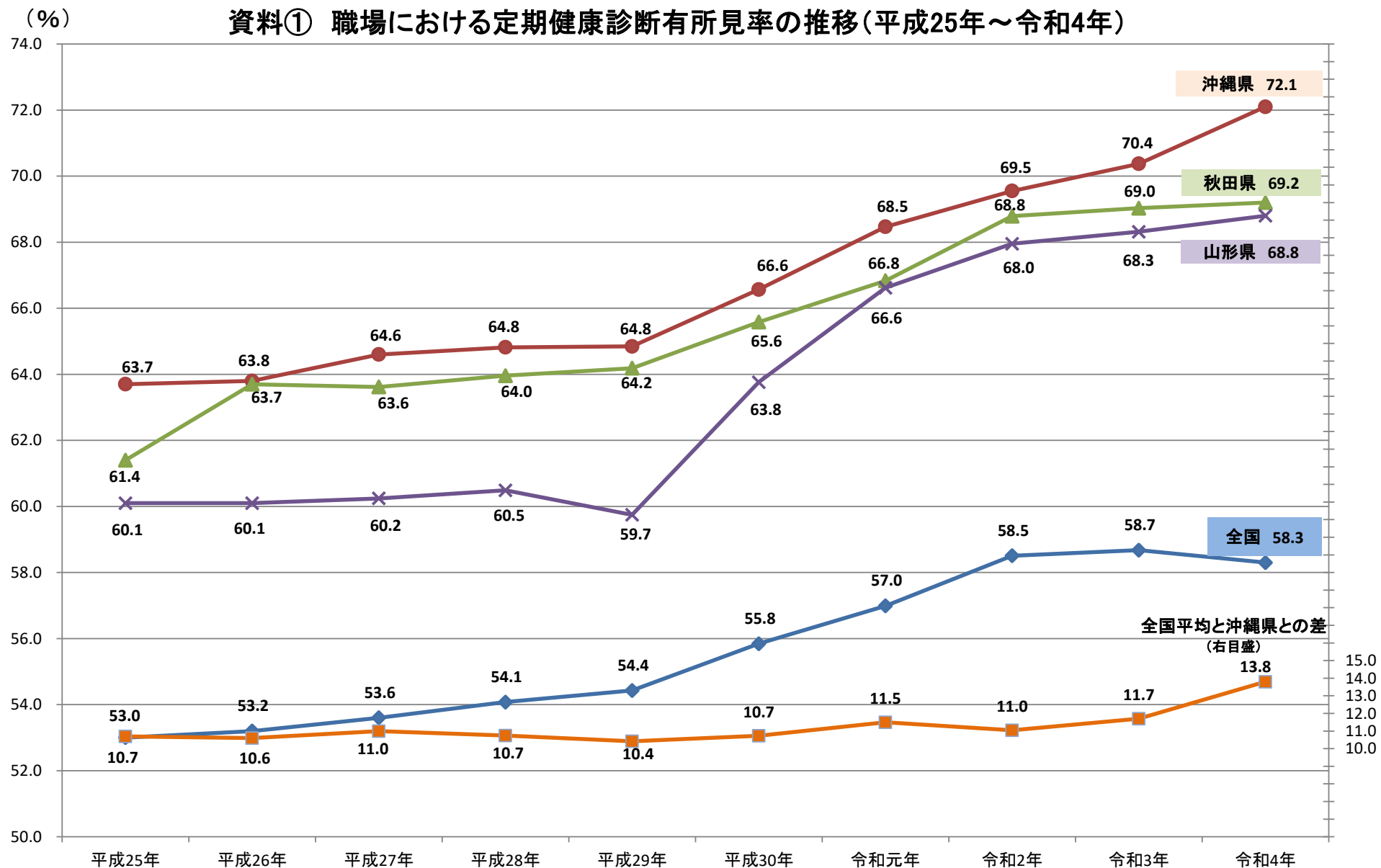
- ③ 職場における定期健康診断有所見率(令和４年健診項目別)

- ④ 職場における定期健康診断有所見率の主な業種(有所見率の高い順)(平成30年～令和4年)

- ⑤ うちなー健康経営宣言(リーフレット)

- ⑥ ９月は「職場の健康診断実施強化月間」です(リーフレット)

資料① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成25年～令和4年)



資料②－１ 令和4年定期健康診断実施結果（都道府県別）（１～９月分）

都 道 府 県		健診実施事業場数		受診者数	所見のあった者	
					人 数	有所見率(%)
01	北 海 道	3,427	(554)	281,125	176,168	62.7
02	青 森	1,019	(224)	82,222	54,593	66.4
03	岩 手	1,128	(349)	97,378	62,000	63.7
04	宮 城	1,697	(304)	143,336	90,413	63.1
05	秋 田	741	(191)	55,957	38,842	69.4
06	山 形	859	(154)	73,004	50,512	69.2
07	福 島	1,630	(309)	143,069	85,192	59.5
08	茨 城	1,956	(388)	197,583	120,133	60.8
09	栃 木	1,583	(290)	155,895	95,604	61.3
10	群 馬	1,672	(284)	147,950	87,023	58.8
11	埼 玉	4,340	(773)	386,928	232,548	60.1
12	千 葉	3,493	(555)	319,500	176,304	55.2
13	東 京	9,589	(1,591)	1,014,580	575,339	56.7
14	神 奈 川	5,376	(986)	513,521	301,176	58.6
15	新 潟	1,975	(401)	158,324	84,073	53.1
16	富 山	1,060	(180)	93,021	55,499	59.7
17	石 川	990	(185)	84,216	46,870	55.7
18	福 井	826	(293)	70,767	42,539	60.1
19	山 梨	639	(92)	53,214	31,535	59.3
20	長 野	1,610	(329)	127,544	73,519	57.6
21	岐 阜	1,658	(349)	135,103	78,399	58.0
22	静 岡	3,092	(639)	282,815	166,421	58.8
23	愛 知	6,713	(1,339)	695,650	378,215	54.4
24	三 重	1,489	(366)	147,697	80,402	54.4
25	滋 賀	1,307	(321)	122,864	65,548	53.4
26	京 都	1,999	(384)	168,397	100,719	59.8
27	大 阪	6,833	(1,148)	656,978	375,522	57.2
28	兵 庫	4,434	(972)	378,264	218,404	57.7
29	奈 良	807	(170)	64,918	38,023	58.6
30	和 歌 山	629	(114)	51,038	31,019	60.8
31	鳥 取	488	(178)	35,952	20,620	57.4
32	島 根	486	(122)	36,810	22,717	61.7
33	岡 山	1,648	(444)	130,524	77,613	59.5
34	広 島	2,302	(598)	207,130	124,436	60.1
35	山 口	1,011	(185)	93,857	53,171	56.7
36	徳 島	481	(89)	38,675	24,100	62.3
37	香 川	754	(184)	61,036	36,344	59.5
38	愛 媛	949	(130)	73,269	41,965	57.3
39	高 知	373	(57)	30,657	18,791	61.3
40	福 岡	3,427	(609)	323,711	193,618	59.8
41	佐 賀	691	(120)	58,257	35,473	60.9
42	長 崎	781	(160)	63,005	40,232	63.9
43	熊 本	1,125	(187)	101,894	61,258	60.1
44	大 分	755	(129)	63,146	38,374	60.8
45	宮 崎	653	(117)	56,716	31,859	56.2
46	鹿 児 島	987	(214)	85,664	49,081	57.3
47	沖 縄	860	(259)	74,603	53,835	72.2
合 計		92,342	(18,016)	8,437,764	4,936,041	58.5

資料：厚生労働省「定期健康診断結果調」

(注) 1 本表は、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前に基づくもので、(R4.1.1～R4.9.30)のみを計上。

※ 資料②－２とは健診実施事業場数等の一部が重複しており、単純に合計することはできない。

2 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

3 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

資料②－２ 令和4年定期健康診断実施結果(都道府県別)(10～12月分)

都 道 府 県		健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
				人 数	有所見率(%)
01	北 海 道	1,927 (79)	144,618	89,427	61.8
02	青 森	635 (29)	43,803	28,249	64.5
03	岩 手	631 (92)	45,521	27,010	59.3
04	宮 城	1,049 (75)	85,762	53,816	62.8
05	秋 田	394 (40)	29,181	20,027	68.6
06	山 形	630 (41)	46,393	31,357	67.6
07	福 島	806 (54)	51,989	30,934	59.5
08	茨 城	967 (54)	90,284	53,812	59.6
09	栃 木	959 (68)	83,498	50,670	60.7
10	群 馬	890 (36)	61,377	36,856	60.0
11	埼 玉	1,873 (89)	143,617	84,877	59.1
12	千 葉	1,878 (126)	151,883	82,325	54.2
13	東 京	6,803 (362)	911,655	504,968	55.4
14	神 奈 川	2,899 (151)	274,812	158,558	57.7
15	新 潟	1,255 (97)	93,270	50,566	54.2
16	富 山	694 (38)	53,169	31,555	59.3
17	石 川	579 (42)	45,075	25,391	56.3
18	福 井	479 (108)	27,342	16,708	61.1
19	山 梨	426 (28)	29,353	18,401	62.7
20	長 野	996 (107)	76,146	41,793	54.9
21	岐 阜	980 (56)	72,379	42,815	59.2
22	静 岡	1,730 (101)	150,012	85,764	57.2
23	愛 知	4,269 (306)	434,109	238,780	55.0
24	三 重	724 (52)	59,173	32,248	54.5
25	滋 賀	589 (42)	50,150	26,372	52.6
26	京 都	1,038 (70)	94,449	57,916	61.3
27	大 阪	3,664 (197)	342,060	190,802	55.8
28	兵 庫	2,249 (142)	187,120	107,948	57.7
29	奈 良	388 (28)	30,579	17,668	57.8
30	和 歌 山	321 (13)	24,444	14,363	58.8
31	鳥 取	278 (64)	17,584	9,839	56.0
32	島 根	307 (39)	24,365	14,951	61.4
33	岡 山	945 (97)	82,807	45,288	54.7
34	広 島	1,321 (121)	99,161	58,505	59.0
35	山 口	658 (49)	54,195	29,263	54.0
36	徳 島	330 (18)	28,559	16,213	56.8
37	香 川	475 (25)	35,901	21,393	59.6
38	愛 媛	593 (31)	45,658	24,984	54.7
39	高 知	318 (13)	25,173	16,699	66.3
40	福 岡	2,044 (130)	167,824	97,952	58.4
41	佐 賀	426 (22)	31,725	19,622	61.9
42	長 崎	429 (21)	33,048	20,601	62.3
43	熊 本	667 (53)	51,480	30,439	59.1
44	大 分	532 (54)	49,935	28,761	57.6
45	宮 崎	427 (18)	31,592	17,989	56.9
46	鹿 児 島	547 (49)	45,936	27,710	60.3
47	沖 縄	430 (23)	41,083	29,463	71.7
合 計		53,449 (3,550)	4,799,249	2,761,648	57.5

資料：厚生労働省「定期健康診断結果調」

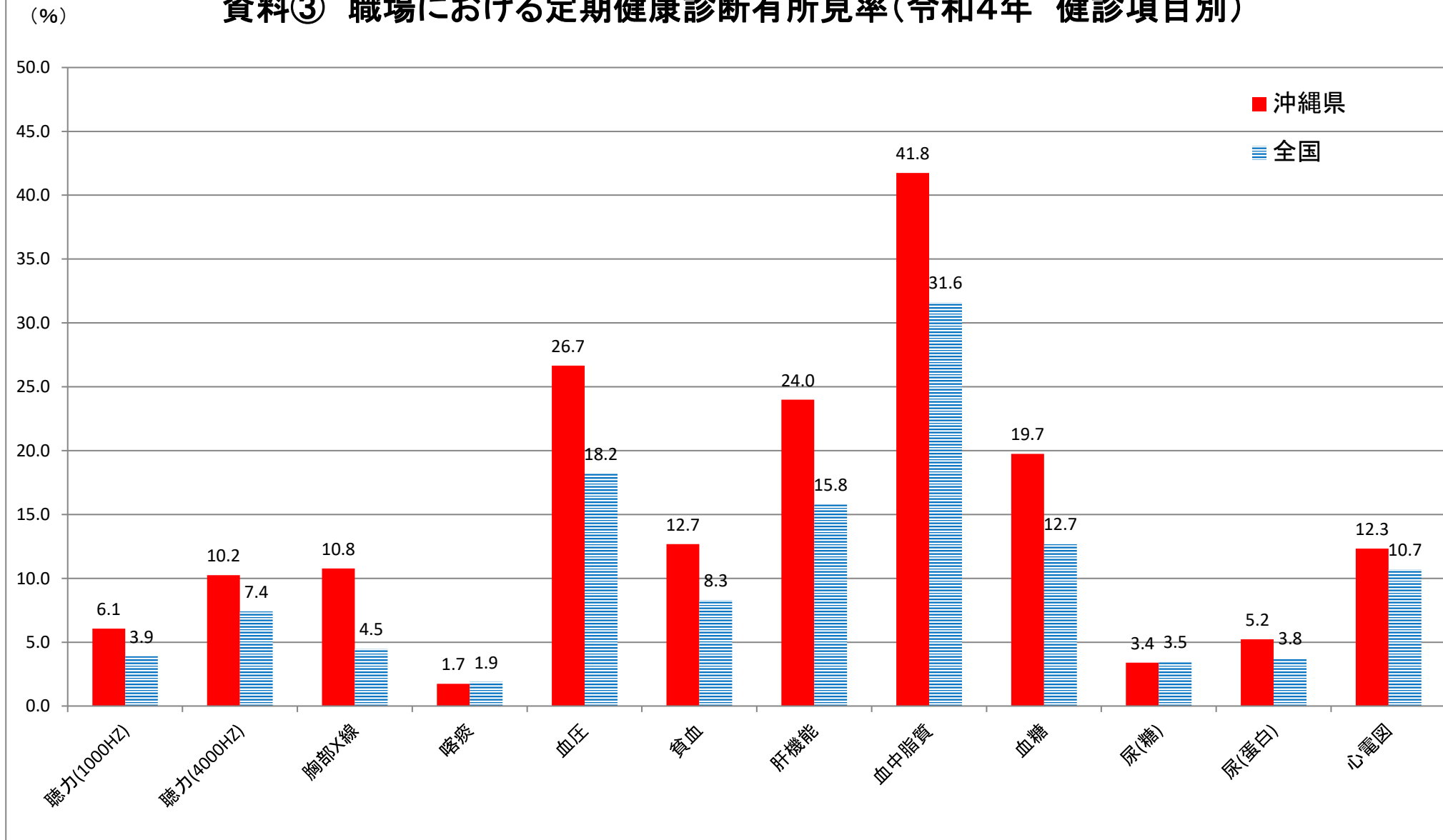
(注) 1 本表は、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正後に基づくもので、(R4.10.1～R4.12.31)のみを計上。

※ 資料②－1とは健診実施事業場数等の一部が重複しており、単純に合計することはできない。

2 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

3 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

資料③ 職場における定期健康診断有所見率(令和4年 健診項目別)



※ 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」、沖縄労働局「定期健康診断結果調」

(注) 令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

(令和4年有所見率)=(令和4年1～9月の有所見率)×0.75+(令和4年10～12月の有所見率)×0.25

資料④ 職場における定期健康診断有所見率の主な業種 (有所見率の高い順)

(左:業種 右:有所見率(%))

平成30年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
1	清 掃 ・ と 畜 業	74.6	1	清 掃 ・ と 畜 業	75.2	1	製 造 業	77.5	1	製 造 業	80.6	1	製 造 業	79.7
2	運 輸 交 通 業	73.1	2	運 輸 交 通 業	74.8	2	運 輸 交 通 業	77.2	2	建 設 業	75.3	2	清 掃 ・ と 畜 業	78.4
3	製 造 業	72.2	3	製 造 業	74.3	3	建 設 業	73.0	3	運 輸 交 通 業	74.7	3	運 輸 交 通 業	74.9
4	建 設 業	70.5	4	そ の 他 の 事 業	71.0	4	商 業	72.9	4	商 業	73.2	4	商 業	74.2
5	そ の 他 の 事 業	70.2	5	商 業	70.5	5	清 掃 ・ と 畜 業	72.7	5	そ の 他 の 事 業	71.7	5	そ の 他 の 事 業	73.1
全 業 種 平 均		66.6	全 業 種 平 均		68.5	全 業 種 平 均		69.5	全 業 種 平 均		70.4	全 業 種 平 均		72.1

健康づくりサポートメニュー(無料)

「事業所カルテ」

【協会けんぽ加入事業場】

貴社の健診受診率や生活習慣病リスクなどを協会けんぽ全支部や沖縄支部、同業態と比較した「事業所カルテ(健康度診断結果)」を毎年提供します。健康課題の把握にご活用ください。

※被保険者数などにより、ご提供できない場合があります。

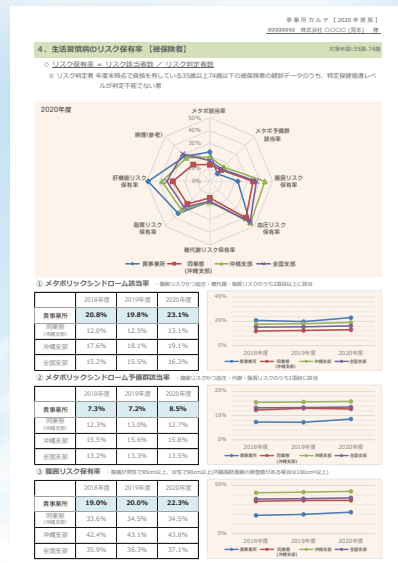
【協会けんぽ以外の場事業】

個人が特定されない範囲の健診情報を別途「健診情報提供書」として協会けんぽへ提供いただくことで、活用することができます。

※ご提供いただく内容：自社の健診受診者数と生活習慣病に関する検査項目の有所見者数、喫煙者数等

※事業所カルテは協会けんぽ加入事業場でも健康保険の適用事業場単位で作成しております。

営業所・支店等で宣言された場合は、事業所カルテがご提供できないことをご了承願います。



「うちなー健康経営ニュースレター」

健康に関する情報、健康づくりに積極的に取り組む宣言事業場の好事例などをご紹介します。

「がんじゅう沖縄(メルマガ)」

希望される方に産業保健に関する最新情報を毎月提供します。



「健康づくりのアドバイス」

協会けんぽの保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、事業場の健康づくりへの取り組み課題について、相談に対応します。お気軽にご利用ください。

「その他」

【沖縄県医師会】 <http://www.okinawa.med.or.jp/>

・医師による高血圧予防などの健康講話や健康相談を行います。

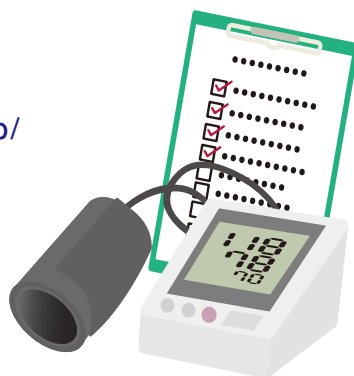
【沖縄産業保健総合支援センター】 <https://www.okinawas.johas.go.jp/>

- ・50人未満の事業場向けに、健康診断で有所見となった従業員の必要な措置について、医師からの意見聴取ができます。
- ・保健師が事業場を訪問し、保健指導や健康講話を行います。
- ・産業保健に関する様々なテーマの研修を行っています。
- ・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関する相談に対応いたします。

【協会けんぽ】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

※原則、加入事業場への支援

- ・保健師・管理栄養士が事業場を訪問し、特定保健指導や健康講話を行います。
- ・事業場内に展示して、健康への意識を高めてもらえるようなフードモデル(食品模型)や脂肪1kg実物大モデル、禁煙指導用肺モデル等のレンタルをいたします。



うちなー健康経営宣言！

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和3年3月に関係機関5者『沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会(協会けんぽ) 沖縄支部』にて包括的連携に関する協定を締結しました。これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやみかち健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちなー健康宣言」を「うちなー健康経営宣言」に統一し、令和3年4月1日より関係機関一体となって健康経営[®](※)に取り組む事業場をサポートいたします！

※「健康経営[®]」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。



健康経営実践のポイントは2つ

- POINT 01 事業場の代表者が健康経営を実践することを決意し、それを社内外に広く公表すること
- POINT 02 健診結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な取り組みを実践していくこと

健康経営宣言の見える化

沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取り組み内容(代表者メッセージ)等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化(可視化)します。

健康課題等の把握

協会けんぽが保有する健診結果(注)を活用して、年に一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取り組み後の改善効果を確認することが可能となります。

(注) 協会けんぽ加入以外の事業場は個人情報上の問題のない健診結果情報を提供していただくことが前提となります

貴事業場

「うちなー健康経営宣言」では、実践のサポートが受けられるため、効果的に健康経営に取り組むことができます！

健康づくりサポートは5者で行います！

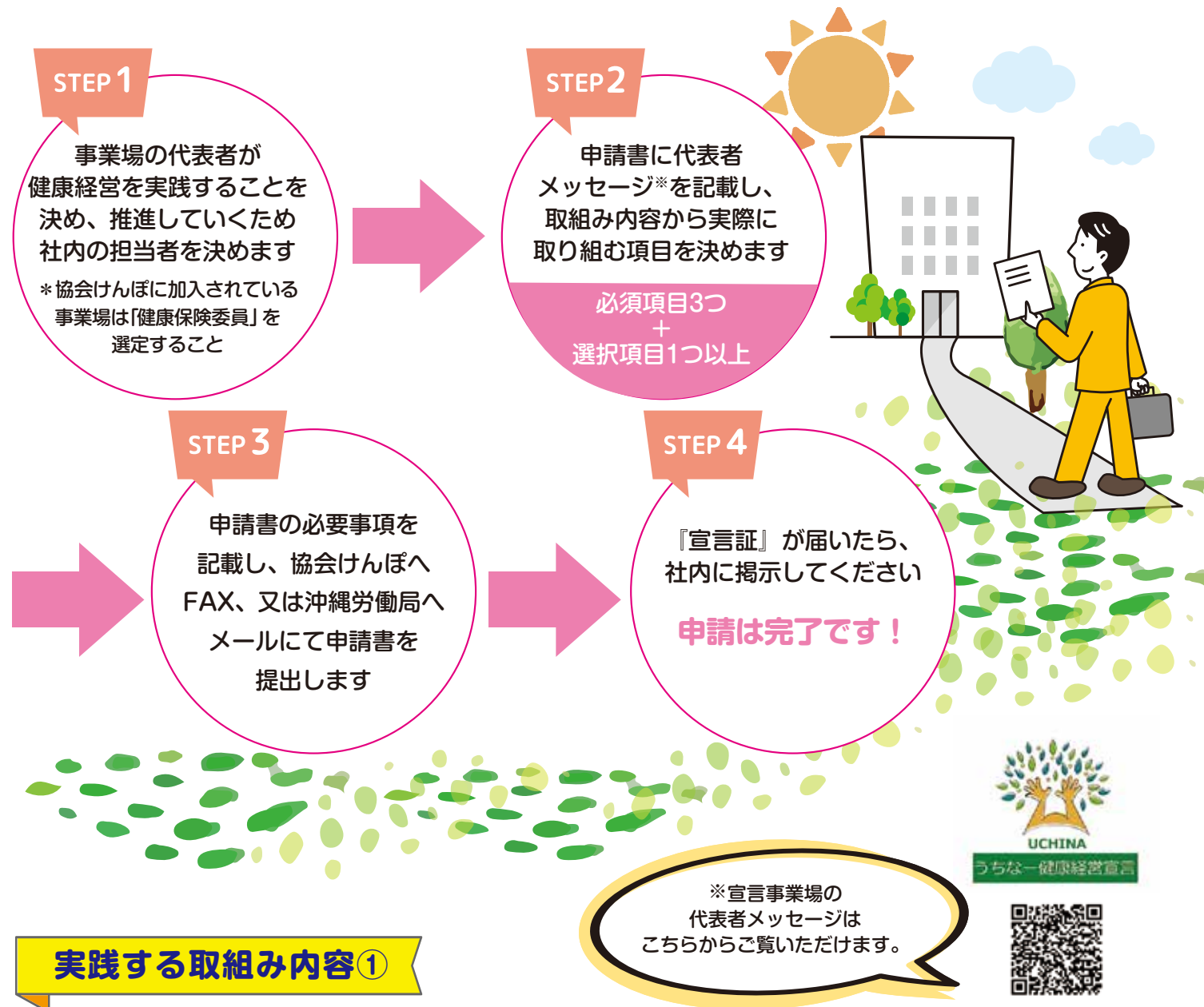
お問い合わせ先

全国健康保険協会 沖縄支部 TEL 098-951-2211(音声ガイダンス4)
沖縄労働局 健康安全課 TEL 098-868-4402



申請の流れ

取組みはサポートメニューも活用しながら実践へ!!



実践する取組み内容①

取組み内容は、必須項目と選択項目があります。選択項目は1つ以上を選んでいただきます。

必須項目

次の3つは、法律に基づき必ず取り組んでいただく内容です (注)

- *労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上該当する従業員全てに健康診断を受診させる
- *健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる
- *健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う (労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターをご利用いただけます)

(注) 「労働安全衛生法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」が適用される事業場

実践する取組み内容②

選択項目

次の①から⑬までの中から、取り組む内容を1つ以上選んでください。
取組み例を参考に自社の健康課題や取り組みそうなことからスタートしてみましょう!

	選択項目	取組み例	おすすめポイント
①	健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む	・該当する従業員に再検査や治療等の受診をさせ、その報告を提出させる	就業規則に盛り込むことで、全社員が健康問題に取り組まなければならないことについて「見える化」することができ、また担当者が代わっても継続させることができます
②	従業員の家族の健診受診を奨励する	・従業員から家族に受診の声掛けをする ・協会けんぽと事業場代表者との連名で受診勧奨文を個別通知する	ご家族がともに健康であることは安心して働く上でも重要な取り組みです
③	健康増進に関する数値目標を設定する (任意)	・全従業員1日8,000歩以上歩く ・メタボリスクを前年度より5%減少させる	事業所カルテを活用し健康課題を把握すると具体的な数値目標が立てやすくなります
④	従業員に対して、健康意識を向上させる取り組みを行う	・朝礼や会議、回覧等で健康に関する情報発信 ・栄養や運動、飲酒やメンタルヘルス等に関する研修会の実施	産業医や産業保健スタッフ、協会けんぽ等にご相談ください
⑤	食生活の改善に取り組む	・ヘルシー弁当の利用を勧める ・自販機の飲料は低糖・無糖へ変更する ・おやつのお買置き・配布をしない	メタボや血圧、血糖等の有所見者が多い事業場にお勧め!習慣を変えるきっかけづくりになります
⑥	運動機会の増進に取り組む	・職場で、時間を決めてラジオ体操を実施する ・スポーツクラブ等の利用補助	体調の確認、健康維持やリフレッシュ効果があり、取り組んでいる事業場が増えています
⑦	禁煙や受動喫煙防止に取り組む	・敷地内禁煙、屋内禁煙の実施 ・禁煙希望者へ禁煙外来費用の一部補助	法改正もあり、受動喫煙防止対策は徹底していきましょう
⑧	適正飲酒対策に取り組む	・就業前に呼気中アルコール濃度のチェックをする ・職場の飲み会は一次会までにする	肝機能リスクの高い事業場や車を運転する方が多い場合は積極的に取り組みましょう
⑨	血圧管理に取り組む	・血圧計を設置し、正常範囲の周知と就業前の測定により正常範囲を超えている場合は、上司へ報告をする ・高血圧者の体調確認や定期通院のための時間確保	沖縄県では高血圧関連の病気で65歳未満の方が他県より多く亡くなっています。血圧の有所見者が多い場合は事業場として高血圧対策を考えましょう
⑩	感染症予防に取り組む	・手洗い、消毒の奨励と衛生品の確保 ・マスク着用の励行 ・予防接種場所の提供、予防接種に係る時間の出勤扱い	感染症予防は従業員と顧客や関係先を守るためにも大切な取り組みです
⑪	時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する	・ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得を勧める	仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりにつながります
⑫	メンタルヘルス対策に取り組む	・メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知 ・メンタルヘルス不調者への対応	職場の環境改善を目指し、沖縄産業保健総合支援センターを活用しましょう
⑬	治療と仕事の両立支援に取り組む	・治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の設置と周知 ・両立支援担当者を対象にした研修の実施 ・両立支援に取り組む事業場の体制づくり、環境整備をする	治療と仕事の両立支援は社員の離職率の低下、生産性の向上につながります
⑭	その他 (任意で設定)		①~⑬に当てはまらない内容は、自由に設定してください

宣言後は...

積極的に取り組まれている事業場には申請により次のような認定・表彰制度があります!

● 沖縄県健康づくり表彰 (がんじゅうさびら表彰)

健康づくりに積極的に取り組み、顕著な実績を上げた事業場や地域団体を県知事が表彰します。

● 健康経営優良法人認定制度

経済産業省が創設した認定制度で、健康経営に取り組んでいる優秀な大企業や中小企業が、定められた基準に基づき認定されます。

沖縄県内においても表彰や認定を受けられた事業場が増えてきています。このような制度も視野に健康経営を進めてみてくださいね。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

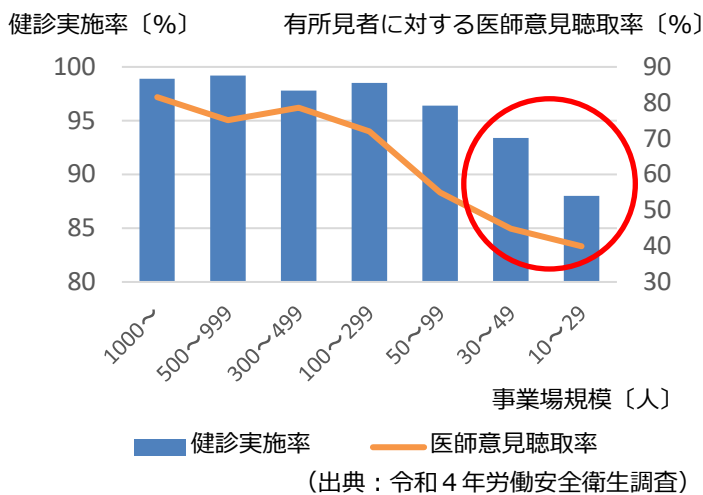
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



○ 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

○ 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○ 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○ 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○ 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○ 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

令和5年8月16日付け基安発0816第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の間診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
 - (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
 - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
 - (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

Press Release

沖縄労働局発表
令和5年10月31日(火)

担当 沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 梅澤 栄
労働衛生専門官 大村 達治
電話:098 (868) 4402

「新型コロナウイルス感染症」の大幅な増加により 業務上疾病者数が前年比342%増加

～令和4年の沖縄県における業務上疾病の発生状況～

沖縄労働局(局長 西川 昌登)は、令和4年の業務上疾病[※]発生状況を取りまとめましたので公表します。

※ 負傷に起因する疾病(腰痛など)、物理的因子による疾病(熱中症など)、過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患などが該当します(休業4日以上労働者死傷病報告に基づくもの)。

1 県内における業務上疾病の発生状況(図1～図6、表1)

- (1) 令和4年の業務上疾病者数は2,092人、前年(473人)を1,619人上回り大幅に増加した(前年比342%増)。[参考:全国で前年比490%増]
- (2) 上記(1)のうち、最多の「新型コロナウイルス感染症」は1,945人、前年(329人)を1,616人上回り大幅に増加した(前年比491%増)。業種別の内訳は、保健衛生業が90%を占めた。
- (3) 上記(1)のうち、次に多い「災害性腰痛」は94人、前年(94人)と同様で高止まりとなった。業種別の内訳は、保健衛生業が41.5%、商業・金融・広告業が21%を占めた。

2 沖縄労働局における主な取り組み

新型コロナウイルス感染症を除くと、業務上疾病の64%を災害性腰痛が占めることから、

- (1) 腰痛の予防を図るため、安全衛生教育の実施及び身体的負担の軽減に向け、転倒予防も含めた「転倒・腰痛予防対策」、「SAFEコンソーシアム」、「高年齢労働者の健康づくり」や助成金支援(参考資料1)や腰痛予防アドバイザー事業(参考資料2)の活用を周知する。

- (2) その他業務上疾病の対策として、産業保健活動支援やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、化学物質管理など、さまざまな対策と支援を行っていく（参考資料1）。

〔添付資料〕

図1 県内における業務上疾病発生状況の推移

（平成25年～令和4年〔疾病別：新型コロナウイルス感染症含む〕）

図2 県内における新型コロナウイルス感染症による業務上疾病発生状況の推移（業種別）

図3 県内における業務上疾病発生状況の推移

（平成25年～令和4年〔疾病別：新型コロナウイルス感染症除く〕）

図4 県内における業務上疾病発生状況の推移

（平成25年～令和4年〔業種別：新型コロナウイルス感染症除く〕）

図5 災害性腰痛発生状況の推移（沖縄・全国）〔平成25年～令和4年〕

図6 県内における災害性腰痛発生状況の推移（平成25年～令和4年〔業種別〕）

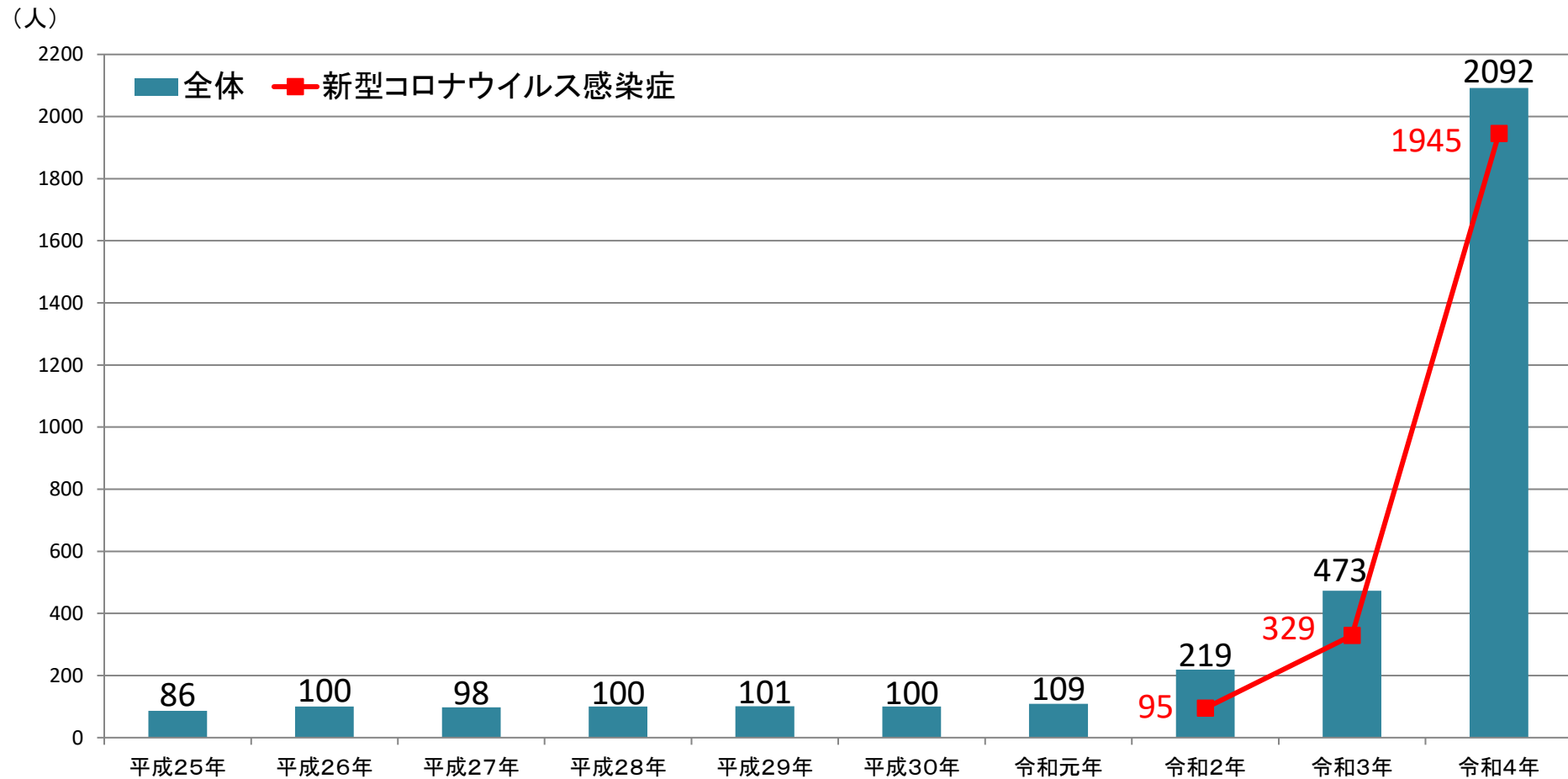
表1 令和4年 業務上疾病発生状況（業種別疾病別）

〔参考資料〕

1 沖縄労働局の主な取組み

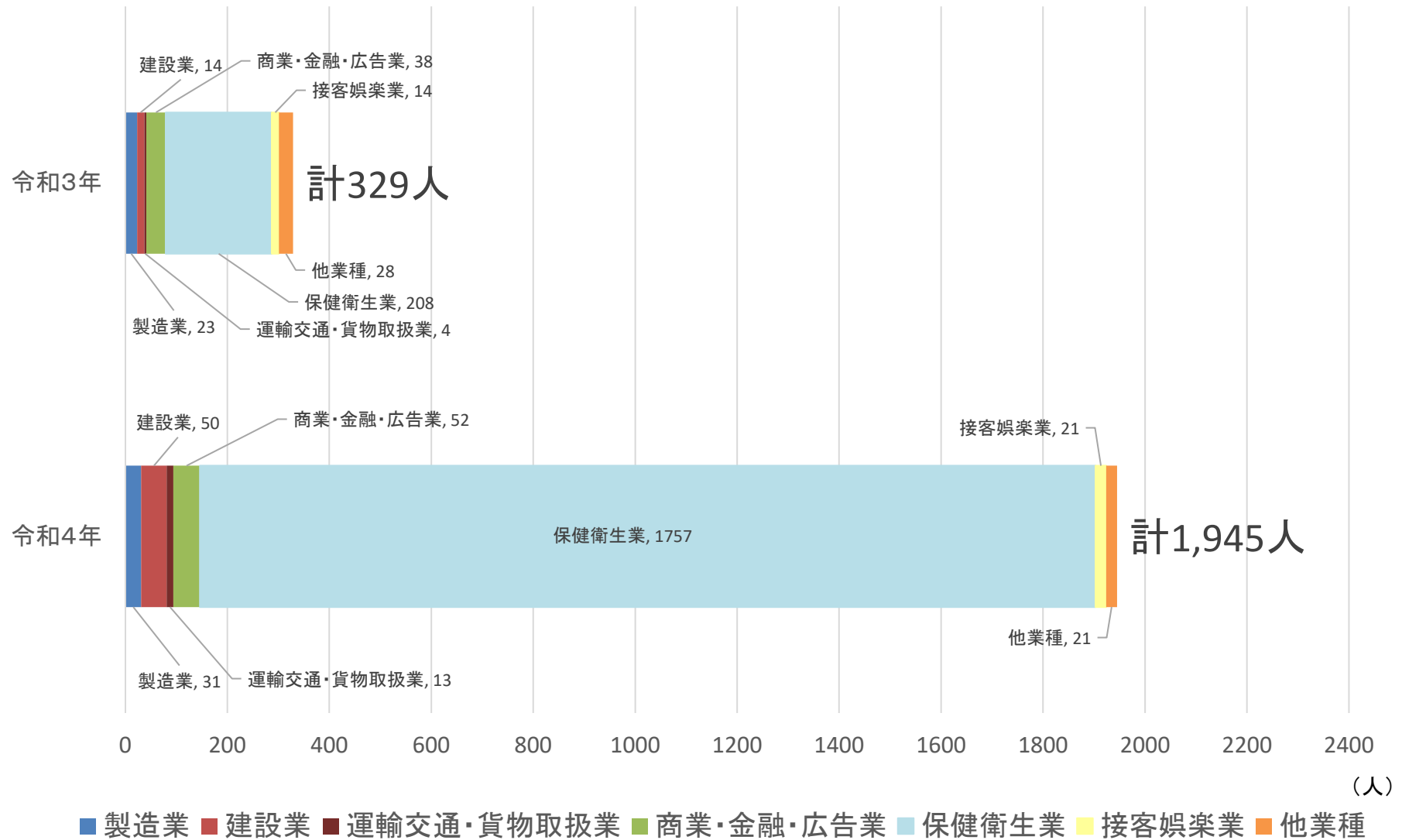
2 リーフレット「ご利用ください 腰痛予防アドバイザー」

図1 県内における業務上疾病発生状況の推移
(平成25年～令和4年〔疾病別：新型コロナウイルス感染症含む〕)



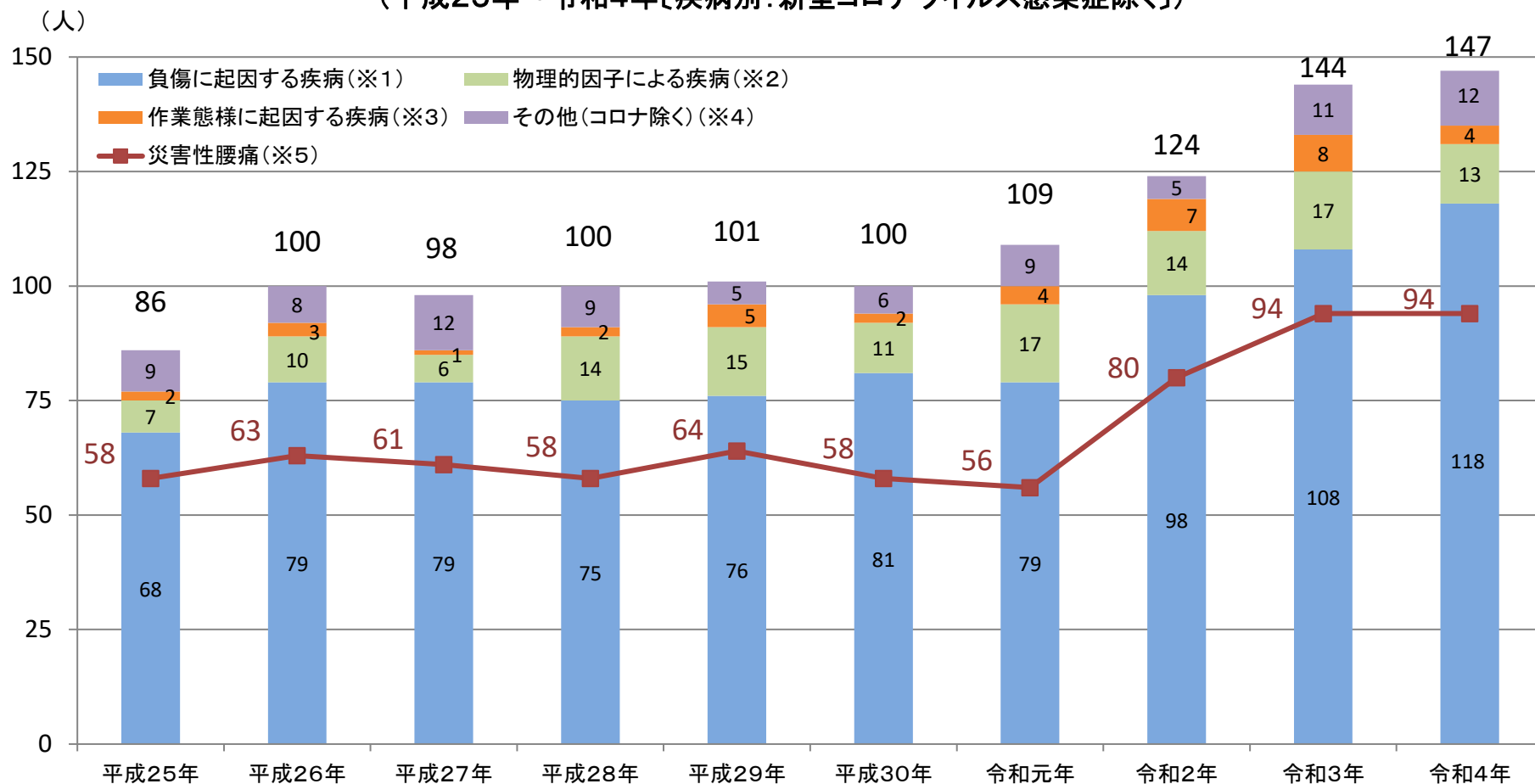
(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

図2 県内における新型コロナウイルス感染症による業務上疾病発生状況の推移(業種別)



(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

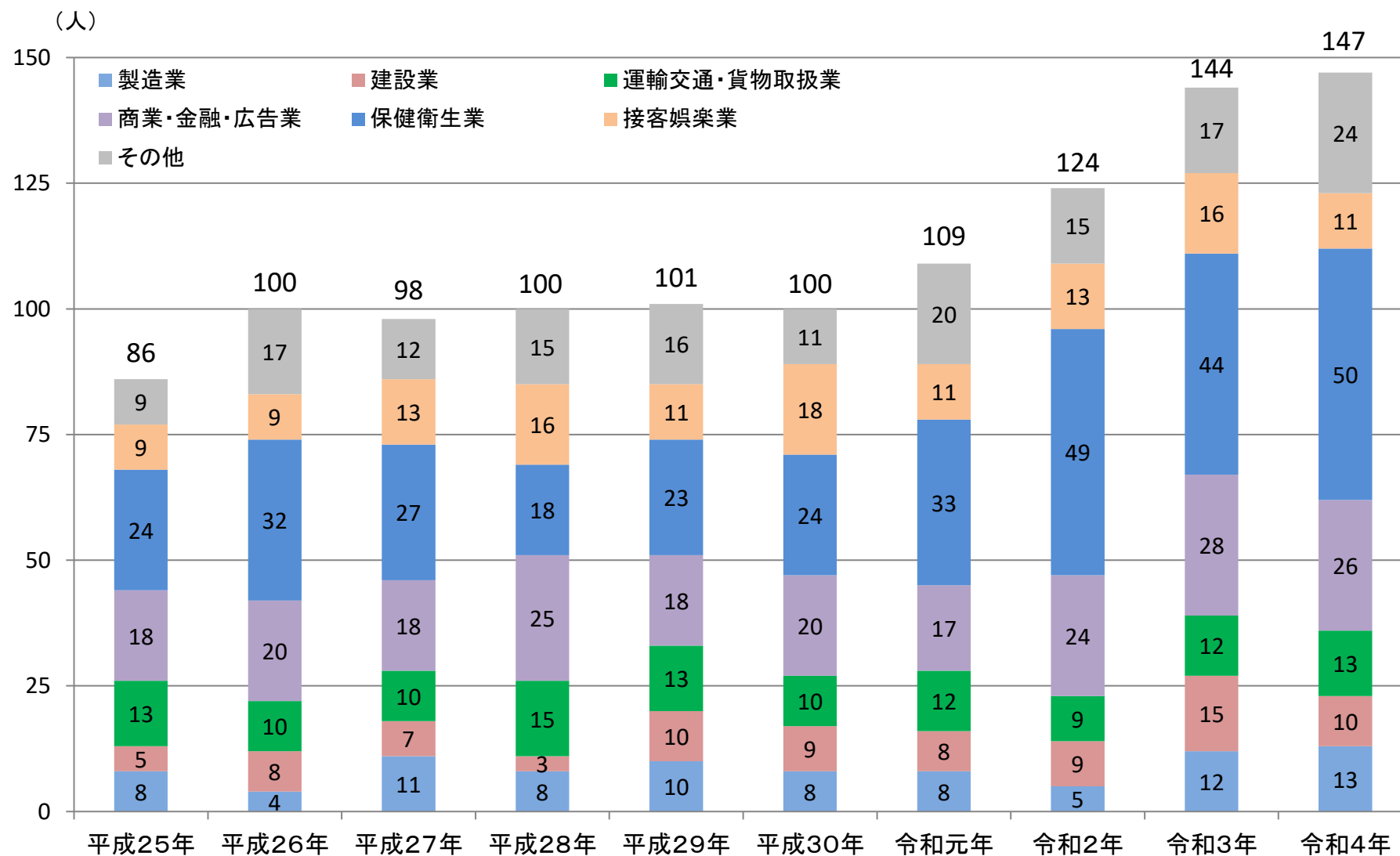
図3 県内における業務上疾病発生状況の推移
(平成25年～令和4年〔疾病別：新型コロナウイルス感染症除く〕)



- (※1) 「負傷に起因する疾病」には、「災害性腰痛」、「業務上の皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症」などが含まれる。
 (※2) 「物理的因子による疾病」には、「異常温度条件による疾病(熱中症等)」などが含まれる。
 (※3) 「作業態様に起因する疾病」には、「負傷によらない業務上の腰痛」、「重激業務による運動器疾患等」、「手指前腕の障害及び頸肩腕症候群」などが含まれる。
 (※4) 「その他」には、主なものとして、「病原体による疾病」、「過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等」、「その他業務によることが明らかな疾病」などが含まれる。
 (※5) 「災害性腰痛」とは業務中に重い物を持ち上げる等の動作の反動などで発生する(悪化する)腰痛。

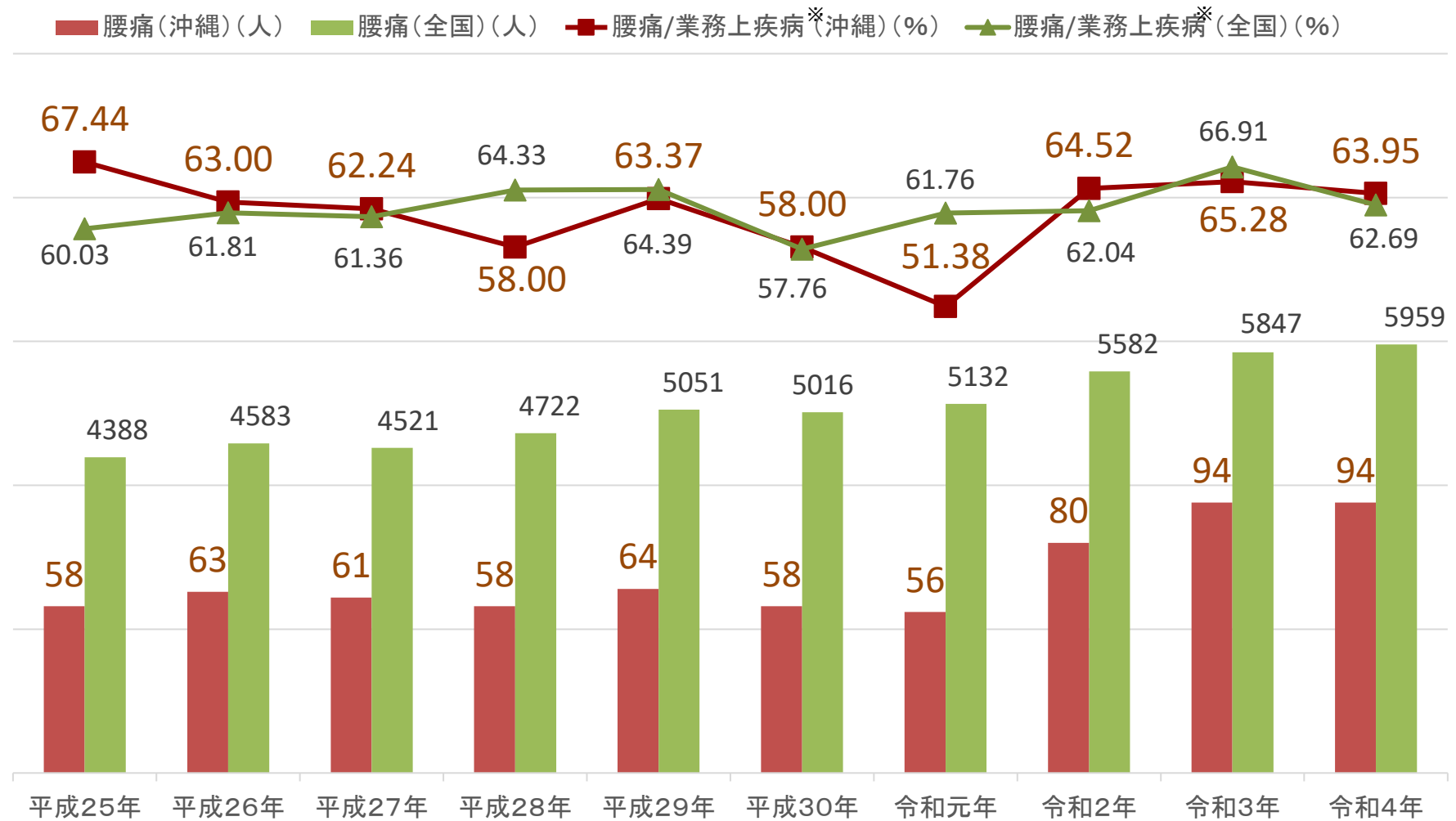
(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

図4 県内における業務上疾病発生状況の推移
(平成25年～令和4年〔業種別：新型コロナウイルス感染症除く〕)



(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

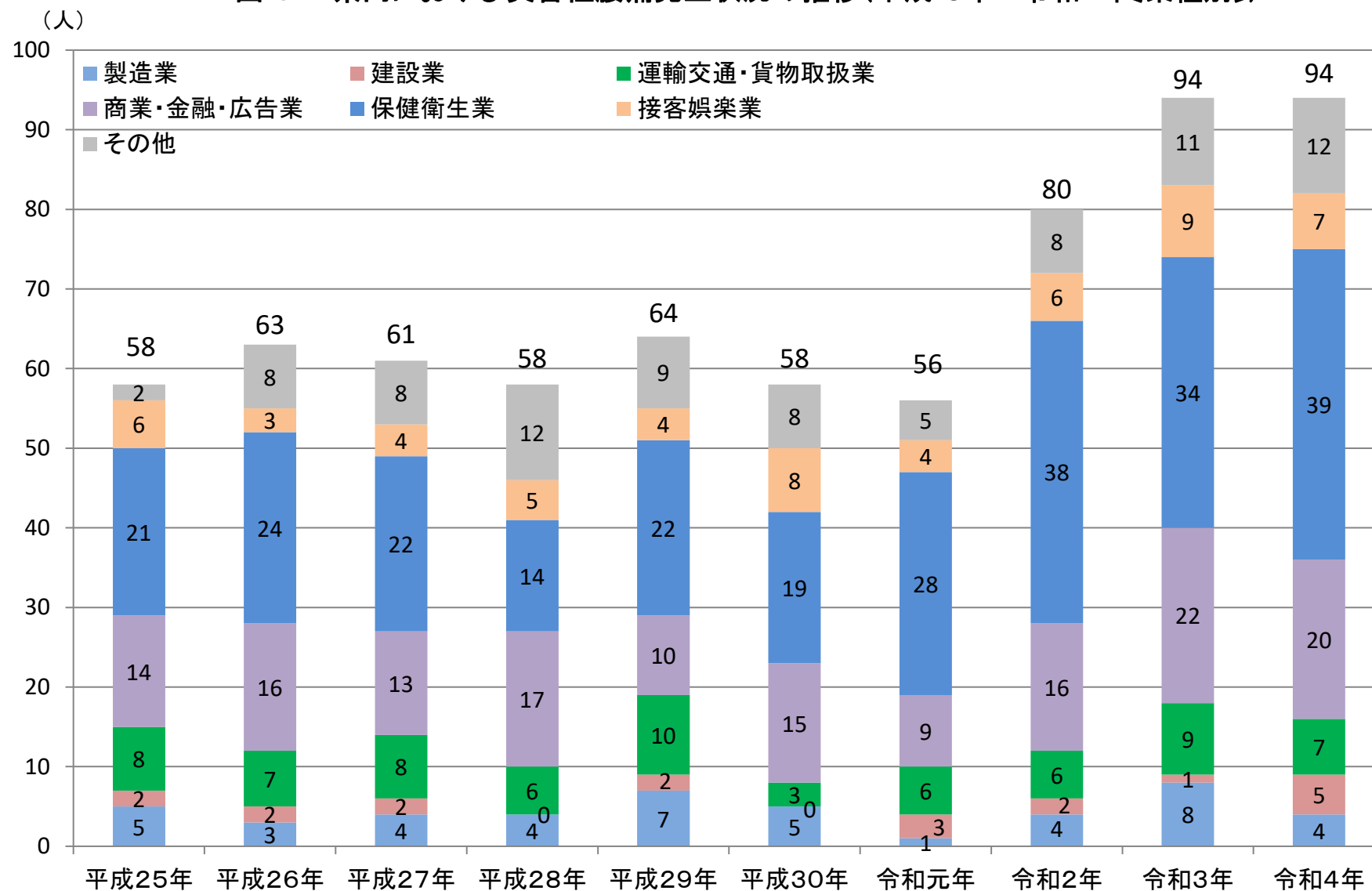
図5 災害性腰痛発生状況の推移(沖縄・全国)〔平成25年～令和4年〕



※ 新型コロナウイルス感染症を除く業務上疾病

(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

図6 県内における災害性腰痛発生状況の推移(平成25年～令和4年〔業種別〕)



(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

表 1 令和 4 年 業務上疾病発生状況（業種別疾病別）

単位：人

疾病分類 (※1) 業種	負傷に起因する疾病		物理的因子に起因する疾病		作業態様に起因する疾病		化学物質による疾病 (がんを除く)	病原体による疾病	過重な業務による 脳血管疾患・心臓疾患等	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	その他の業務上疾病 (※3)	計
	災害性腰痛 %は全体の割合	災害性腰痛以外 (※2)	異常温度条件による疾病	その他の原因による疾病	負傷によらない業務上の腰痛	その他の原因による疾病						
製造業	4	4.3%	2	6				32				44
建設業	5	5.3%	2	1			2	50				60
運輸交通・貨物取扱業	7	7.4%	2	3		1		13				26
商業・金融・広告業	20	21.3%	2		1	2	1	52				78
保健衛生業	39	41.5%	6	1				1,758	2	1		1,807
接客娯楽業	7	7.4%		1				23		1		32
その他	12	12.8%	10	1				21		1		45
計	94	100.0%	24	12	1	3	3	1,949	2	3	0	2,092

(※1) 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したもの。

(※2) 「災害性腰痛以外の負傷に起因する疾病」には、「業務上の皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症」などが含まれる。

(※3) 「その他の業務上疾病」には、「じん肺及びじん肺合併症」、「その他の業務に起因することの明らかな疾病」が含まれる。

(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



■団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

■職場のあんぜんサイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

■動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf>



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



沖縄労働局 労働基準部 健康安全課

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

☎098-868-4402

那覇第二地方合同庁舎1号館3階

無料

ご利用ください

R5年度

腰痛予防アドバイザー

「仕事で腰に負担がかかる」「職場の腰痛予防を進めたい」「でも、何から始めたらいいの？」とお悩みの事業者の皆様へ

腰痛予防のプロが、**無料**でお手伝いします。

※ 予算がなくなり次第、申し込みを終了させていただきます。



メニュー

個別コンサルティング

アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。

職員様向け研修も対応可能です。

☐ 対象

医療・介護事業所、小売業等

☐ コンサルティング 時間

2 時間程度



セミナー（講師派遣）

事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。

☐ 対象

主に医療・介護関係、小売業団体

（その他の業種団体の方もご要望により可能な限り対応いたします。）

☐ 講演時間

2 時間以内

お申込み

お申込み先・お問合せ

裏面のご利用申込用紙
にてお願いします

沖縄労働局健康安全課（担当 大村）

☎ 098-868-4402

Email(kenkouanzenka-okinawakyoku@mhlw.go.jp)

腰痛予防アドバイザーご利用申込書

沖縄労働局

健康安全課 Email(kenkouanzenka-okinawakyoku@mhlw.go.jp)

(所在地) 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

御社・団体名			
ご連絡先	☎	(内線)	
	Mail :	FAX	
	ご担当者様		
ご所在地	〒		
申込内容 (注1 使用する資料 はお客様にて必 要数を印刷いた だきます(事前に 郵送します)。 注2 パワーポインター が使用できるPC・ プロジェクターをご 用意いただくと 実施が効果的で す。 注3 効果的な実施 のために最低1時 間をご検討くださ い。	☐ 個別コンサルティング ・ アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。 ・ 職員様向け研修 も対応可能です(時間帯もご相談ください)。		
	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬	
	希 望 内 容 (お困りごとなど)		
	☐ セミナー (講師派遣) ・ 事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。		
	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬	
	セ ミ ナ ー 名 称		
	参 加 対 象 者		
	会 所 在 地 場 ()		
	講 演 時 間		
	希 望 内 容		

- ※1 個別コンサルティング、セミナーの日時につきましては、なるべく希望日時にそった形で調整させていただきます。
※2 個別コンサルティングは1事業所につき1回までとさせていただきます。
※3 予算上限その他の理由で、場合によっては、お申込みにお応えできないこともあります。予めご了承ください。
※4 最寄りの労働基準監督署でもお申込・お問合せを承ります。

那 覇 労 働 基 準 監 督 署	安 全 衛 生 課	☎ 098 - 868 - 3344
沖 縄 労 働 基 準 監 督 署	安 全 衛 生 課	☎ 098 - 982 - 1263
名 護 労 働 基 準 監 督 署	監 督 ・ 安 衛 課	☎ 0980 - 52 - 2691
宮 古 労 働 基 準 監 督 署	労 災 ・ 安 衛 課	☎ 0980 - 72 - 2303
八重山 労 働 基 準 監 督 署	労 災 ・ 安 衛 課	☎ 0980 - 82 - 2344

【令和4年】
特別集計 都道府県、企業規模・事業所規模・産業、メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容（複数回答）別事業所割合

【47 沖 縄】		取組内容（複数回答）																				
区 分	事業所計	取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議			メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施			メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任			教育研修・情報提供			職場環境等の評価及び改善（ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を含む）	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施	ストレスチェックの実施	職場復帰に（職場復帰プログラムを含む）				
		47	沖 縄																			
合 計	100.0	83.3	(100.0)	11.9	(14.3)	4.8	(5.8)	21.1	(25.4)	16.0	(19.2)	14.0	(16.8)	11.2	(13.5)	39.0	(46.9)	32.5	(39.0)	51.2	(61.5)	7.8
（ 企 業 規 模 ）																						
5,000 人 以 上	100.0	100.0	(100.0)	3.7	(3.7)	3.7	(3.7)	1.9	(1.9)	3.7	(3.7)	3.7	(3.7)	1.9	(1.9)	98.9	(98.9)	3.7	(3.7)	100.0	(100.0)	3.7
1,000 ～ 4,999 人	100.0	94.1	(100.0)	2.1	(2.2)	2.2	(2.4)	2.2	(2.4)	24.5	(26.1)	24.6	(26.2)	24.5	(26.1)	94.1	(100.0)	24.6	(26.2)	94.1	(100.0)	22.5
300 ～ 999 人	100.0	100.0	(100.0)	76.9	(76.9)	33.4	(33.4)	84.5	(84.5)	41.2	(41.2)	41.2	(41.2)	76.9	(76.9)	99.3	(99.3)	76.9	(76.9)	100.0	(100.0)	41.2
100 ～ 299 人	100.0	100.0	(100.0)	63.7	(63.7)	8.2	(8.2)	63.0	(63.0)	63.0	(63.0)	44.5	(44.5)	8.2	(8.2)	100.0	(100.0)	63.0	(63.0)	100.0	(100.0)	0.3
50 ～ 99 人	100.0	91.3	(100.0)	-	(-)	8.3	(9.1)	41.7	(45.7)	-	(-)	-	(-)	21.7	(23.7)	-	(-)	91.3	(100.0)	91.3	(100.0)	8.3
30 ～ 49 人	100.0	88.0	(100.0)	-	(-)	-	(-)	0.9	(1.1)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	16.9
10 ～ 29 人	100.0	63.4	(100.0)	-	(-)	-	(-)	6.4	(10.1)	11.4	(18.0)	11.4	(18.0)	-	(-)	6.4	(10.1)	11.4	(18.0)	-	(-)	-
（ 事 業 所 規 模 ）																						
1,000 人 以 上	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *
500 ～ 999 人	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	19.2 *	(19.2) *	- *	(-) *	19.2 *	(19.2) *	19.2 *	(19.2) *	19.2 *	(19.2) *	19.2 *	(19.2) *	19.2 *	(19.2) *	19.2 *	(19.2) *	100.0 *	(100.0) *	19.2 *
300 ～ 499 人	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *
100 ～ 299 人	100.0	100.0	(100.0)	5.2	(5.2)	5.2	(5.2)	0.4	(0.4)	5.2	(5.2)	96.9	(96.9)	0.4	(0.4)	96.9	(96.9)	5.2	(5.2)	100.0	(100.0)	5.2
50 ～ 99 人	100.0	100.0	(100.0)	35.4	(35.4)	5.6	(5.6)	40.9	(40.9)	24.6	(24.6)	0.1	(0.1)	25.3	(25.3)	61.4	(61.4)	74.1	(74.1)	100.0	(100.0)	5.6
10 ～ 49 人	100.0	76.7	(100.0)	4.6	(6.0)	4.5	(5.9)	15.3	(20.0)	13.2	(17.3)	13.2	(17.3)	7.3	(9.5)	27.9	(36.4)	20.6	(26.8)	31.9	(41.6)	8.1
30 ～ 49 人	100.0	88.4	(100.0)	0.3	(0.3)	-	(-)	0.9	(1.1)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	0.3	(0.3)	-	(-)	0.3	(0.3)	17.2
10 ～ 29 人	100.0	74.9	(100.0)	5.3	(7.0)	5.2	(7.0)	17.5	(23.4)	15.3	(20.4)	15.3	(20.4)	8.4	(11.2)	32.1	(42.9)	23.7	(31.7)	36.7	(49.1)	6.7
（再掲） 50 人 以 上	100.0	100.0	(100.0)	30.4	(30.4)	5.5	(5.5)	35.8	(35.8)	22.9	(22.9)	16.0	(16.0)	21.2	(21.2)	67.2	(67.2)	62.6	(62.6)	100.0	(100.0)	7.1
（ 産 業 ）																						
農業、林業（林業に限る。）	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
建設業	100.0	29.0	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	12.3
製造業	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
情報通信業	100.0	74.5	(100.0)	-	(-)	54.9	(73.8)	58.7	(78.8)	-	(-)	-	(-)	54.9	(73.8)	-	(-)	54.9	(73.8)	54.9	(73.8)	58.7
運輸業、郵便業	100.0	92.8	(100.0)	1.1	(1.1)	0.3	(0.4)	48.4	(52.2)	0.4	(0.5)	35.6	(38.3)	0.2	(0.3)	44.2	(47.7)	48.6	(52.4)	92.8	(100.0)	0.7
卸売業、小売業	100.0	96.9	(100.0)	12.2	(12.6)	3.1	(3.2)	12.3	(12.7)	3.1	(3.2)	3.1	(3.2)	12.2	(12.6)	53.2	(54.9)	32.7	(33.8)	74.1	(76.5)	0.0
金融業、保険業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	50.0 *	(50.0) *	50.0 *	(50.0) *	50.0 *	(50.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *
不動産業、物品賃貸業	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *
宿泊業、飲食サービス業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
生活関連サービス業、娯楽業	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
教育、学習支援業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	67.0 *	(67.0) *	67.0 *	(67.0) *	33.0 *	(33.0) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	33.0 *	(33.0) *	- *
医療、福祉	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	27.9 *	(27.9) *	- *	(-) *	27.9 *	(27.9) *	27.9 *	(27.9) *	- *	(-) *	- *	(-) *	27.9 *	(27.9) *	27.9 *	(27.9) *	27.9 *	(27.9) *	- *
複合サービス事業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	51.0 *	(51.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	51.0 *	(51.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	81.2	(100.0) *	2.4	(2.9) *	2.4	(2.9) *	2.4	(2.9) *	2.4	(2.9) *	2.4	(2.9) *	2.4	(2.9) *	81.2	(100.0) *	2.4	(2.9) *	81.2	(100.0) *	-

令和4年労働安全衛生調査（実態調査）
「*」は調査対象数が少ないため利用上注意を要する。

【令和4年】
特別集計 都道府県、企業規模・事業所

【47 沖 縄】													(単位：%)	
区 分	おける支援 策の策定を す)	メンタルヘルス対策に 関する事業所内での 相談体制の整備	外部機関の活用				メンタル不調の労働者 に対する必要な配慮の 実施	その他のメンタルヘル ス対策	取り組んで いない	不明				
			地域産業保健センター (地域窓口)を活用し たメンタルヘルス対策 の実施	産業保健総合支援 センターを活用した メンタルヘルス対策 の実施	医療機関を活用した メンタルヘルス対策の 実施	他の外部機関を活用 したメンタルヘルス 対策の実施 (注)								
合 計	(9.4)	42.9 (51.5)	- (-)	7.4 (8.9)	5.0 (6.0)	8.4 (10.0)	29.7 (35.7)	5.8 (7.0)	16.5	0.2				
(企 業 規 模)														
5,000 人 以 上	(3.7)	4.8 (4.8)	- (-)	1.7 (1.7)	1.7 (1.7)	0.2 (0.2)	4.8 (4.8)	- (-)	-	-				
1,000 ～ 4,999 人	(23.9)	92.0 (97.8)	- (-)	- (-)	22.4 (23.8)	22.4 (23.8)	24.6 (26.2)	- (-)	5.9	-				
300 ～ 999 人	(41.2)	41.2 (41.2)	- (-)	33.4 (33.4)	33.4 (33.4)	41.1 (41.1)	41.2 (41.2)	- (-)	-	-				
100 ～ 299 人	(0.3)	8.4 (8.4)	- (-)	- (-)	8.2 (8.2)	36.3 (36.3)	8.2 (8.2)	54.9 (54.9)	-	-				
50 ～ 99 人	(9.1)	8.3 (9.1)	- (-)	33.4 (36.6)	- (-)	- (-)	41.7 (45.7)	- (-)	8.7	-				
30 ～ 49 人	(19.2)	83.1 (94.4)	- (-)	- (-)	- (-)	0.9 (1.1)	88.0 (100.0)	- (-)	12.0	-				
10 ～ 29 人	(-)	57.9 (91.4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	23.3 (36.7)	- (-)	36.2	0.4				
(事 業 所 規 模)														
1,000 人 以 上	(100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- *	- *				
500 ～ 999 人	(19.2) *	19.2 * (19.2) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	19.2 * (19.2) *	- * (-) *	- *	- *				
300 ～ 499 人	(100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- *	- *				
100 ～ 299 人	(5.2)	8.3 (8.3)	- (-)	4.8 (4.8)	4.8 (4.8)	91.7 (91.7)	8.3 (8.3)	- (-)	-	-				
50 ～ 99 人	(5.6)	31.6 (31.6)	- (-)	- (-)	- (-)	0.1 (0.1)	5.6 (5.6)	24.5 (24.5)	-	-				
10 ～ 49 人	(10.6)	48.3 (63.0)	- (-)	10.1 (13.2)	6.7 (8.8)	5.7 (7.4)	38.5 (50.1)	- (-)	23.1	0.2				
30 ～ 49 人	(19.4)	83.5 (94.4)	- (-)	- (-)	- (-)	0.9 (1.1)	88.1 (99.7)	- (-)	11.6	-				
10 ～ 29 人	(9.0)	42.9 (57.3)	- (-)	11.7 (15.6)	7.8 (10.4)	6.4 (8.5)	30.9 (41.2)	- (-)	24.9	0.2				
(再掲) 50 人 以 上	(7.1)	29.2 (29.2)	- (-)	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)	15.2 (15.2)	7.6 (7.6)	20.4 (20.4)	-	-				
(産 業)														
農業、林業 (林業に限る。)	(-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-				
鉱業、採石業、砂利採取業	(-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	50.0 *	50.0 *				
建設業	(42.5) *	12.3 (42.5) *	- (-) *	- (-) *	- (-) *	- (-) *	29.0 (100.0) *	- (-) *	71.0	-				
製造業	(-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	100.0 *	- *				
電気・ガス・熱供給・水道業	(-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-				
情報通信業	(78.8)	54.9 (73.8)	- (-)	- (-)	- (-)	3.7 (5.0)	74.5 (100.0)	- (-)	25.5	-				
運輸業、郵便業	(0.7)	0.7 (0.7)	- (-)	48.2 (51.9)	- (-)	35.3 (38.1)	48.6 (52.4)	- (-)	7.2	-				
卸売業、小売業	(0.0)	26.4 (27.2)	- (-)	- (-)	3.1 (3.2)	- (-)	26.4 (27.2)	- (-)	3.1	-				
金融業、保険業	(100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	50.0 * (50.0) *	100.0 * (100.0) *	100.0 * (100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- *	- *				
不動産業、物品賃貸業	(-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	100.0 *	- *				
学術研究、専門・技術サービス業	(100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- *	- *				
宿泊業、飲食サービス業	(-) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- *	- *				
生活関連サービス業、娯楽業	(-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- * (-)	100.0 *	- *				
教育、学習支援業	(-) *	67.0 * (67.0) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	67.0 * (67.0) *	- * (-) *	- *	- *				
医療、福祉	(-) *	72.1 * (72.1) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	- * (-) *	27.9 * (27.9) *	- *	- *				
複合サービス事業	(100.0) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	49.0 * (49.0) *	49.0 * (49.0) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *	- * (-) *	- *	- *				
サービス業 (他に分類されないもの)	(-) *	78.8 (97.1) *	- (-) *	- (-) *	- (-) *	- (-) *	2.4 (2.9) *	- (-) *	17.5	1.2				

令和4年労働安全衛生調査 (実態調査)
[*]は調査対象数が少ないため利用上注意を

【令和4年】
特別集計 都道府県、企業規模・事業所規模・産業、メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容（複数回答）別事業所割合

【00 計】		取組内容（複数回答）																							
区 分	事業所計	取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議			メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施			メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任			教育研修・情報提供			職場環境等の評価及び改善（ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を含む）	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施	ストレスチェックの実施	職場復帰に（職場復帰プログラムも含む）							
合 計		00	計	100.0	63.4	(100.0)	18.7	(29.6)	14.8	(23.3)	23.3	(36.7)	23.4	(37.0)	21.4	(33.7)	8.7	(13.8)	32.6	(51.4)	21.9	(34.5)	40.0	(63.1)	15.1
(企 業 規 模)																									
5,000 人 以 上		100.0	95.3	(100.0)	42.2	(44.2)	38.5	(40.3)	43.4	(45.5)	61.1	(64.1)	56.9	(59.7)	28.9	(30.4)	69.1	(72.4)	45.3	(47.5)	85.9	(90.1)	41.9		
1,000 ～ 4,999 人		100.0	92.2	(100.0)	39.1	(42.4)	31.3	(33.9)	33.5	(36.3)	44.8	(48.6)	41.5	(45.1)	18.8	(20.4)	65.8	(71.4)	42.3	(45.9)	76.9	(83.4)	34.0		
300 ～ 999 人		100.0	87.1	(100.0)	29.1	(33.4)	21.5	(24.7)	32.8	(37.6)	35.3	(40.5)	31.8	(36.4)	10.2	(11.7)	53.0	(60.8)	33.8	(38.8)	62.7	(71.9)	20.9		
100 ～ 299 人		100.0	77.9	(100.0)	25.2	(32.3)	14.6	(18.7)	29.6	(38.0)	22.6	(29.0)	23.6	(30.2)	8.7	(11.1)	44.6	(57.3)	25.3	(32.4)	54.4	(69.8)	16.8		
50 ～ 99 人		100.0	70.1	(100.0)	17.2	(24.5)	10.7	(15.2)	24.7	(35.2)	16.5	(23.5)	12.2	(17.4)	4.6	(6.6)	27.1	(38.6)	19.1	(27.2)	41.1	(58.6)	7.7		
30 ～ 49 人		100.0	57.0	(100.0)	7.7	(13.5)	9.1	(16.1)	18.4	(32.3)	14.5	(25.5)	12.1	(21.3)	4.4	(7.7)	15.0	(26.3)	14.5	(25.4)	17.7	(31.1)	7.8		
10 ～ 29 人		100.0	32.0	(100.0)	2.8	(8.7)	2.7	(8.4)	9.5	(29.7)	5.6	(17.4)	4.6	(14.3)	1.0	(3.2)	6.1	(19.0)	5.9	(18.3)	7.4	(23.2)	2.2		
(事 業 所 規 模)																									
1,000 人 以 上		100.0	99.7	(100.0)	74.2	(74.4)	58.3	(58.5)	69.0	(69.3)	76.0	(76.3)	77.0	(77.2)	58.8	(59.0)	93.9	(94.2)	73.2	(73.5)	98.8	(99.1)	77.3		
500 ～ 999 人		100.0	99.3	(100.0)	71.8	(72.4)	60.0	(60.5)	71.9	(72.4)	65.5	(66.0)	62.2	(62.7)	46.9	(47.3)	87.7	(88.3)	57.1	(57.6)	99.1	(99.9)	65.0		
300 ～ 499 人		100.0	98.2	(100.0)	77.1	(78.5)	54.8	(55.9)	68.2	(69.5)	56.3	(57.4)	49.9	(50.9)	33.2	(33.8)	88.6	(90.3)	63.3	(64.5)	96.5	(98.3)	64.3		
100 ～ 299 人		100.0	96.8	(100.0)	59.0	(61.0)	32.5	(33.6)	53.5	(55.3)	46.6	(48.1)	43.0	(44.4)	23.7	(24.5)	75.6	(78.1)	47.6	(49.2)	93.6	(96.8)	38.0		
50 ～ 99 人		100.0	87.2	(100.0)	40.5	(46.4)	22.1	(25.3)	36.0	(41.3)	29.8	(34.2)	28.8	(33.0)	14.8	(17.0)	59.0	(67.8)	38.9	(44.6)	78.4	(90.0)	19.8		
10 ～ 49 人		100.0	58.6	(100.0)	13.6	(23.1)	12.5	(21.3)	19.7	(33.6)	21.0	(35.9)	19.0	(32.3)	6.9	(11.7)	26.8	(45.7)	18.2	(31.0)	32.3	(55.2)	12.7		
30 ～ 49 人		100.0	73.1	(100.0)	23.2	(31.8)	17.7	(24.2)	29.4	(40.3)	29.0	(39.7)	27.3	(37.4)	12.1	(16.6)	37.9	(51.9)	26.5	(36.2)	45.1	(61.7)	21.5		
10 ～ 29 人		100.0	55.7	(100.0)	11.6	(20.9)	11.5	(20.6)	17.8	(31.9)	19.4	(34.8)	17.3	(31.0)	5.8	(10.5)	24.5	(44.0)	16.5	(29.6)	29.8	(53.5)	11.0		
(再掲) 50 人 以 上		100.0	91.1	(100.0)	49.0	(53.8)	28.1	(30.8)	44.1	(48.5)	37.6	(41.3)	35.5	(39.0)	19.7	(21.6)	66.6	(73.1)	43.5	(47.7)	84.7	(93.0)	29.2		
(産 業)																									
農業、林業（林業に限る。）		100.0	43.7	(100.0)	9.5	(21.8)	6.2	(14.1)	14.5	(33.2)	10.5	(24.0)	10.4	(23.7)	2.5	(5.8)	9.4	(21.5)	9.0	(20.7)	16.9	(38.6)	2.4		
鉱業、採石業、砂利採取業		100.0	53.5	(100.0)	12.1	(22.6)	8.8	(16.5)	19.3	(36.1)	11.2	(21.0)	11.5	(21.6)	8.8	(16.5)	31.2	(58.4)	20.0	(37.4)	33.1	(61.8)	5.9		
建設業		100.0	48.8	(100.0)	9.1	(18.7)	9.6	(19.6)	16.0	(32.7)	14.6	(29.9)	12.3	(25.2)	6.4	(13.1)	19.7	(40.4)	16.1	(32.9)	24.6	(50.5)	9.6		
製造業		100.0	53.4	(100.0)	16.8	(31.4)	11.3	(21.1)	23.0	(43.0)	15.6	(29.2)	14.8	(27.7)	7.5	(14.1)	26.6	(49.7)	22.3	(41.7)	34.1	(63.9)	11.7		
電気・ガス・熱供給・水道業		100.0	87.2	(100.0)	46.5	(53.3)	36.0	(41.3)	37.0	(42.4)	63.5	(72.8)	48.6	(55.8)	29.0	(33.2)	62.8	(71.9)	51.6	(59.1)	70.6	(80.9)	40.3		
情報通信業		100.0	77.5	(100.0)	29.5	(38.0)	23.4	(30.2)	34.2	(44.1)	32.8	(42.4)	29.8	(38.5)	13.5	(17.4)	40.6	(52.4)	30.3	(39.1)	52.4	(67.6)	33.4		
運輸業、郵便業		100.0	72.8	(100.0)	30.0	(41.3)	17.1	(23.5)	27.2	(37.4)	27.5	(37.7)	27.0	(37.0)	12.1	(16.6)	40.7	(55.9)	32.3	(44.3)	53.0	(72.9)	13.6		
卸売業、小売業		100.0	62.7	(100.0)	19.8	(31.6)	17.9	(28.5)	23.7	(37.8)	28.8	(46.0)	27.0	(43.1)	11.6	(18.6)	36.6	(58.5)	22.3	(35.6)	43.7	(69.7)	17.8		
金融業、保険業		100.0	96.4	(100.0)	39.6	(41.1)	30.8	(32.0)	38.6	(40.0)	52.6	(54.6)	49.8	(51.6)	15.2	(15.8)	76.3	(79.1)	46.2	(47.9)	88.1	(91.4)	38.5		
不動産業、物品賃貸業		100.0	58.9	(100.0)	16.2	(27.5)	11.8	(20.0)	19.7	(33.4)	19.6	(33.2)	20.1	(34.1)	7.3	(12.5)	32.0	(54.4)	19.6	(33.3)	42.7	(72.4)	14.3		
学術研究、専門・技術サービス業		100.0	66.4	(100.0)	17.6	(26.5)	13.9	(20.9)	27.3	(41.1)	25.2	(38.0)	18.6	(28.1)	9.3	(14.1)	32.7	(49.3)	21.4	(32.3)	41.9	(63.2)	19.4		
宿泊業、飲食サービス業		100.0	57.9	(100.0)	10.0	(17.3)	11.5	(19.9)	19.4	(33.5)	18.2	(31.4)	17.6	(30.4)	6.3	(10.9)	25.4	(43.9)	15.4	(26.5)	31.6	(54.6)	11.2		
生活関連サービス業、娯楽業		100.0	65.9	(100.0)	14.4	(21.9)	14.0	(21.3)	17.4	(26.5)	15.6	(23.7)	15.7	(23.8)	5.3	(8.0)	36.4	(55.2)	19.6	(29.8)	39.4	(59.8)	12.9		
教育、学習支援業		100.0	61.9	(100.0)	12.6	(20.4)	10.5	(17.0)	16.8	(27.1)	17.1	(27.6)	14.0	(22.7)	4.1	(6.7)	26.5	(42.8)	18.5	(29.9)	29.3	(47.3)	11.2		
医療、福祉		100.0	67.5	(100.0)	18.7	(27.7)	13.4	(19.9)	24.5	(36.3)	22.0	(32.6)	17.3	(25.7)	5.7	(8.5)	23.0	(34.1)	16.4	(24.2)	29.6	(43.9)	11.5		
複合サービス事業		100.0	93.0	(100.0)	43.5	(46.8)	25.5	(27.4)	36.8	(39.6)	46.5	(50.0)	46.4	(49.9)	19.7	(21.2)	68.7	(73.9)	57.8	(62.2)	86.7	(93.2)	36.1		
サービス業（他に分類されないもの）		100.0	65.2	(100.0)	22.7	(34.9)	12.5	(19.2)	23.7	(36.3)	22.2	(34.1)	19.9	(30.6)	8.3	(12.7)	39.4	(60.4)	23.3	(35.8)	48.2	(73.9)	14.6		

令和4年労働安全衛生調査（実態調査）
「*」は調査対象数が少ないため利用上注意を要する。

【令和4年】
特別集計 都道府県、企業規模・事業所

【00 計】														(単位：%)	
区分	おける支援策の策定を 行	メンタルヘルス対策に 関する事業所内での 相談体制の整備	外部機関の活用				メンタル不調の労働者 に対する必要な配慮の 実施	その他のメンタルヘル ス対策	取り組んで いない	不明					
			地域産業保健センター (地域窓口)を活用し たメンタルヘルス対策 の実施	産業保健総合支援 センターを活用した メンタルヘルス対策 の実施	医療機関を活用した メンタルヘルス対策の 実施	他の外部機関を活用 したメンタルヘルス 対策の実施 (注)									
合 計	(23.9)	29.2 (46.1)	2.3 (3.7)	2.8 (4.4)	7.9 (12.4)	9.7 (15.3)	34.0 (53.6)	2.6 (4.2)	33.7	2.9					
(企 業 規 模)															
5,000 人 以 上	(44.0)	55.6 (58.3)	3.5 (3.7)	8.0 (8.4)	16.3 (17.1)	30.2 (31.7)	58.0 (60.8)	3.8 (3.9)	3.9	0.7					
1,000 ～ 4,999 人	(36.9)	47.4 (51.4)	4.0 (4.3)	4.5 (4.9)	15.8 (17.2)	18.7 (20.3)	53.4 (58.0)	4.6 (5.0)	6.9	0.9					
300 ～ 999 人	(24.0)	34.8 (39.9)	5.8 (6.7)	6.3 (7.2)	11.3 (12.9)	11.2 (12.8)	44.5 (51.1)	1.5 (1.8)	9.9	3.0					
100 ～ 299 人	(21.6)	37.0 (47.4)	1.2 (1.5)	1.9 (2.4)	8.9 (11.4)	10.3 (13.2)	42.3 (54.3)	2.8 (3.5)	19.8	2.3					
50 ～ 99 人	(10.9)	27.1 (38.7)	1.4 (2.1)	2.0 (2.9)	7.4 (10.6)	6.9 (9.9)	33.5 (47.8)	1.7 (2.5)	27.8	2.1					
30 ～ 49 人	(13.7)	25.2 (44.3)	3.0 (5.3)	1.1 (1.9)	5.9 (10.3)	4.1 (7.2)	26.1 (45.8)	4.5 (7.8)	41.7	1.3					
10 ～ 29 人	(7.0)	12.5 (39.0)	0.8 (2.4)	0.3 (0.9)	2.0 (6.2)	1.9 (5.9)	16.4 (51.2)	1.8 (5.7)	63.1	4.9					
(事 業 所 規 模)															
1,000 人 以 上	(77.5)	88.8 (89.1)	- (-)	11.3 (11.3)	29.7 (29.8)	48.3 (48.5)	88.1 (88.4)	3.1 (3.2)	-	0.3					
500 ～ 999 人	(65.5)	77.7 (78.3)	- (-)	7.1 (7.2)	29.4 (29.6)	42.8 (43.1)	83.5 (84.2)	7.1 (7.2)	0.4	0.4					
300 ～ 499 人	(65.5)	74.5 (75.9)	- (-)	5.1 (5.2)	28.3 (28.8)	23.6 (24.0)	78.3 (79.7)	3.0 (3.0)	1.5	0.3					
100 ～ 299 人	(39.2)	57.6 (59.5)	0.4 (0.4)	3.7 (3.8)	19.0 (19.6)	23.4 (24.2)	62.2 (64.3)	3.2 (3.3)	1.4	1.8					
50 ～ 99 人	(22.8)	39.8 (45.6)	1.9 (2.1)	4.8 (5.5)	11.8 (13.6)	13.4 (15.4)	43.8 (50.3)	3.9 (4.5)	10.6	2.3					
10 ～ 49 人	(21.7)	25.9 (44.2)	2.5 (4.3)	2.5 (4.2)	6.6 (11.2)	8.3 (14.1)	30.8 (52.5)	2.4 (4.2)	38.3	3.1					
30 ～ 49 人	(29.4)	37.0 (50.7)	6.1 (8.4)	5.9 (8.1)	14.9 (20.5)	13.8 (18.8)	41.0 (56.1)	2.9 (4.0)	25.7	1.2					
10 ～ 29 人	(19.7)	23.7 (42.5)	1.8 (3.2)	1.8 (3.2)	4.9 (8.8)	7.2 (12.9)	28.8 (51.6)	2.4 (4.2)	40.8	3.4					
(再掲) 50 人 以 上	(32.0)	48.3 (53.1)	1.3 (1.4)	4.6 (5.0)	15.4 (16.9)	18.1 (19.8)	52.5 (57.7)	3.7 (4.1)	7.0	2.0					
(産 業)															
農業、林業(林業に限る。)	(5.6)	14.8 (33.9)	2.3 (5.2)	1.9 (4.4)	3.4 (7.8)	1.0 (2.3)	15.5 (35.4)	1.4 (3.1)	54.8	1.5					
鉱業、採石業、砂利採取業	(11.1)	20.3 (38.1)	2.4 (4.5)	3.0 (5.7)	4.0 (7.5)	4.3 (8.0)	16.8 (31.5)	0.7 (1.2)	43.5	3.0					
建設業	(19.6)	19.7 (40.4)	3.2 (6.6)	1.3 (2.7)	4.4 (9.1)	5.6 (11.4)	24.1 (49.4)	2.5 (5.1)	47.3	3.9					
製造業	(21.8)	23.9 (44.8)	1.7 (3.2)	1.4 (2.6)	6.7 (12.6)	8.5 (15.9)	27.0 (50.6)	1.9 (3.5)	42.9	3.7					
電気・ガス・熱供給・水道業	(46.2)	45.8 (52.5)	5.1 (5.9)	9.9 (11.4)	21.1 (24.2)	25.8 (29.5)	59.0 (67.7)	4.5 (5.1)	10.6	2.1					
情報通信業	(43.2)	43.6 (56.3)	1.2 (1.5)	1.4 (1.7)	11.4 (14.7)	15.2 (19.6)	54.3 (70.1)	5.1 (6.6)	17.4	5.1					
運輸業、郵便業	(18.7)	32.6 (44.8)	3.0 (4.2)	3.6 (4.9)	10.3 (14.1)	8.8 (12.0)	35.4 (48.6)	2.7 (3.7)	23.8	3.4					
卸売業、小売業	(28.4)	33.4 (53.3)	3.7 (6.0)	4.0 (6.4)	8.5 (13.6)	11.1 (17.7)	32.8 (52.3)	2.2 (3.5)	35.4	2.0					
金融業、保険業	(39.9)	51.2 (53.1)	1.0 (1.0)	2.4 (2.4)	21.9 (22.7)	31.8 (32.9)	52.6 (54.6)	3.2 (3.3)	3.1	0.5					
不動産業、物品賃貸業	(24.3)	29.4 (49.9)	1.0 (1.8)	0.5 (0.9)	6.8 (11.5)	11.8 (20.0)	31.5 (53.4)	1.5 (2.6)	38.0	3.1					
学術研究、専門・技術サービス業	(29.2)	31.8 (48.0)	- (-)	2.4 (3.6)	10.6 (16.0)	11.5 (17.3)	35.0 (52.7)	4.2 (6.4)	30.3	3.3					
宿泊業、飲食サービス業	(19.4)	16.2 (28.0)	1.9 (3.4)	2.0 (3.5)	5.1 (8.7)	9.2 (15.8)	31.9 (55.2)	1.9 (3.2)	38.9	3.2					
生活関連サービス業、娯楽業	(19.5)	22.8 (34.6)	2.8 (4.2)	2.3 (3.5)	2.2 (3.3)	4.3 (6.5)	36.9 (56.0)	1.7 (2.6)	30.9	3.2					
教育、学習支援業	(18.1)	26.5 (42.8)	1.8 (3.0)	0.1 (0.1)	5.9 (9.6)	7.7 (12.4)	28.3 (45.7)	1.8 (2.9)	33.8	4.3					
医療、福祉	(17.0)	34.3 (50.8)	0.9 (1.4)	3.8 (5.6)	8.0 (11.8)	6.6 (9.8)	39.9 (59.2)	4.5 (6.7)	29.8	2.7					
複合サービス事業	(38.8)	48.1 (51.7)	1.3 (1.4)	4.6 (4.9)	16.1 (17.3)	9.5 (10.2)	48.1 (51.8)	2.1 (2.2)	6.3	0.8					
サービス業(他に分類されないもの)	(22.4)	28.2 (43.2)	2.5 (3.8)	2.9 (4.5)	8.0 (12.3)	9.2 (14.1)	33.5 (51.5)	2.7 (4.2)	31.9	3.0					

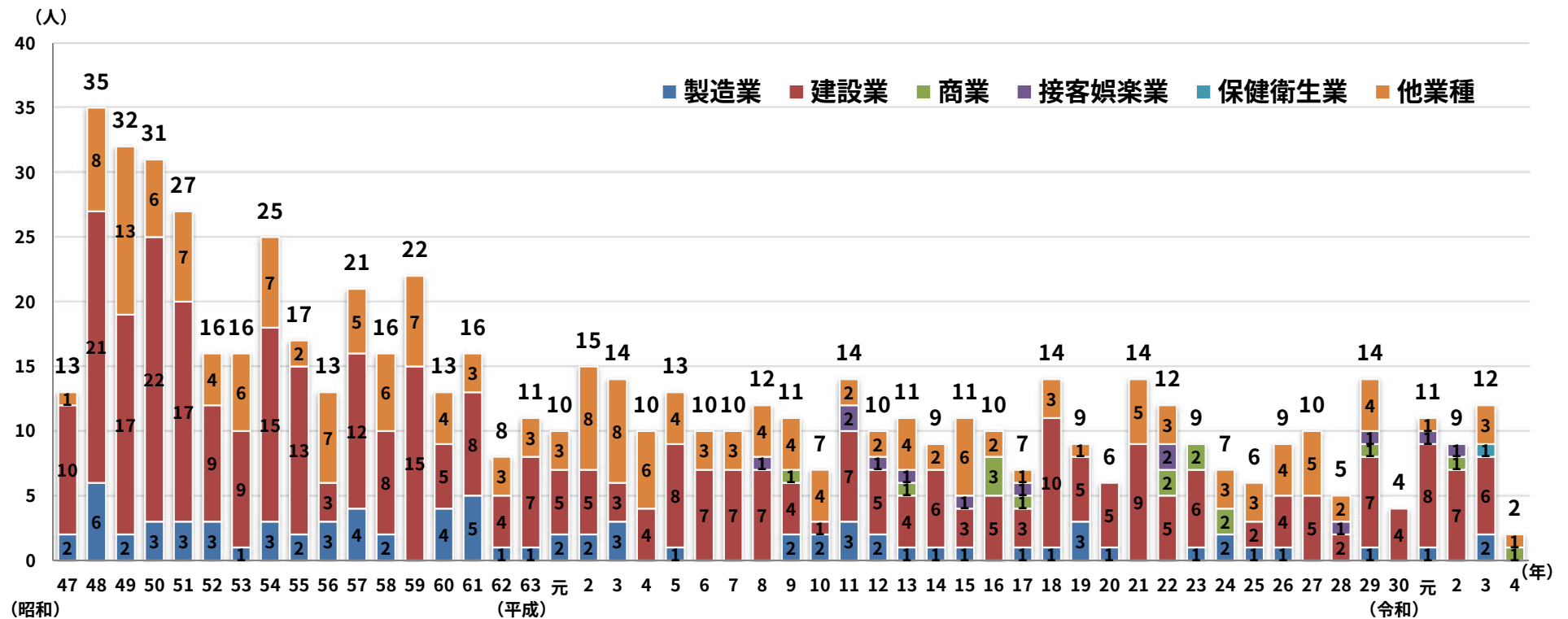
令和4年労働安全衛生調査(実態調査)
[*]は調査対象数が少ないため利用上注意を

県内における労働災害(死亡)発生状況の推移

死亡災害

参考資料3-①

- ・死亡災害は昭和48年をピークに減少傾向にあったが、その後は毎年10人前後で推移している。
- ・令和4年は減少し、前年比マイナス10人、83.3%減少した。
- ・令和4年は死亡災害が統計史上最も少ない年となった。
- ・建設業においては、平成24年以降10年ぶりに死亡災害が0人となった。

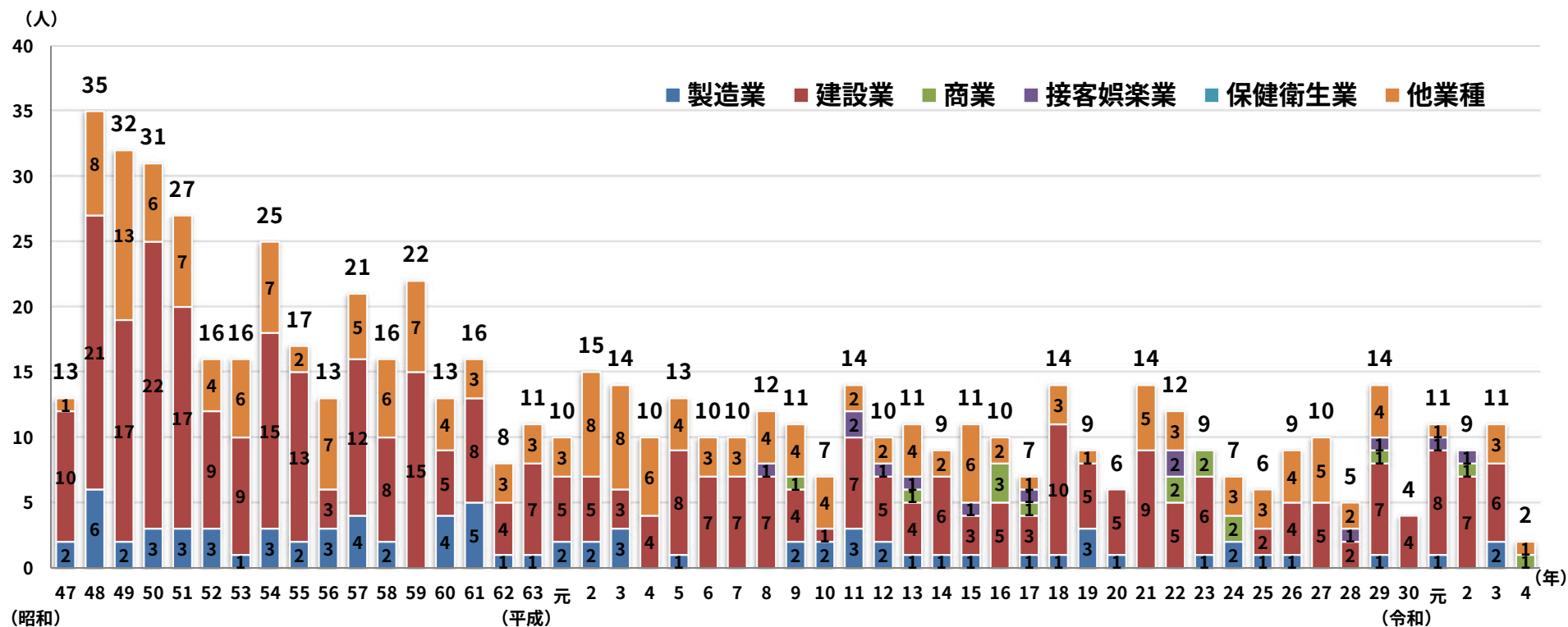


- (注) 1 死亡者数は死亡災害報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

県内における労働災害(死亡)発生状況の推移 (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く) 参考資料3-②

死亡災害

・新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた場合においても、令和4年は減少し、前年比マイナス9人、81.8%減少した。



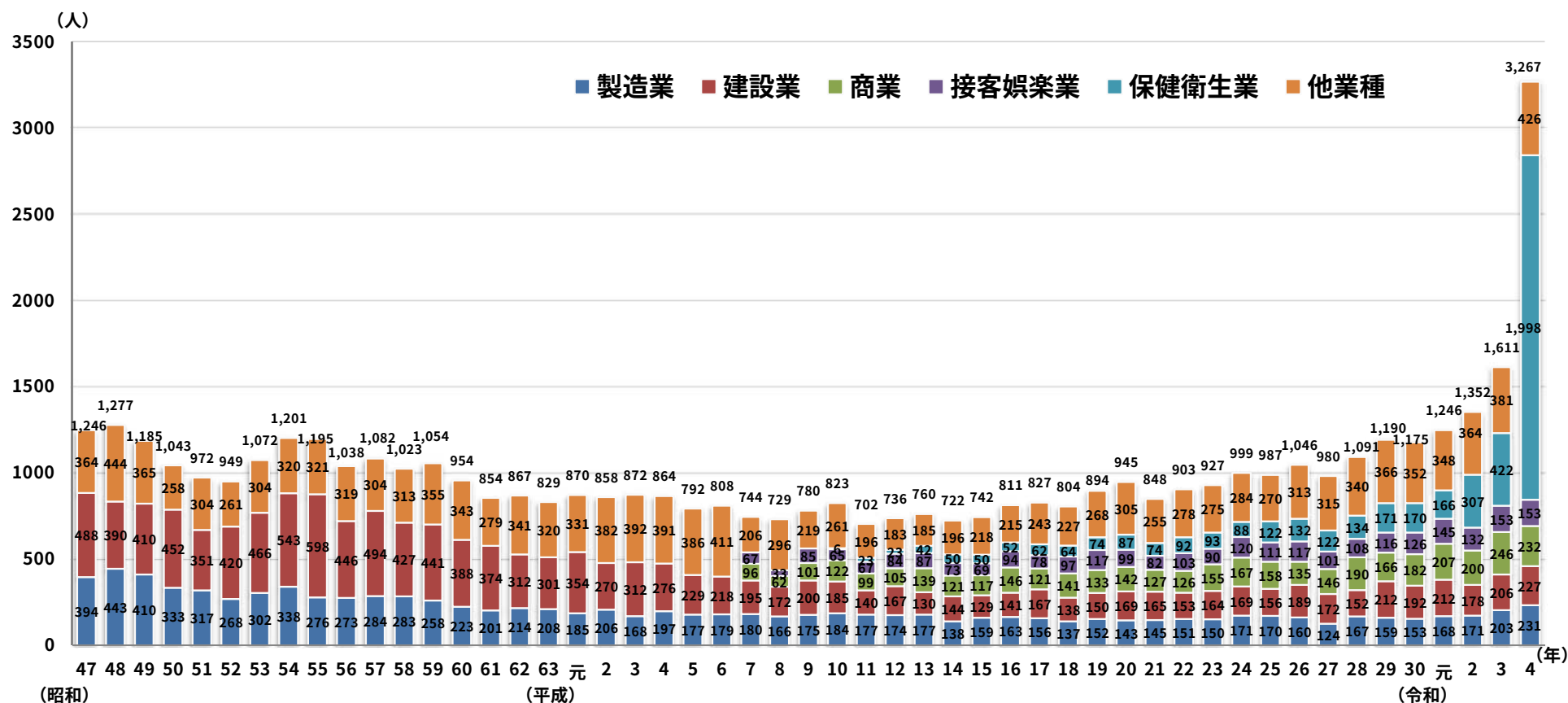
- (注) 1 死亡者数は死亡災害報告による。
2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

県内における労働災害（休業4日以上）発生状況の推移

参考資料3-③

休業4以上の死傷災害

- ・労働災害は減少傾向にあったが、平成11年を境に、増減を繰り返しながら増加傾向にある。
- ・令和4年は昭和47年以降で過去最多となった。



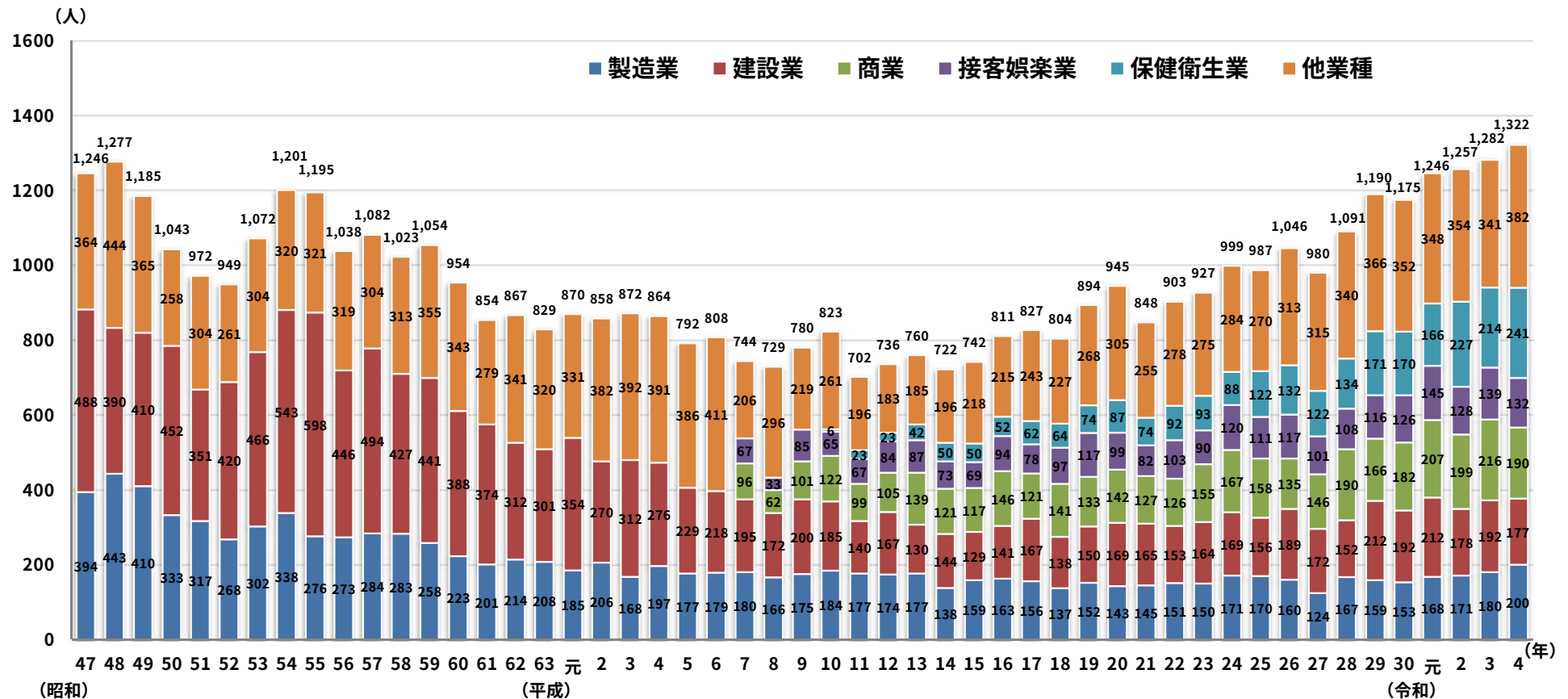
- (注) 1 休業4以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

県内における労働災害(休業4日以上)発生状況の推移 (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

参考資料3-④

休業4日以上之死傷災害

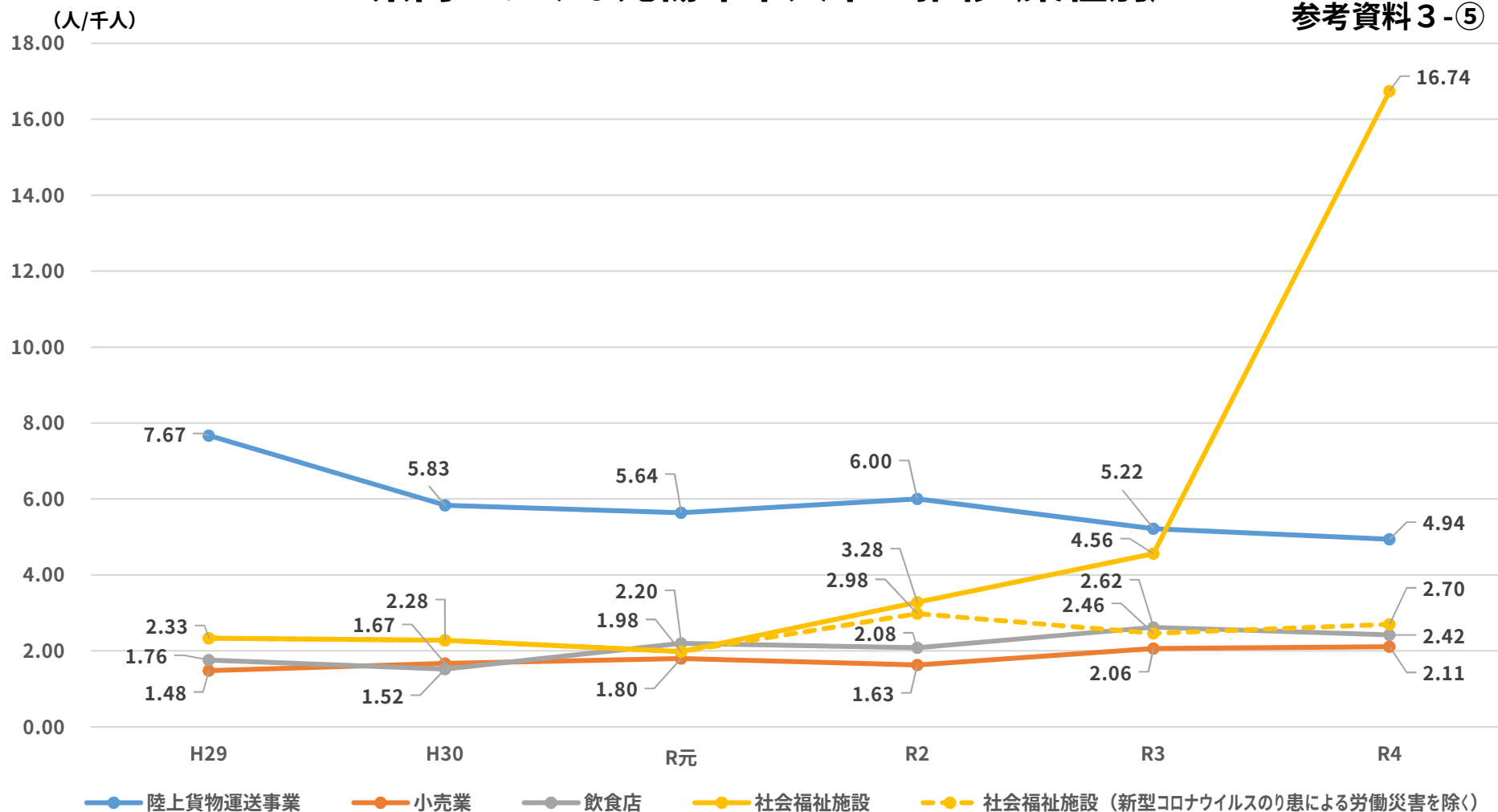
・新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた場合においても、令和4年は昭和47年以降で過去最多となった。



- (注) 1 休業4日以上之死傷者数は労働者死傷病報告による。
2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

県内における死傷年千人率の推移 (業種別)

参考資料 3 - ⑤



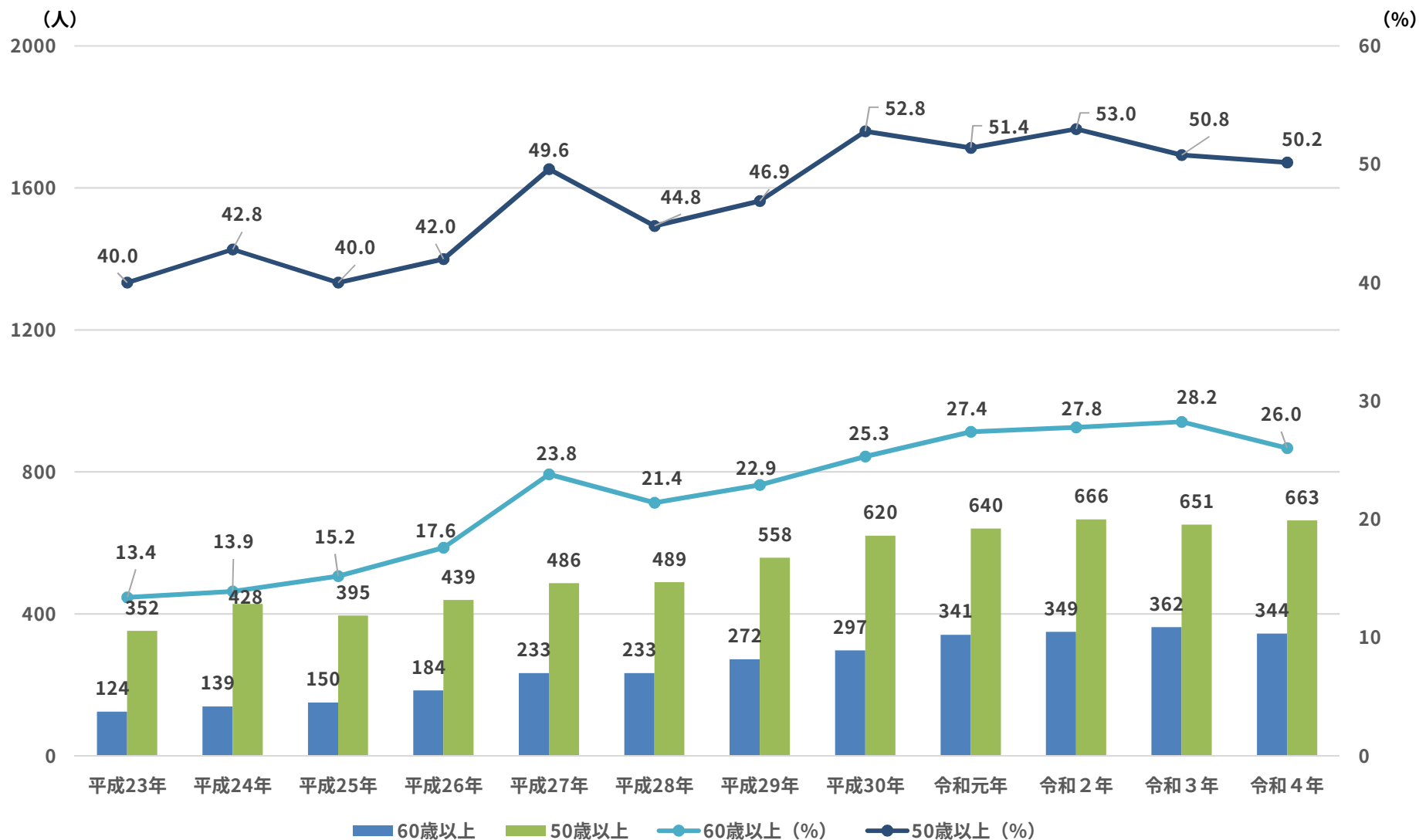
※ 沖縄県「労働力調査」(基本集計・年次・2017年から2019年)より集計

$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年間の休業4日以上死傷者数}}{\text{1年間の平均雇用者数※}} \times 1,000$$

1年間の平均雇用者数として、
 ・陸上貨物運送事業は道路貨物運送業(46)、運輸に附帯するサービス業(50)の計
 ・小売業は各種商品小売業(54)、織物・衣服・身の回り品小売業(55)、
 飲食料品小売業(56)、機械器具小売業(57)、その他の小売業(58)、
 持ち帰り・配達飲食サービス業(71)の計、
 ・社会福祉施設は社会保険・社会福祉・介護事業(82)
 ・飲食店は飲食店(70)
 の「役員を除いた雇用者数」を用いている。

県内における高年齢労働者等の労働災害発生状況の推移 (休業4日以上・全産業) (新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

参考資料3-⑥



※折線グラフは全年齢（全体）に占める年齢層の割合を示す。

※労働者死傷病報告により作成